



はじめに

道内の中小企業・小規模事業者は、人口の減少・高齢化による人手不足、後継者の不在などの経営課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に大きな影響を受けており、その取り巻く環境は厳しい状況です。

本書は、中小企業・小規模事業者の皆様が各種の支援制度を活用する際の手引書として、また、市町村をはじめ、道内の中小企業支援機関等が経営相談などにおいて、活用いただく基礎資料として作成しました。

その内容は、「新型コロナ対策」「創業・事業承継」「経営革新・経営改善」「新製品・新技術」「市場開拓・販路拡大」「人材育成・確保」などの12分野に区分し、375の支援制度の概要を紹介しておりますので、中小企業・小規模事業者が、課題解決に取り組む際にお役に立つと考えております。

最後に、本書の作成にあたっては、関係機関の方々にご協力いただきま した。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

2020年7月

CONTENTS 目次

(1) 指導・派遣(2) 補助金・助成金(3) 融資・保証等	
	18
(3) 融資,促訂等	
(2) 附具 下皿寸	20
(4) その他	26
5 新製品・新技術開発や事業	(化の
ための支援を受けたい	
(1) 指導・派遣	27
(2) 補助金・助成金	27
(3) 融資・保証等	31
(4) その他	32
6 技術課題解決のための	
支援を受けたい	
(1) 指導・派遣	33
. ,	
(4) インキュベーション施設	
	新製品・新技術開発や事業 ための支援を受けたい (1) 指導・派遣

7	施設拡充や設備導入のための 支援を受けたい		人材育成・確保のための 支援を受けたい
	(1) 補助金・助成金38		(1) 相談・指導・派遣
	(2) 融資・保証等39		(2) 補助金・助成金
			(3) 研修・セミナー
8	市場開拓や販路拡大のための 支援を受けたい		(4) 技能試験60
	(1) 補助金・助成金41	12	認証と表彰
	(2) 研修・セミナー41		(1) 認証61
	(3) 取引あっせん41		(2) 表彰62
	(4) 商談会・展示会他42		
		13	支援機関別の支援制度63
9	海外事業展開のための 支援を受けたい		
	(1) 相談・指導・派遣 44	14	お問い合わせ先一 覧
	(2) 補助金・助成金46		
	(3) 研修・セミナー47		
	(4) 商談会・展示会他47		
	(5) 情報提供47		
10	6 次産業化・農商工連携・地域 振興・活性化のための支援を受 けたい (1) 相談・指導・派遣		
	(2) 補助金・助成金50		
	(3) 研修・セミナー50		
	(4) その他51		M) (D)

新型コロナウイルスの影響に対する支援を受けたい

(1) 指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症中小・小規模企業緊急総合支援事業業[無料]	新型コロナウイルス感染症により、 経営に影響を受けている中小・小規 模企業	新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている中小・小規模企業(小売業、飲食業、旅館業等の観光関連事業者等)を対象に、資金調達の手法等の課題に応じた専門家を派遣するなど、オーダーメイド型の助言・指導を行うことにより、中小・小規模事業者の経営の安定化を図る。	新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター(一般社団法人中小企業診断協会心海道内) ☎011-241-8556
			北海道 経済部地域経済局 中小企業課小規模企業係 ☎011-204-5331
働き方改革に関する 働き方改革支援員の派遣 [募集時期:随時] [無 料]	道内の中小企業者等	新型コロナウイルス感染症防止のための三密回避などの理由から、新たにテレワークやフレックスタイム制度を導入したいと考えている企業の皆様からの要請に応じ、働き方改革支援員(中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家)を無料で派遣します。 ①地域連携コース 【内容】 企業からの要請に応じて、振興局職員と働き方改革支援員(中小企業診断士、社会保険労務士)が連携し、企業の働き方改革の取組をきめ細かく支援。 【派遣回数】 3回 ②ワーク・ライフ・バランス見える化コース 【内容】 従業員のワーク・ライフ・バランスを実現しようとする企業に対し、働き方改革支援員(中小企業診断士、社会保険労務士)による従業員アンケート調査を実施し、ワーク・ライフ・バランスの現状と課題の見える化をサポート。 【派遣回数】 3回(1回目:企業概要ヒアリング、2回目:従業員アンケート調査、3回目:見える化の報告)	北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係 ①11-204-5354

(2) 補助金・助成金・支援金

(2) 補助金・助成金・	又版立	
支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
休業協力・感染リスク 低 減 支 援 金 申請期限:2020/7/31	北海道からの要請でおそくとも4月25日~5月15日までの期間を継続して休業または酒類の提供期間を短縮し、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対して支援金を支給します。 法人:30万円 個人事業者:20万円 19時以降の酒類の提供を自粛した飲食店:10万円 ※期間によって休業要請の対象施設、区域が異なりますので、ご注意ください。 ※2020年6月18日現在の情報を掲載しています。	北海道休業協力・感染リスク 低減支援金お問い合わせ センター ☎011-351-6469
経営持続化臨時特別 支援金(支援金A) 申請期限:2020/8/31	「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、北海道からの要請でおそくとも5月19日〜5月31日(一部の施設は5月24日)までの期間を継続して休業または酒類の提供時間を短縮した事業者に対して10万円を支給します。 ※期間によって休業要請の対象施設、区域が異なりますので、ご注意ください。 ※2020年6月18日現在の情報を掲載しています。	北海道経営持続化臨時 特別支援金お問い合わせ センター ☎011-350-7262
経営持続化臨時特別 支援金(支援金B) 申請期限:2021/1/31	「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、休業要請の対象外であって、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者の方に対して5万円を支給します。 ※令和2年1月から3月末までに開業した方について特例あり ※2020年6月18日現在の情報を掲載しています。	北海道経営持続化臨時 特別支援金お問い合わせ センター ☎011-350-7262
持続化給付金 申請期限:2021/1/15	【概要】 新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え 再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金。 【主な要件】 ・2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。 ・2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上 減少した月が存在すること。 【給付額】 法人:上限200万円 個人事業者:上限100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限。 ※2020年6月15日現在の情報を掲載しています。	持続化給付金事業コール センター ☎0120-115-570
家賃支援給付金	【概要】 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金。 【給付対象】(詳細未定) テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業主等であって、2020年5月~12月において以下のいずれかに該当する者。 ・いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で50%以上減少。 ・連続する3ヵ月の売上高が前年同期比で30%以上減少。 【給付額】(詳細未定) 申請時の直近の支払家賃(月額)に係る給付額(月額)の6倍(6ヵ月分) ※給付率:2/3等 ※上限:100万円/月、50万円/月 ※2020年6月15日現在の情報を掲載しています。	お問い合わせ等は未定です。

	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
星 用 調 整 助 成 金 新型コロナウイルス感染症 シ影響に伴う特例)	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。	雇用助成金さっぽろセンター ☎011-788-2294
	上限 1日あたり15,000円 ※2020年6月18日現在の情報を掲載しています。	Without I Man I Do at 187 A
N学校休業等対応助成分 雇用者/個人事業主等 申請期限:2020/12/28		学校等休業助成金・支援金 等相談コールセンター ☎0120-60-3999
終染拡大防止ガイドライン ○策定、普及に関する支援		ホテル・旅館業界(宴会部門) 北海道庁観光局
P小・小規模事業者 感 染 予 防 対 策 等 経 急 支 援 事 第 申請期限: 2020/7/10	補助率:3/4以内、1団体あたり上限100万円 ※2020年6月18日現在の情報を掲載しています。	北海道庁中小企業課 ☎011-204-5341
動き方改革推進支援助成3 デレワークコース) 申請期限:2020/12/1	・成果目標をすべて達成:補助率3/4、上限300万円	テレワーク相談センター ☎0120-91-6479
以 規続 化	適内の商工会・商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者 【内容】 ◆通常型◆ 本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組や、地道な販路開拓等とあわせで行う業務効率化の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。 「補助対縁経費】 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費 補助対象経費の3分の2以内 「補助上限額」 「和助上限額」 「和助計等に取り組む事業者への重点的な支援を図るものです。 「補助対象経費」 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費 「補助対象経費」 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費 「補助対象経費の3分の2以内(以下のA)、同4分の3以内(以下のB・C) 「補助上限額」 100万円 「申請要件」 「神助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。 A:サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと。 B:非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと。 C:テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること。 ※他にも「事業再開枠」等の補助上限額上乗せ措置といった要件がありますので詳しくは公募要領等をご確	経済産業省 北海道経済産業局 産業部中小企業課 ☎011-709-2311 (内線2576)
M型コロナウイルス感染が 対策 小規 模 事 業 者 緊急 支援事業補助金	国の小規模事業持続化補助金の交付を受け事業を終了している事業者のうち、新型コロナウイルス感染症	北海道経済部 地域経済局中小企業課 ☎011-204-5332
	(締切は秋以降数回を予定)	

3	支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
向 上支 技	ジス等生産性 T 導入 援 事 業 :5月11日開始予定]	l	中小企業等の生産性向上を目的に、バックオフィス業務等の効率化や 新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するIT導入の費用の一部を補助 します (通常枠)。また、補助率を引き上げた「特別枠」を設け、新型 コロナウイルス感染症の影響を受けて、サプライチェーンの毀損への 対応 (以下「甲」)、非対面型ビジネスモデルへの転換 (以下「乙」)、 テレワーク環境の整備 (以下「丙」) 等に取り組む事業者によるIT導入 等を支援します。	2 011-709-2311
			【対象事業】 事務局が認定した「IT導入支援事業者」が登録するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業 特別枠においては上記且つ、甲・乙・丙に資するITツールとその活用に不可欠なハードウェア(レンタル品)を導入する事業(公募開始前に導入したITツールについても補助対象事業となる場合があります)	
			【申請類型および補助率・補助額】 ITツールは、ソフトウェア(業務プロセス)・ソフトウェア(オプション)・役務(付帯サービス)で構成され、保有する業務プロセスの数等により申請類型を分類特別枠においては甲・乙・丙のいずれかのためのITツールが1つ以上含まれ、当該ツールの導入にかかる経費が、補助対象経費全体の1/6以上を占めていること	
			通常枠:A類型・B類型 プロセス数:A→1以上、B→4以上 補助率:1 / 2以内 補助額:A→30~150万円未満 B→150~450万円 補助額:30~450万円 補助額:30~450万円	
			※なお、通常枠・特別枠併せて、いずれか1つの類型のみ申請可能。また、 交付決定を受けた事業者は、交付決定日から1年は再度申請できま せん。	

(3) 融資他

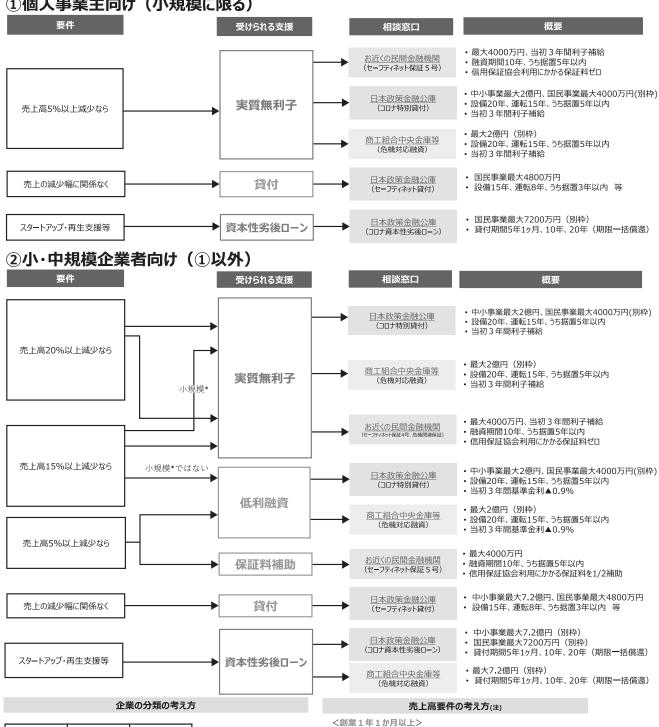
(3)融貨他			I
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
中小企業総合振興資金 【新型コロナウイルス感染症対応資金】 [募集期間:1月末(12月 末までに保証申込を完了している必要があります。)]	証4号または5号のいずれかの認定	新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者の皆様にご利用いただける融資制度です。 【使途】事業資金 【利率】5年以内1.0%、10年以内1.2% 【融資期間】10年以内(うち据置期間5年以内) 【融資金額】国準拠4,000万円 道特別2,000万円 【申込先】 取扱金融機関 【利子・保証料】 次の要件に該当する方は、利子と保証料の負担が軽減されます。 ・個人事業主(小規模企業者に限る) 売上減少5%以上:当初3年間無利子、保証料全額補助 ・中小企業者(上記を除く) 売上減少15%以上:当初3年間無利子、保証料全額補助 売上減少5%以上15%未満:保証料1/2補助	北海道経済部 地域経済局中小企業課金融係 ☎011-204-5346
新型コロナウイルス対応 支援資金		運転資金、設備資金(札幌市内の設備投資に限る) 【融資限度額】 2億円 【利率】 年1.0%以内	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌中小企業支援センター ☎011-231-0568 (認定申請窓口専用ダイヤル) ☎011-200-5511
新型コロナウイルス 緊 急 資 金	新型コロナウイルス対応支援資金の 融資申請を行う中小企業者等で新型 コロナウイルス対応支援資金の融資 実行までの間の事業資金が切迫して いる中小企業者	【資金使途】運転資金 【融資限度額】500万円 ※ただし、同時に融資申請を行う新型コロナウイルス対応支援資金 の融資額の4分の1以内 【融資利率】年1.0%以内 ※3年間は、札幌市が利子補給する。 【返済期間】10年以内(うち据置期間3年以内) ※信用保証料は不要	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌中小企業支援センター

29.50		The state of the s	
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
危機関連保証	北海道内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症により影響を受け、事業所の所在地を管轄する市区町村の認定(中小企業信用保険法第2条第6項)を受けた中小企業者(特例中小企業者) ※認定の手続きは、市町村の窓口となります。 (法人の場合は本店登記地、個人の場合は事業所所在地の市町村)		北海道信用保証協会 ☎011-241-2231
新型コロナウイルス感染症特別貸付(国民生活事業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的な業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 2 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方(1)過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高(2)令和元年12月の売上高(3)令和元年10月から12月の平均売上高	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金 【融資限度額】 6,000万円(別枠) 【返済期間】 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内) 【担保】	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131
新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業事業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれかに当てはまる方 1 最近1カ月の売上高が前年または前々年同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況であること 2 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること	【使途】 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金 【融資限度額】 直接貸付3億円(別枠) 【返済期間】 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内) 【担保】 無担保 ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 中小企業事業 ☎011-281-5221

中小企業向け資金繰り支援内容一覧表(6/15時点)



①個人事業主向け(小規模に限る)



	小規模 (※)	中規模
個人事業主	1	(2)
法人	2	

①個人事業主向け(小規模に限る) ②小・中規模企業向け(①以外)

<※小規模の要件> 製造業、建設業、運輸業、その他業種 従業員20名以下

卸売業、小売業、サービス業 従業員5名以下

最近1ヵ月※の売上高と、前年または前々年の同期と比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど>以下のいずれかで比較 ※業歴3ヵ月以上に限る

- のい9407で比較、楽産店の月以上に映る 最近1ヵ月の売上高と過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高の比較 最近1ヵ月の売上高と令和元年12月の売上高の比較 最近1ヵ月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

この資料は、プロト スター株式会社運 営する StartupListに株 式会社INQが寄

相談をしたい・情報の提供を受けたい

(1) 総合相談

(1) 総合相談		
支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
総合相談窓口 [個人・中小企業者等] [無料]	中小企業・小規模事業者や創業者の経営上のさまざまな相談に対応します。 1.経営相談窓口	(公財) 北海道中小企業総合支援センター経営支援部経営支援G ☎011-232-2402
[無料]	技術相談、技術指導、依頼試験などの技術支援、共同研究、特許の利用などに関するさまざまな相談に対応します。 対応曜日:月〜金(祝日除く) 対応時間:8:45~17:30	(地独) 北海道立総合研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail: hq-soudan@hro. or.jp
NPO 法 人 等 相 談 窓 ロ [無 料]	NPO法人の設立、法人運営や実務、市民活動に関する相談を実施しています。 【利用時間】月〜金曜日9時〜21時 土・日・祝日9時〜18時 【休館日】12 / 29 〜1 / 3 【場所】道民活動センタービル(かでる2・7、8階) 【URL】http://www.do-shiminkatsudo.jp/	北海道立市民活動促進センター ☎011-261-4440 e-mail: center@do-shiminkatsudo.jp
総合相談窓口 [無 料]		R&Bパーク札幌 大通サテライト (HiNT) ☎011-219-3359
窓 口 相 談 [無 料]	中小企業診断士、金融・経営支援アドバイザーが経営のニーズに沿った相談に応じています。創業者向けの金融相談では、札幌市の融資制度のあっせん業務を担いながら対応します。 【対象者】 札幌市内の中小企業者等、札幌市内で起業を予定している方 【相談場所】 札幌中小企業支援センター(札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル2階) 毎週月~金曜日(土、日、祝祭日を除く)9:00~17:00 《専門相談窓口》 (1) 中小企業診断士相談窓口(訪問による相談にも対応します。) 毎月4回程度、9:00~16:00(12:00~13:00除く) (2) 女性起業家向け相談窓口 (開設日時》毎週火曜日、9:00~16:00(12:00~13:00除く) (3) 信用保証協会相談窓口 北海道信用保証協会の職員が経営・金融に関する相談に対応します。 《開設日時》毎月第2木曜日、10:00~16:00(12:00~13:00除く) (4) 司法書士が商業登記の申請・関連書類の作成に関する相談に対応します。 《開設日時》毎月第3木曜日、13:00~16:00 (5) さっぽろ人材サポートデスク(ひとサポ)(予約制、電話相談にも応じます) 社会保険労務士が求人の方法、テレワークの導入、就業規則の見直し等に関する相談に対応します。 《開設日時》毎週水曜日・金曜日、9:00~16:00(12:00~13:00除く)	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌中小企業支援センター ☎011-200-5511

97					
	支援制	度名		対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
経 [営 無	相料料	談]	経営全般・法律・知的財産・新商品開発・事業承継・海外展開などの経験豊富な専門家がご相談にお答えします。 【対象者】個人事業者、中小企業者、創業予定者等 【経営アドバイス】 平日午後1時から午後5時まで、対面による相談を承っております。(事前予約制) 【メール経営相談】 専用のWebフォームから経営相談を受け付けています。 https://www.smrj.go.jp/contact/keieisoudan_lst/index.php 【オンライン経営相談 [E-SODAN]】 AIチャットボットによる自動応答サービスにより、経営に関する相談に24時間いつでも対応します。平日午前10時から午後5時まで、専門家とチャットで相談することもできます。 https://bizsapo.smrj.go.jp 【相談日】 〇北海道本部:月曜日〜金曜日 13時〜17時 ○函館・北見・釧路オフィス、中小企業大学校旭川校 月1回実施	(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部企業支援課 ☎011-210-7471
常設	知的 無	才産相診 料	交室	産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)に関する出願や登録の全般に関する相談に応じます。 【対象者】個人及び企業 【相談日】 毎週火曜、金曜日 14:00~16:00 WEB申込 https://jpaa-hokkaido.jp/conferences/	日本弁理士会北海道会 ☎011-763-9331
知則	才総合 材のワ	と 支 支 ス ビ 、 ス	スロップ	【対象者】 中小・ベンチャー企業、中堅企業、個人等 【制度概要】 中小企業等が抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産権に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同して解決をするワンストップサービスの提供。 【内容】 知的財産権制度の概要説明、支援施策の紹介、特許、実用新案、意匠、商標等の出願手続支援(電子出願支援含む)、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)検索指導、農林水産物と海外展開に向けた知的財産に関する情報提供、企業内における知財人材の育成支援等の知的財産に関わる総合的な支援に係わる窓口の役割をはたします。道内8地域(函館、室蘭、苫小牧、旭川、北見、帯広、釧路、札幌)には、テレビ会議システムを利用した知的財産に関する相談に対応しています。 【より専門性の高い相談には、各分野の専門家による相談を橋渡しします】 1.弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイナー、ブランディングプランナー、企業OB等の専門家派遣 2.窓口配置専門家による支援(※予約制) (1) 弁理士(毎週月/水曜日・・・14:00~17:00)	(一社) 北海道発明協会 ☎011-747-8256
中:	央 相	示保護 制 談 窓 ペートデス 料		【対象者】 生産・加工業者を直接または間接の構成員とする、生産者団体 【相談対応日】 月曜日から金曜日10:00~17:00 (12:00~13:00は除く) ※土・日・祝日、夏期・年末年始の休業期間を除く 【内容】 地理的表示(GI)の登録申請手続きや申請内容に係るご相談を受け付けています。 【地理的表示(GI)保護制度について】 地域には長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在します。これら産品のうち、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護する制度。	(一社) 食品需給研究センター内 (GIサポートデスク) ☎0120-954-206

(2) 技術相談

(_,		-			
	支援制	度名		対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
技 術		相料	談	道総研の研究成果や知見等を用いて、技術に関連する質問や疑問に答えます。 【対象者】 企業等 【内容】 相談対応曜日:月~金(祝日除く) 時間:8:45~17:30	(地独) 北海道立総合研究機構本部連携推進部 ☎:011-747-2900 e-mail:hq-soudan@hro or.jp
				【対象者】 オホーツク地域食品企業等 ※個人の場合、創業・企業予定者に限る 【内容】 地域食品企業等からの食品加工技術に関する相談を随時受け付けています。 (月曜日から金曜日:9:00 ~ 17:00)土日祝祭日休館	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター [管理運営:(公財)オホーツク財団] ☎0157-36-0680
				【対象者】 渡島・桧山管内の企業等 【内容】 企業等からの技術に関する相談を受け付けています。 対応日:月~金曜日 9:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始を除く)	北海道立工業技術センター ☎0138-34-2600
				相談に対応し、専門家とのマッチング、解決策のご提案等をします。 【対象者】 産業連携プロジェクトを持つ企業者や技術全般について相談したい方 【相談対応日】 毎週月~金曜日(10:00~17:00)※土・日曜日、祝祭日および年末年始は休みます	R & Bパーク札幌 大通サテライト (HiNT) ☎011-219-3359

	支援	制度名		対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
3 .	技 術 無	相 料	談]	【対象者】十勝地域企業等 ※個人の場合、創業、起業予定者に限る 地域企業等からの相談を随時受け付けています。 【食品加工技術センター】製品開発、食品加工技術に関すること 【十勝産業振興センター】製品開発、サービス開発(メカトロニクス、電子制御装置(ECU)、画像処理、 無線通信、IoT)に関すること 【LAND】事業創発、起業・創業に関すること 相談対応日時:月曜日から金曜日の8:45から17:30まで(但し、祝日を除く)	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 (食品加工技術センターグループ) ☎0155-37-8383 (十勝産業振興センターグループ) ☎0155-38-8850 総合企画部 (事業創発支援グループ(LAND)) ☎0155-67-7895
				【対象者】苫小牧地域を中心とする企業(地域制限はありません) 【内容】 企業等からの技術的諸問題に関する相談に対し、助言等を行います。	苫小牧市テクノセンター ☎0144-57-0210
	食品試作 プラッ I ^無			【対象者】食品製造を行う企業(OEMを含む) 【内容】 商品試作やOEM加工に対応できる企業を紹介します。2019年度は97件の相談を受け、38件の	(一社) 北海道食産業総合振 興機構 (フード特区機構) ☎011-200-7000
				実施となりました。 食品の開発には多くの技術要素が必要とされていますが、1社で全て賄うには困難な場合があります。そこでプラットフォームに登録された企業91社の中から、商品試作やOEMを受託いただける パートナー企業を紹介します。	(公財) 北海道科学 技術総合振興センター ☎011-708-6526
				北海道食産業総合振興機構、北海道科学技術総合振興センター、北海道立総合研究機構、北海道食品産業協議会及び北海道経済連合会が連携し、相談に応じます。	(地独) 北海道立総合研究機構 食品加工研究センター ☎011-387-4132
					(一社) 北海道食品産業協議会 ☎011-241-6447
					北海道経済連合会 ☎011-221-6117

(3) 情報提供

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
道 産 建 設 資 材 デ ー タ ベ ー ス [無 料]	道内で製造・加工された建設資材をデータベース化し、道のホームページで公開しています。(登録制) 【制度情報URL】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kensetsushizai_database.htm	北海道経済部 地域経済局中小企業課 ☎011-204-5331
人材誘致の推進 無 料 1	【対象者】 道外在住者の採用を希望する道内事業所 【制度概要】 北海道へのU・Iターン希望者を採用しませんか。北海道では、道外在住の優秀な人材を求める道内の企業と道外在住のU・Iターン希望者それぞれが登録し、登録者に対し情報を提供します。 【内容】 求人登録をしていただくことにより、首都圏等のU・Iターン希望者の専門的知識や資格・免許などを紹介するサイトにアクセスすることができます。また、求職登録者との面談を希望するときは仲介を行います。 ※詳しい情報や登録は下記アドレスにアクセスしてください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/index.htm 【求職登録者の内訳】 コンピュータ関係技術者26人、機械関係技術者15人、電子・電気関係技術者10人、土木・建築関係技術者2人、他の技術者2人、研究職10人、専門職14人、管理職14人、総務・経理・事務41人、販売・営業19人、その他23人(2020年3月末現在)	北海道経済部 労働政策局産業人材課 人材確保支援係 ☎011-251-3896
北海道産業人材育成 ネットワーク [無 料]	【対象者】 道内中小企業等 【制度概要】 本道の産業人材の育成を図るため、道内の産業人材育成に関する様々な情報を道民の皆さまに分かりやすく提供する手段として、「北海道産業人材育成ネットワーク」を開設しています。 【内容】 道内中小企業における産業人材の育成を支援するため、道内の経済界や教育機関、行政機関が連携して、人材育成ガイドやどさんこサポーターズ、ものづくり体験マップなど、一元的に情報提供を行っています。	北海道経済部 労働政策局産業人材課 産業訓練係 ☎011-204-5098
産業人材育成研修 情報提供事業 [無 料]	【対象者】 在職者(全産業対象) 【制度概要】 道内の各機関が実施している産業人材育成を目的とした研修・セミナー情報を収集し、「研修・セミナーポータルサイト」において提供するとともに、利用者ニーズの調査及びニーズの実現を図ります。 【内容】 ・ポータルサイト(毎月更新)の閲覧は、以下のURLより自由に可能 http://www.hrd.pref.hokkaido.jp/sjnp/index.html ・利用者登録をしていただくとサイトに掲載されていない新着情報をメールで提供	北海道経済部 労働政策局産業人材課 産業訓練係 ☎011-204-5098
北海道 UIJ ターン 新規就業支援事業	【対象者】 東京圏在住者の採用を希望する企業等 【制度概要】 東京圏から北海道へのU・Iターン就職を促進するとともに、道内中小企業等における人手不足緩和を図るため、道内中小企業等と求職者を結ぶためのマッチングサイトを運営しています。 【内容】 東京圏のUJターン就職希望者に向けて、北海道が選定した企業及び市町村長が推薦する企業の求人情報をマッチングサイトに掲載します。また効果的な求人情報の作成支援を行います。	北海道経済部 労働政策局産業人材課 人材確保支援係 ☎011-251-3896

古控制府夕	対 会 学 。制度概要, 办 容	問い合わせ先
支援制度名	対象者・制度概要・内容	(地独) 北海道立総合研究機構
研究成果や技術に 関する情報提供 「無料]	ホームページ等により研究成果や技術情報を広く発信しています。 ((地独)北海道立総合研究機構 農業研究本部 http://www.hro.or,jp/list/agricultural/index.html 水産研究本部 http://www.hro.or,jp/list/fisheries/index.html 森林研究本部 http://www.hro.or,jp/list/fisheries/index.html 産業技術環境研究本部工業試験場 http://www.hro.or,jp/list/industrial/research/iri/index.html 産業技術環境研究本部食品加工研究センター http://www.hro.or,jp/list/industrial/research/food/index.html 産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所 http://www.hro.or,jp/list/industrial/research/eeg/index.html 建築研究本部北方建築総合研究所 http://www.hro.or,jp/list/building/research/nrb/index.html	(地强) 北海道立総合研究機構本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail: hq-soudan@hro.or.jp
公設研究機関の 情報提供 [無料]	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターのホームページにより研究成果や業務内容などの情報を提供しています。 ホームページ http://www.foodohotuku.jp	北海道立オホーツク圏地域 食品加工技術センター [管理運営:(公財)オホーツ ク財団] ☎0157-36-0680
成果発表会 [募集期間:未定] [無料]	試験研究・産業支援機関の事業成果(研究成果・企業支援成果等)を広く普及させるため、成果発表 会等を開催しています。 令和3年3月上旬予定	北海道立オホーツク圏地域 食品加工技術センター [管理運営:(公財)オホーツ ク財団] ☎0157-36-0680
さっぽろ産業ポータル [無 料]	札幌の産業・経済の様々な情報を気軽に収集・発信・検索できるサイトです。公的機関で行っている 補助金などの支援情報や元気にものづくりに取り組んでいる市内企業を紹介しています。 (メルマガ登録者・・・約4,000名、企業データベース登録企業・・・約1,500件) ・利用者自らが情報発信できる「投稿」機能あり ・北海道内の1次、2次、3次産業者情報データベース「つながるネット」を通じて簡単に、掲載事業者と連絡を取れるマッチングサイトあり http://www.sec.jp/	(一財) さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-820-2062
J-GoodTech (ジェグテック) [無 料]	日本の中小企業と国内外の企業とをつなぐビジネスマッチングサイトです。自社製品や技術・サービス情報のプロモーション、各企業との情報交換や技術提案により、マッチングを図ります。 国内中小企業約16,000社、国内大手企業約500社、海外企業約7,300社が登録されています。 https://jgoodtech.jp/pub/ja/	(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部支援推進課 ☎011-210-7472
ここからアプリ [無 料]	IT導入を検討する中小企業・小規模事業者のための情報提供サイトです。 生産性向上に関する経営課題をIT導入により解決へ導くため、業務用アプリや支援制度の情報を提供 しています。 https://ittools.smrj.go.jp/	(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部連携支援課 ☎011-210-7473
情報提供	【対象者】 地域産業に興味のある方(企業等、公設試、産業支援機関、一般) 【内容】 ①当財団のホームページにより研究成果や業務内容などの情報を提供しています。 http://www.tokachi-zaidan.jp/ 【食品加工技術センター】製品開発、食品加工技術に関すること 【十勝産業振興センター】製品開発、サービス開発(メカトロニクス、電子制御装置(ECU)、画像処理、無線通信、IoT)に関すること 【LAND】事業創発、起業・創業に関すること ②成果発表会(事業成果を広く普及するため、成果発表会を開催しています。)	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 (食品加工技術センターグループ) ☎0155-37-8383 (十勝産業振興センターグループ) ☎0155-38-8850 総合企画部 (事業創発支援グループ(LAND)) ☎0155-67-7895
産学連携推進オフィス [無 料]	【対象者】 北海道の食品・農林水産物に関心のある企業(道外の大手企業も可)、道内一次産業生産者・生産団体、大学・研究機関 【内容】 一次産業と企業が連携したプロジェクトを創出するため、フード特区機構内に産業連携推進オフィスを設置しました(2017年4月)。 上記オフィスでは連携に関する相談を受け、ニーズに合う企業・産地・研究機関とのマッチングを行います。ご要望に応じ勉強会設置や公的資金確保など、プロジェクト化に向けた支援を行います。現在38件のプロジェクトを支援しています。	(一社) 北海道食産業総合振興機構 (フード特区機構) ☎011-200-7000
特許情報の提供および 活 用 へ の 支 援 [無 料]	道内中小企業等の特許や実用新案などの産業財産権を活用した事業展開を支援するため、特許流通サポーターが、特許等の流通に関する普及・啓発活動、情報提供の他、企業、大学、研究機関等が保有する開放特許等の導入支援を行っています。 【対象者】企業、大学、研究機関 【内容】 ・特許所有者からの特許の円滑な導入や自己の保有する特許の活用のため、企業訪問等により仲介・マッチングを行います。 ・特許流通を促進するため、企業や団体に出向いて説明やアドバイスを行います。 ・地域の大学や研究機関から生まれた研究成果としての特許技術を企業などで活用していくための橋渡しを行います。 ・企業ニーズに応じて、特許技術を紹介します。	北海道知的所有権センター ☎011-747-7481
J - N e t 2 1 [募集期間:随時] [無 料]	【対象者】 個人・中小企業者等 【制度概要】 中小企業ビジネスを支援するポータルサイトです。 中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。 https://j-net21.smrj.go.jp	(独)中小企業基盤整備機構 広報統括室広報課 ☎03-5470-1519

創業や事業承継のための支援を受けたい

(1) 指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
プッシュ型事業承継 支援高度化事業 (専門家派遣)	道内の中小企業者等	事業承継診断の実施等により、早期かつ計画的な準備に対する経営者の「気づき」を促し、北海道事業承継コーディネーター等が相談に対応するほか、事業承継計画の策定や事業承継に係る課題について、専門家派遣等の個別支援を行います。 【派遣専門家】 当センターに登録された事業承継アドバイザー(弁護士・税理士・中小企業診断士等) 【派遣再用】 無料 【派遣回数】 原則3回以内	(公財) 北海道中小企業総合支援センタープッシュ型事業承継支援高度化事業担当 つ11-232-2012
プッシュ型事業承継 支援高度化事業 (経営者保証解除支援) [無 料]	道内の中小企業者等	経営者保証は後継者候補が事業承継を拒否する最大の理由となっていることを踏まえ、当センターの経営者保証コーディネーターが『経営者保証に関するガイドライン』に基づき、事業承継時の経営者保証の解除へ向けて支援します。 【内容】 1.経営者保証コーディネーターが経営者保証に関するガイドラインの充足状況を確認し、その結果に基づき、今後の取組みをアドバイスします。 2.金融機関と経営者保証解除に向けた目線合わせの際には、派遣専門家が事業者側に立って支援をするとともに、その後の対応をアドバイスします。 3.経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、新たに創設された信用保証制度の保証料の軽減を受けることができます。	
特定創業支援事業	旭川市、留萌市、稚内市、士別市、 名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、 東川町のいずれかに主たる事業所を 有する予定の創業を希望する方。	創業相談窓口を設置し、創業を希望する方に対して、各種の相談に応じるとともに、創業希望者にあった創業支援メニューをご紹介しています。また、産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業に参加した創業希望者等に対してポイントを付与し、計8ポイント以上を獲得した場合、主たる事業所を有する自治体から特定創業支援等事業者の証明書が発行されます。 証明書を受けた創業者は、株式会社設立時の登録免許税軽減や信用保証協会の保証枠の拡大などの特典が受けられるようになります。	(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-73-9210
	研究開発を目的とする事業者および 新規開業や企業内ベンチャーを目指 す起業家を対象とします。法人・個 人は問いません。	新製品や新サービスの研究開発の事業化または起業に対するコーディネート支援および助成金申請補助。 各種産業分野に精通した「研究・事業支援アドバイザー」を設置し、法人・個人を問わず、研究開発や事業立ち上げを検討の際の指導・助言を行います。 アドバイザーの派遣を必要とされる場合は、交通費などの実費負担のみで相談を承ります。 ※登録アドバイザー5名(指導実績はありません)	恵庭リナーチ・ビジネスパーク㈱ 企画総務課 ☎0123-36-3113 e-mail:soumu@rbp. co.jp
アクセラレーション事業 【 F A S T A R 】 [無 料]	IPOやM&Aを視野に成長戦略を描くベンチャー・中小企業や、将来の地域中核企業の候補となるベンチャー・中小企業等	成長の呼び水となる資金調達や事業提携を促進すべく、中期事業計画のブラッシュアップ(事業戦略、資本政策、知財、組織構築等)を担当専門家が短期集中型(半年~1年)で伴走支援するプログラムです。 ▼詳細はHPをご覧下さい https://www.smrj.go.jp/venture/acceleration/fastar/index.html	(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部企業支援課 ☎011-210-7471
北海道事業引継ぎ 支援センター事業 [募 集 期 間 随 時] [相 談 無 料] ※ただし、企業概要資料の作 成支援などにおいて一部費 用を負担していただく場合 もございます。	事業の存続に課題や悩みを抱える中 小企業者	北海道事業引継ぎ支援センターは、中小企業の事業引継ぎに関する支援を行うため、産業競争力強化法に基づき認定支援機関である札幌商工会議所に設置されている公正中立な公的機関です。 事業引継ぎに関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、事業継続に課題や悩みを抱える中小企業に対して、面談やご提出いただいた資料をもとに事業実態の把握や課題を抽出し、適切なアドバイスを実施します。また、ご相談の結果、第三者への事業の引継ぎを希望される場合には、事業承継やM&Aに関する可能性や課題に対する助言、交渉に必要な資料作成の支援、民間支援機関や金融機関への橋渡しをお手伝いします。 また、同センターに北海道後継者人材バンクを設置し、企業間M&Aでは、事業承継が難しい小規模事業者や個人事業主等の廃業を防ぐため、創業意欲の高い人材(創業希望者、移住希望者、地域おこし協力隊等)とのマッチングを支援し、事業承継×創業による新陳代謝の促進を支援します。	北海道事業引継ぎ支援センター

(2) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
創業促進支援事業 (北海道中小企業新応援 ファンド事業)	規に事業を開始する予定の方又は前	道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する個人・中小企業者 の事業展開に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、外注加工費、印刷製本費、事務所等改装費、広告宣伝費、 出展料等 【助成率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 100万円	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403

7	770		
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
地域課題解決型起業支援事業	道内で新たに起業する者 ※事業を営んでいない個人であって、起業支援金の支給対象者の募集を開始した日以降、補助事業の実施期間完了日までに、道内において個人事業の開業又は会社若しくは企業組合の設立若しくは特定非営利活動法人の設立を行い、その代表者となる者	北海道が地域再生計画に定める地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援等の社会的事業の分野において、地域課題の解決に資するために道内で新たに起業する者に大して、起業に必要な経費の一部を補助するとともに、事業立ち上げ等に関する伴走支援を実施する。 【対象経費】 人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費 ※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。 【助成率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 200万円	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
	期間完了日または、2020年12月31日までの間に中小企業等間において事業を引き継がせる者と事業を引き継ぐ者の間でM&A等も含む事業の引き継ぎを行った又は行う者で、一定要件を満たすこと。	フ場合などには重点的な支援を行い、ベンチャー型事業承継等を後押し、経営資源を譲り渡した事業者の廃業費用も補助します。 < Ⅰ型:後継者承継支援型(経営者交代タイプ)> 【原則枠】 補助率:1/2以内 補助上限額:225万円 上乗せ額※1:+225万円以内※2(補助上限額の合計は450万円) 【ベンチャー型事業承継枠・生産性向上枠】※3 補助率:2/3以内 補助上限額:300万円 上乗せ額※1:+300万円以内※2(補助上限額の合計は600万円) <Ⅱ型:事業再編・事業統合支援型(M&Aタイプ)> 【原則枠】 補助率:1/2以内 補助上限額:450万円 上乗せ額※1:+450万円以内※2(補助上限額の合計は900万円) 【ベンチャー型事業承継枠・生産性向上枠】※3 補助率:2/3以内 補助上限額:600万円 上乗せ額※1:+600万円以内※2(補助上限額の合計は1,200万円) 【ベンチャー型事業承継枠・生産性向上枠】※3 補助を:2/3以内 補助上限額:600万円 上乗せ額※1:+600万円以内※2(補助上限額の合計は1,200万円) ※1 事業転換により廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費(Ⅲ型のみ計上可)がある場合のみ認められる補助金額。なお、上乗せ額の対象となる廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費(Ⅲ型のみ計上可)のみの交付申請は出来ない。 ※2 廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費(Ⅲ型のみ計上可)として計上できる額の上限額。 ※3 補助率が2/3以内になる要件は公募要領でご確認ください。 ◎詳細は、事業承継補助金事務局のホームページをご確認ください。 URL:https://www.shokei-hojo.jp/	経済産業省 北海道経済産業局 産業部中小企業課 ☎011-709-2311 (内線2562)
創業バックアップ助成金 (一般枠・若者枠)	函館地域に事業拠点を設け、2021 年3月31日までに創業する者また は創業から5年以内の個人または中 小企業者等で、自ら作成した具体的 な起業化における事業計画を有する 方。	新たな起業化への取組を奨励・促進し、地域経済の活性化を図るため、 函館地域(函館市、北斗市及び七飯町)において開業しようとする方 及び開業して間もない方の事業計画のうち、優れた事業計画に対して、 事業の実施に要する費用の一部を助成する制度。応募のあった事業計 画の中から、審査により優秀な事業計画と認められた事業計画に対し、 助成金を交付します。 助成額:500万円(一般枠上限)、100万円(若者枠上限) ※若者枠は対象年齢は35歳未満、いずれも審査により決定	(公財) 函館地域産業振興財団(産業支援課) な0138-34-2600
創業支援事業	室蘭市、登別市内の創業2年以内の 中小企業者	ものづくりに関する事業(製造業、建設業、情報サービス業、学術研究、専門・技術サービス業等)展開のため新規に開設する事務所経費補助率2/3以内 上限5万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188

(3) 融資・出資

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
北のふるさと事業承継 支援ファンド [募集期間:随時]	業を含む)を行う小規模企業者(法	親族外後継者への事業承継を支援する官民ファンドです。 ファンドが事業者等から株式を買取り、一定期間保有後、親族外後継者へ譲渡するもので、ファンドが株式を保有している間、企業に対して経営支援等を行います。 【投資上限額】3,000万円 【投資期間】最長10年間 【申込費用・手数料】なし	

士顿地在夕	*****	划车棚 带 中央	問い合わせ生
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
中小企業総合振興資金 (創業) 貸付) [事業期間:通年]	て、1か月(6ヶ月※)以内に新たに事業を開始するあるいは2か月(6ヶ月※)以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ※() 内は認定特定創業支援事業の支援を受け創業する場合 2.中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの 3.事業を営んでない個人が、個人又は会社設立により事業を開始又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社があって、設立後5年を経過しないもの	ない事業者の方が利用できる資金です。 【使途】 事業資金 【利率】 [固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% (融資期間が3年を超える場合に限る) 【融資金額】 3,500万円以内 ※かつ、融資対象1のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする方については自己資金額の範囲内 【融資期間】 10年以内(うち据置2年以内) 【申込先】 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財) 北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 ☎011-204-5346
中 小 企 業総合振興資金(事業承継貸付)	1.事業承継に取り組む中小企業者等 2.国の全国統一保証制度である事業 承継特別保証の対象となる中小企 業者等		北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 ☎011-204-5346
支援資金[纂集期間:随時]	1.市内で創業する者及び創業5年未満の者 2.融資申請日前6カ月以内に新たに常用従業員を1名以上雇用した者	事業を支援する札幌市の融資制度です。 【使途】運転資金/設備資金 【利率】年1.1%以内 【限度】5,000万円 【期間】10年以内(うち据置2年以内)	札幌中小企業支援センター ☎011-200-5511
創業関連(再挑・支援)保証・ 制業等関語: 「以上のでは、 「では、 「でし。 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	1.現在事業を営んでいない個人で、1か月(※1)以内に個人で高齢である。(※2) 2.現在事業を営んでいない個人で、2か月(※1)以内に会社を育る方(※2) 2.現在事業を営んでいない個人で、2か月(※1)以内に会社を育る方(※2) 3.中小企業者である会社であって多いであった。会社を設議する方(※2) 3.中小企業者である会社であってまたは一部を経承する人(当時である会社の創業前に限る)を持ちに限る)を設立後5年未満の会社(設立たの会社に限る)を開発していながのよりにより後5年未満の会社に関わいた会社に限る)を提挙を営んでいなかから事業であるを継承して設立後5年未満の会社(中小部ま会社に限る)をであるを継承して設立された会社に限る)を提挙を関があるを継承して設立された会社に限る)を表すであるを継承して設立された会社に限る)を表すであると選挙を関連によった。との表すによったは、記述を受けたらは、対応を受けたらは、対応を受けたらは、対応を受けたらは、対応を受けたらは、対応を受けたらは、対応を受けたらは、対応を受けたらは、対応を受けたらは、対応を受けたらは、対応を受けたらは、対応を受けたらは、対応を受けたらは、対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対応を対	くは過去に解散した会社の業務を執行する役員であった方を対象とした保証を行うことにより、事業の実施に必要な資金の円滑化を図ることを目的とした制度です。 [資金使途] 事業資金 [保証限度額] く創業関連保証・再挑戦支援保証> 2,000万円 (両保証合算) く創業等関連保証 1,500万円 [保証期間] 10年以内 (据置期間は1年以内)	

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
経営承継		対象	
度	または個人事業主)	な資金を保証することで、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。 【資金使途】 自己株式・事業用資産等の取得資金、事業用資産等に係る相続税・贈与税の納税資金、その他運転資金等 【保証限度額】 普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 【保証期間】 運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 【提保】 必要に応じ 【保証人】 原則として法人代表者のみ	
関連保証 [募集期間:随時]	表者個人	法の認定を受けた会社の代表者個人の事業承継に必要な資金を保証することで、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。 【資金使途】自己株式・事業用資産等の取得資金、事業用資産等に係る相続税・贈与税の納税資金等 【保証限度額】普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 【保証期間】 運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む) 【担保】必要に応じ 【保証人】原則として認定中小企業者以外の保証人は徴求しない	事業承継サポートデスク
経営承継準備 関連保証 [募集期間:随時]		法の認定を受けた中小企業者(会社または個人事業主)の事業承継に必要な資金を保証することで、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。 【資金使途】 他社株式等の取得資金(総株主等議決権の2分の1を超える議決権を有することとなる場合に限る)・他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金 【保証限度額】普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 【保証期間】 連転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む)設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む) 提保】必要に応じ 【保証人】原則として会社の代表者または他の中小企業者(会社に限る)以外の保証人は徴求しない	北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク ☎011-241-5605
特定経営承継準備 関連保証 [募集期間:随時]	北海道知事の認定を受けた事業を営んでいない個人	法の認定を受けた会社の役員や従業員の事業承継に必要な資金を保証することで、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。 【資金使途】 株式等の取得資金 (総株主等議決権の2分の1を超える議決権を有することとなる場合に限る)・他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金 【保証限度額】普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 【保証期間】 運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む)設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む) 【担保】必要に応じ 【保証人】原則として他の中小企業者(会社に限る)以外の保証人は徴求しない	北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク ☎011-241-5605
事業承継サポート保証[募集期間:随時]	株式を集約化するための資金を必要としている、次の①~⑤の要件のすべてを満たす持株会社 ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する事業承継計画を策定していること。 ②純粋持株会社は、事業会社の事業	持株会社方式による事業承継に際して、事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するため必要となる資金を保証することで、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。 【資金使途】 株式取得資金 (持株会社が発行済講決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および付帯費用に限る) 【保証限度額】普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 【保証期間】15年以内(据置期間2年以内を含む) 【担保】必要に応じ 【保証人】原則として法人代表者のみ	北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク ☎011-241-5605

	7 1 2		
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
事業承継特別保証[募集期間:随時]	次の(1) 又は(2) に該当し、かつ、(3) に該当する中小企業者。ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該保証目限分に加え、体付実行されたもの保証目限分のに加え、貸付実行されたものを行うのに限る。(1) 信用保証協会の保証事業を有りに限る。(1) 信用保証協会の保証事業を有りに限る事業を有りに表する事業をある。(2) 令和2年1月1日事が多事業をある。(3) 次の①から④までによめなお信用によいののの。(3) 次の①から④までにといるに満としている。の要件を満たつい日面前のでは、信用保証協会ものとし、④につ時によるものとなるを要するものといるによるものとなるを要するものとは、「注)を目が10倍以内であるがないる法人・個人の分離がないる。②をBITDA有利子負債倍率を当り、多により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間により、第2をは、12・10年間によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	ることを目的とする制度です。 【資金使途】 資格要件(1)に該当する中小企業者は、保証人(個人に限る)を提供していない既往借入金の返済資金以外。 資格要件(2)に該当する中小企業者は、事業承継前における保証人 を提供している既往借入金の返済資金。 【保証限度額】普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 【保証期間】10年以内(据置期間1年以内を含む) 【担保】必要に応じ	事業承継サポートデスク

(4) 研修・セミナー

	研修・セミナー				
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先		
あ さ ひ か わ BizCafe 事 業 [募集期間: 随時] [原 則 有 料]	起業準備中の方、近い将来起業を考えている方、起業後間もない方、起業に関心のある方、事業承継する予定の後継者の方、第2創業、新分野進出を検討中の方など年齢、性別、国籍、職業は問いません(高校生、大学生も可)。	起業家を目指す方や起業後間もない方など、自らの夢と希望をビジネスを通じて実現したい方を応援するため、「あさひかわBizCafe」を開講いたします。起業に必要な知識やノウハウを学び各機関が志を共にする起業家さんとの交流ができます。 各機関が様々な立場から皆様の起業を支援します。また、産業競争力強化法に基づく認定創業支援事業のため、一定の要件を満たせば、登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策が適用されます。 なお、新型コロナウィルスによる感染を防止する観点から、WEBによる開催のみの実施となる場合があります。	(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-73-9210		
中小企業経営 セミナー等事業 [募集期間:随時] [有 料]	創業を目指す方など	【セミナーテーマ】 ・創業を目指す方などが直面する課題等 ・販路拡大、社内人材育成 ・起業道場 詳しくは、https://seminar.sapporosansin.jp/	(一財) さっぽろ産業 振興財団 産業振興センター ☎011-820-3122		
ビジネスプラン 作成スクール [募集期間:6月] [無料]	これから創業予定の方や創業後間もない方、新事業展開等をお考えの企業の経営者や企画担当者等	創業や事業の推進に必要なビジネスプランの作成手法の習得を目指すセミナー。 【講義・演習(10講座)】 地域の専門家、金融機関、企業経営者などを講師に招き、「マーケティング」「財務」などの講義を行うほか、参加者をグループ分けし、それぞれのグループを企業に見立てた演習を行う。 【発表会】 10講座終了後、各グループのビジネスプランを発表する。	(公財) 函館地域産業 振興財団(産業支援課) ☎0138-34-2600		
創業スキルアップ講座 [全 8 回]	これから創業予定の方や創業後間もない方、新事業展開等をお考えの企業の経営者や企画担当者等	(講座内容) ・2 日間集中講座(経営、販路開拓、人材育成)※4講座相当 ・売れる商品・サービスの基本(販路開拓、販売方法) ・ICTを活用したマーケティング(販路開拓) ・起業体験談・事例紹介(経営) ・組織マネジメントの基礎(経営、人材育成) ・創業期の資金調達(財務)	(公財) 函館地域産業振興財団(産業支援課) ☎0138-34-2600		
創業体験セミナー [費用:実費分]	創業予定者や創業間もない方	創業に必要な知識習得を目的に、創業計画の作成の仕方のほか、実際に創業された方の店舗に行き、店舗を見て体験談を聞く体験型セミナーを実施しています。 ※開催地及び実施日は、お問い合わせください。	北海道商工会連合会 ☎011-251-0102		

(5) 施設等提供

(3)施設寺提供		4/6-	
	支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
Γ	アオフィス HATTEN BIZJ 事業期間:随時] 有 料]		シェアオフィスは、これから起業をめざす方や起業したばかりの方、新たな事業展開をお考えの方、起業や事業に関する情報収集、他のご利用者との交流などを通じて企業発展するのに最適な場です。インキュベーション・マネージャー等、専門家が事業に関する各種相談に応じます。 【ご利用可能時間】 9:00~21:00 (年末年始を除く毎日) 【基本料金(月額/税抜)】 フリーブース・・・7,000円専用ブースS・・・15,000円専用ブースS・・・15,000円専用ブースア・・・20,000円【設備仕様】 フリーブース7席、専用ブースS2室(6.48㎡)、専用ブース2室(9.72㎡)、インターネット(無線LAN)、カラープリンター(有料)、鍵付きロッカー(有料)、冷暖房、駐車場(無料)等を完備 ※ご利用開始に当たって、事業計画書及び面接による審査がございます。	(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-73-9210
(MUサーチセンター A R C) 募集期間:随時] 有 料]	産業支援サービス業、企業内の研究 開発・情報関連・商品企画部門及び 地域産業の高度化に波及効果が期待 できる企業等で開業間もない方。	インキュベート施設 これから創業するあるいは創業間もない方、さらには新たな事業分野の開拓を図る方々のためのインキュベート施設です。 【施設概要】 地上2階建鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 室タイプ 13.5㎡~95.88㎡まで13室 【賃料】1㎡当たり 1,500円/月(消費税別) 【共益費】1㎡当たり 1,500円/月(消費税別) 【飲金】月額賃料の1か月分 ※ご利用開始に当たって、事業計画書及び面接による審査がございます。	(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-73-9210
		研究開発型企業、特に植物系バイオ テクノロジー関連企業および個人事 業者、その他各業種	【施設概要】 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延べ床面積7,750㎡ 貸室面積7.54~47.24坪(5タイプあり) 【利用できる主な設備】 給排水、ガス、200V電源使用可能な貸室あり 冷暖房完備 駐車場無料割り当てあり 【室料】 坪単価6,150円および共益費として坪単価2,500円 (いずれも消費税別) ※室料は減免制度あり	恵庭リサーチ・ ビジネスパーク㈱ 企画総務課 ☎0123-36-3113 e-mail:soumu@rbp. co.jp
(· o .	プロジェクトルーム (ンキュベーション施設)) 提 供 募集期間:随時] 有 料]		インキュベートルーム(51㎡、27㎡、10㎡の3タイプ)を提供しています。 空き状況や利用料金などについては、ホームページでご確認ください。 http://www.sapporosansin.jp/spr/	(一財) さっぽろ産業振興 財団 産業振興センター ☎011-820-3122
[募	集期間:空き室がある場合は随時] 有 料]	1.初めて事業展開する起業家(法人・グループ、個人でも可)で1年以上の入居を希望する方 2.千歳市の産業振興や地域活性化に寄与することが期待できる方 3.事業の内容が公序良俗に反していないこと 4.騒音、振動、臭気、廃液、排出ガス等により周辺に迷惑をかけない事業であること	1年以上入居する場合に限り、賃借料及び共益費などを(全額or一部) 2ヶ月分フリーレントします。 1.対象となる部屋は1階ステーションオフィス又は4階18㎡のオフィス ※ただし、1年未満で退去した場合は無料とした賃借料及び共益費 を納入していただきます。 2.施設内の会議室利用及びピジネスサポートは割引料金を適用 3.独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部などを通じ、経営相 談の斡旋、仲介の実施 4.産業活動に必要な情報提供(国、北海道、千歳市等)	(株) 千歳国際ビジネス交流 センター ☎0123-42-0501
(2	ンキュベーション施設 大ビジネス・スプリング 空室状況に応じて、都度公 を実施 有 料]		新事業の創出・育成を目的に、北海道大学等との連携のもと、中小機構、北海道、札幌市、地元経済界等が一体となり、地域の大学・研究機関等が有する知的資源等を有効に活用しながら、起業をはじめ実用化、マーケティング、販路拡大等あらゆる局面において、入居者のビジネス展開を強力にサポートします。研究開発等に最適な施設(ウェットラボ)を提供し、常駐するインキュベーション・マネージャー(IM)が、入居者が直面する様々な課題に対して適切なアドバイス等を行い、入居者とともに課題を解決していきます。 ▼北大ビジネス・スプリング 札幌市北区北21条西12丁目2(北海道大学北キャンパス内) ▼詳細は HPをご覧下さい https://www.smrj.go.jp/incubation/ho-bis/index.html	

		704.20		
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先	
インキュベーション 施設等の開放 [夢集期間:随時] [事集期間: []	企業等	・インキュベータルーム全4室(利用想定業種:情報処理サービス業、ソフトウェア業など) ・プレインキュベータルーム全4室(利用想定業種:情報処理サービス業、ソフトウェア業など) ・インキュベータファクトリー全4室(利用想定業種:機械製造業、食品加工業など) ・マルチメディアルーム1室(研究発表や会議等の使用目的として一般開放しています) を提供しています。空き状況や利用料金については、ホームページ(https://yoyaku.e-harp.jp/hakodate/)でご確認ください。	函館市産業支援センター ①138-34-2561	
美唄ハイテクセンター インキュベート施設 [募 集 期 間 : 随 時] [有 料]		インキュベート施設 10.44坪、11.41坪、21.82坪、22.82坪、44.64坪、45.45坪 室料月額4,800円/坪(共益費、清掃費、消費税別途)		
メディア・ミックス札幌 [募集期間:随時] 「有料]	・企業・団体等(IT関連など) ・実践指導室(貸室)において、事 業を行う企業及び団体	・技術・経営関連情報等の提供等	(㈱北海道ソフトウェア 技術開発機構 ☎011-816-9700	

(6) その他

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
産業競争力強化法 に基づく創業支援 [募 集 期 間 : 随 時]	創業支援等事業計画の認定を受けた 市区町村で、市区町村・創業支援事業者が行う経営、財務、人材育成、 販路開拓の知識が身につく、継続的 な相談支援や創業セミナー等(特定 創業支援等事業)を受けた者	左記対象者は、以下の支援施策をご利用になれます。 1.登録免許税の軽減 株式会社若しくは合名・合資・合同会社を設立する創業後5年未満の個人は、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(半額)されます。 ※資本金の0.7%→0.35% 2.創業関連保証の特例 創業2月前(会社設立でない場合は1月前)から実施される創業関連保証を具体的な計画があれば6月前に前倒し。 3.日本政策金融公庫の融資制度 創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を撤廃します。 4.小規模事業者持続化補助金の上限額の引き上げ通常、補助上限額50万円(補助対象事業費75万円以上の場合)のところ、100万円(補助対象事業費75万円)に引き上げ。※申請日時点で補助対象者要件を満たしている事業者のみ対象(申請時点で事業を行っていない創業予定者は対象外)	経済産業省 北海道経済産業局 産業部経営支援課 ☎011-709-2311 (内線 2577)

経営革新や経営改善・安定化のための支援を受けたい

(1) 指導・派遣

支援制度名		制度概要・内容	問い合わせ先
専門家派遣事業 [募集期間:随時] [無 料]	中小企業者等	中小企業者等が抱える様々な経営課題に対し、道内の経験豊富な専門家を派遣し、その解決を図る指導助言を行います。 年間3回まで無料で派遣します。	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 経営支援部経営支援G ☎011-232-2402
地域伴走型支援事業	中小企業者等	新たな事業活動にチャレンジしようとする中小企業者に対し、地域の 支援機関等と連携し、必要に応じて専門家等の協力を得ながら、伴走 型支援を行います。	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 経営支援部経営支援G ☎011-232-2402
高度化事業診断 (設備導入等促進診断事業) [募集期間:随時]	中小企業者等	高度化事業は、中小企業者等が共同して経営体質改善や環境変化への 対応を図るために行う集団化や集積整備等の事業です。 これら高度化事業の実施にあたって、当センターが北海道と連携し、 診断助言を行います。	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 経営支援部経営支援G ☎011-232-2402
水産加工関連事業者 生産性向上緊急対策事業 [無 料]	水産加工関連事業者	不漁等による影響を受け、とりわけ厳しい状況にある道内の水産加工 関連事業者に対して、生産性の向上や経営革新など、経営課題の解決 に向けた取組みを支援するため、センターのスタッフや専門家派遣に よる集中的かつ継続的な伴走型支援を行います。 【募集期間】令和2年5月1日~令和3年1月末日迄 【費用】派遣費用無料	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 経営支援部経営支援G ☎011-232-2402
中小企業・小規模事業者 ワンストップ総合支援事業 [募集期間:随時] [無 料]	中小企業・小規模事業者	中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応する「ワンストップ型の経営相談窓口」を運営するとともに、高度・専門的な課題に応じた専門家を派遣します。 1.よろず支援拠点(ワンストップ型の経営相談窓口)複雑・高度・専門的なものなど様々な経営相談に対して、専任のチーフコーディネーター等が、きめ細かく対応し、解決策の提示/フォローアップを行います。 URL:https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/business.htm	1-711-71
		2.専門家派遣 支援機関からの派遣依頼に基づき、中小企業・小規模事業者の高度・ 専門的な経営課題に応じた専門家を派遣し、専門的見地からの支援 を行います。 (専門家の派遣は、1企業あたり原則年間3回まで無料) ※IT活用や事業承継に係る課題の場合に限り原則年間5回まで無料 URL: https://www.mirasapo.jp/specialist/index.html	
中小企業アドバイザー 派 遣 事 業 [募集期間:随時] [無 料] ※原則1社1回まで	札幌市内の個人事業主、中小企業者 等	幅広い分野の専門家やアドバイザーを派遣し相談・助言を行っております。 訪問日数は最大2日間(2週間以内) 1日あたり相談時間は4~7時間	(一財) さっぽろ産業振興 財団 札幌中小企業支援 センター ☎011-200-5511
ハンズオン支援 [募集期間:随時] [有 料]	中小企業者等	中小企業の方々が抱える様々な経営課題の解決に向けて、最適な支援 テーマを提案し、専門家の派遣を通じて課題解決をサポートします。 ①専門家継続派遣事業 生産性向上、売上拡大等の目標達成等、全社的な経営課題の解決を 支援します。 【支援期間】10か月以内(20回以内) 【費用】17,500円/人日(税込) ②戦略的CIO育成支援事業 経営戦略に基づくIT化を進め、企業内のIT人材の育成を支援します。 ■IT化構想の策定を支援 【支援期間】4か月以内(8回以内) 【費用】17,500円/人日(税込) ■IT活用の企画・調達・運用を支援 【支援期間】10か月以内(20回以内) 【費用】17,500円/人日(税込) ③経営実務支援事業 特定の課題解決に必要な実務的な知識・ノウハウ面でアドバイスを 行います。 【支援期間】5か月以内(10回以内) 【費用】8,400円/人日(税込) ④販路開拓コーディネート事業 首都圏・近畿圏の企業への訪問・ヒアリングによるテストマーケティ ングを行うためのマーケティング企画の策定を支援します。 【支援期間】4か月以内(8回以内) 【費用】8,400円/人日(税込)	(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援課☎011-210-7471
	1.自社の経営課題・業務課題を整理したい、ITの活用可能性を検討し、生産性向上を目指したい中小企業者 2.特に、顧客対応・営業支援業務(フロント業務)、総務・会計・人事、労務、在庫、物流等の間接業務(バックオフィス業務)に課題があり、改善を検討したい中小企業者		(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援課 ☎011-210-7471

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
事 業 継 続 力 強 化 支 援 事 業 [募集期間: 随 時] [無 料]	中小企業者等	自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、中小企業の「事業継続力強化計画」策定の取り組みをを支援。 計画には単独の企業で作成するものと、複数の企業が連携して作成するものがあり、専門家のアドバイスにより計画策定を支援。	(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部 連携支援課 ☎011-210-7473
環境マネジメント システム (HES) 導入事業 [募集期間:随時] 「有料]	中小企業等	ISO14001を基本とし、コスト面や組織面で中小企業等が取り組み易い「北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)」の認証登録、情報提供を行い、中小企業等の環境経営を支援します。	エイチ・イー・エス推進機構 (事務局: (一社) 北海道商工 会議所連合会) ☎011-241-6733
むらおこし事業 [募集期間:随時] [無 料]	経営発達支援計画認定商工会地域の 小規模企業者(従業員が20人(商 業又はサービス業のうち宿泊業・娯 楽業以外の場合は5人)以下)	専門的技術や知識をもつ専門家を派遣し、指導を行っています。 【期間】1企業1テーマ3回まで	北海道商工会連合会 ☎011-251-0102 ※最寄りの商工会より お申込み願います。
制度改正による 専門家派遣事業 [募集期間:随時] [無 料]	従業員が20人(商業又はサービス 業のうち宿泊業・娯楽業以外の場合 は5人)以下の小規模企業者 ※商工会地域	労働法制、税制度、民法等の制度改正等による諸課題への対応や生産 性向上に向け、専門的知識をもつ専門家を派遣し、指導を行っています。	北海道商工会連合会 ☎011-251-0102 ※最寄りの商工会より お申込み願います。
経 営 安 定 特 別 相 談 事 業 [募集期間:随時] [無 料]	中小企業者(原則、商工会地域)	経営の悪化や連鎖倒産など倒産防止のための弁護士又は公認会計士等、 専門的知識をもつ専門家を派遣し、指導を行っています。	北海道商工会連合会 ☎011-251-0102 ※最寄りの商工会より お申込み願います。
北海道中小企業 再生支援協議会事業 [募集期間:随時] [無料] ※ただし、再生計画の策定支援などにおいて一部費用を 負担していただく場合もあります。	過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者	北海道中小企業再生支援協議会は、中小企業の再生に向けた取り組みを支援するため、産業競争力強化法に基づき、認定支援機関である札幌商工会議所に設置されている公正中立な公的機関です。企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けたアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり、必要に応じて中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家を活用しつつ、再生計画策定を支援します。再生計画策定にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公正中立な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。	北海道中小企業再生支援協議会

(2) 補助金・助成金

(2)補助金・助成金			
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
コンサルタント等 招 へい 支 援 事 業 (中小企業競争力 強 化 促 進 事 業)	道内の中小企業者等	新分野・新市場への進出等のために行う技術開発や生産管理、マーケティングなどのコンサルタント等の招へいに要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 往復の交通費、滞在費、コンサルタント料 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 100万円	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部助成支援 G ☎011-232-2403
リサイクル産業創出事業	・道内に主たる事業所又は事業所を 有する者(NPO法人等を含む) ・概ね上記の者で構成されるグルー プ	リサイクル製品等の事業化に向けた実証実験、市場調査に係る経費の一部を補助します。 【補助率】 対象経費の3/4以内(ただし、大企業のみの場合は1/2以内) 【補助金限度額】 500万円以内(ただし、市場調査のみの場合は200万円以内)	北海道 経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 環境産業・省エネルギー担当 ☎011-204-5320
食品認証取得支援事業 補 助 金	(1) 札幌市内に本社(本所)を有する、食品製造業者、食関連企業、飲食店及び食品店頭販売店(2) 北海道内に本社(本所)を有し、札幌市内に工場を有する食品製造業者及び食関連企業(詳細は募集案内にて確認ください)	理を国際標準化することにより商業流通※市場において競争力を高め 国内外への販路を拡大することを目的とし、法令制度化されたHACCP 導入の取組み、国際的に有効な各種認証の取得及び取得に向け社内体	(一財) さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-820-2062
IT 利 活 用 促 進事 業 費 補 助 金 [募集期間:4月下旬~7月下旬]	さっぽろ連携中枢都市圏に本社のある中小企業(ただし、IT産業を主たる事業として営む会社及び個人は除く)	ろ連携中枢都市圏に本社のある中小企業が、自社の経営課題を解決す	(一財) さっぽろ産業振興財団 エレクトロニクスセンター サテライトオフィス ☎011-814-5021 e-mail: it-pro@sec. or.jp
専門家派遣助成事業 [募集期間:随時]	道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町)内の中小企業等	経営革新又は経営課題の解決、生産技術等についての課題解決に必要な専門家派遣に要する経費の一部を助成 【対象経費】専門家の技術指導料、交通費、宿泊費 【助成内容】対象経費の10/10以内、15万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971

	7 100		11/2
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
経営改善計画 策定支援事業 [募集期間:随時]		北海道経営改善支援センターでは、国の認定を受けた外部専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、計画策定支援に要する費用の総額の2/3(上限200万円)まで負担します。 【認定支援機関(正式名称:認定経営革新等支援機関)】 ・認定支援機関一覧については、下記のウェブサイトをご覧くださ	北海道経営改善支援センター ☎011-232-0217
		い。 http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/keiei.htm	
ものでは、 ・ 世年 では、 ・ 世年 では、 ・ 世末 では、 ・ では、	業計画を策定し、従業員に表明している中小企業・小規模事業者等要件① 付加価値額 +3%以上/年要件② 給与支給総額+1.5%以上/年要件③ 事業場最低賃金 地域別最低賃金+30円	中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス改善に必要な設備投資等を支援します。 対象経費:新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築など 【一般型】 中小企業・小規模事業者等が行う新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援補助上限 1,000万円補助率 中小1/2、小規模2/3(※特別枠は一律2/3)※特別枠 補助対象経費の1/6以上が、次のいずれかの要件に合致すること A サプライチェーンへの毀損への対応 B 非対面型ビジネスモデルへの転換 C テレワーク環境の整備 【ビジネスモデル型】 中小企業によるイノベーション創出を後押しするため、従来のものづくり補助金の事業計画の実行支援のみならず、事業計画自体に斬新なアイデア、革新的なビジネスモデル等。補助上限 1億円(下限100万円)補助率 定額(10/10補助) 【グローバル型】 中小企業・小規模事業者等が行う海外事業の拡大・強化等を目的とした設備投資を支援補助上限 3,000万円	北海道中小企業団体中央会 北海道地域事務局 ☎011-522-9300
に向けた支援補助金」 ①工場・事業場単位での 省エネルギー設備導入 事業	全業種の法人及び個人事業主	【補助対象事業】 既存設備・システムの入替えや製造プロセスの改善等の改修やエネルギーマネージメントシステムの導入により、工場・事業場等における省エネ対策を行う事業 【対象経費】 設計費、設備費、工事費 【補助率】 中小企業者等(みなし大企業を除く):1/3以内、1/2以内大企業(みなし大企業を含む):1/4以内、1/3以内 【補助金限度額】 上限額:1億円/年度、3億円/年度、15億円/年度 下限額:100万円/年度	(工場・事業場単位) ☎03-5565-4463
「省エネルギー投資促進 に向けた支援補助金」 ②設備単位での省エネル ギー設備導入事業	中小企業者等 (大企業(みなし大企業を含む)は 対象外)	【補助対象事業】 既存設備を、補助対象設備ごとに定められた省エネルギー効果の高い設備への更新を行う事業 【対象経費】 設備費 【補助率】 1/3以内 【補助金限度額】 上限額:3,000万円、下限額:30万円	一般社団法人環境共創 イニシアチブ (設備単位) ☎0570-055-122 (ナビダイヤル) ☎042-303-4185 (IP電話)

(3) 融資・保証等

(3) 融資・保証等			
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
中 小 企 業総合振興資金(ステップアップ貸付)[募集期間:通年]	事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営の効率化などを図ろうとする計画(ステップアップ計画)を推進しようとする中小企業者等	ようとする事業者の方が利用できる資金です。	北海道 経済部地域経済局中小企業課金融係 ☎011-204-5346
中小企業総合振興資金(ステップアップ貸付)【政策サポート】	1. [食] 食の新サービスの企業をあるの事業化に取り組む中小屋では大きなどのでは、	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む事業者の方が利用できる 資金です。 【使途】 事業資金 【利率】 [固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% (融資期間が3年を超える場合に限る) 【融資金額】 1億円以内 【融資期間】 10年以内(うち据置1年以内)	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 ☎011-204-5346
中小企業総合振興資金 (経営力強化貸付)[募集期間:通年]	信用保証協会の経営力強化保証の対象となる中小企業者等(取扱金融機関及び国の認定を受けた認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等)	善を行う「経営力強化保証」の対象となる事業者の方が利用できる資金です。 【使途】 事業資金(道制度融資の借換に要する資金を含む)	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 ☎011-204-5346

士板制度存	₩ ₽ #	划在柳花 中的	881.06##
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
中小企業総合振興資金 (一般) 貸付)	中小企業者等	事業者の方の経常的な事業活動に幅広く利用できる資金です。 【使途】 事業資金(道制度融資の借換に要する資金を含む) 【利率】 [固定金利] 3年以内 年1.5% 5年以内 年1.7% 7年以内 年1.9% 10年以内 年2.1% [変動金利] 年1.5%(融資期間が3年を超える場合に限る) 【融資金額】 8,000万円以内 中小企業等協同組合等にあっては、2億円以内 【融資期間】 10年以内(うち据置1年以内) 【申込先】	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 ☎011-204-5346
中小企業総合振興資金(小規模企業貸付)	は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)	各商工会議所、各商工会、北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行の道内支店、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。 担保が不足しがちな小規模企業者の方や「小口零細企業保証」の対象となる小規模企業者の方が利用できる資金です。	経済部地域経済局
[募集期間:随時]	以下の中小企業者等 2.【小口】信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者(小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が2,000万円未満であるもの)	[固定金利] 3年以内 年1.3% 5年以内 年1.5% 7年以内 年1.7% 10年以内 年1.9% [変動金利] 年1.3% (融資期間が3年を超える場合に限る) [融資金額] 1.5,000万円以内 2.2,000万円以内 2.2,000万円以内 (既存の信用保証協会の保証付融資残高を含む) [融資期間] 運転資金:7年以内(うち据置1年以内) 設備資金:10年以内(うち据置1年以内) ※短期(融資期間1年以内)資金として利用可(一括償還可) [申込先] 各商工会議所、各商工会、北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行の道内支店、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	中小企業課金融係
中小企業総合振興資金 (経営環境変化対応貸付)	I	【使途】 事業資金 (道制度融資の借換に要する資金を含む) 【利率】 [固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% (融資期間が3年を超える場合に限る) 【融資金額】	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 ☎011-204-5346
中小企業総合振興資金(経営環境変化対応貸付)【原料等高騰】	1.最近3か月の売上原価率等が前年 同期に比べ増加している中小企業 者等 2.最近1か月の売上原価率等が前年 同月に比べ増加し、かつ、その後 2か月を含む3か月の売上原画率 等が前年同期に比べ増加する見込 みの中小企業者等 3.原料等価格の高騰の影響を受けて いる中小企業者等であって、省エ ネルギーに資する施設や新エネル ギーを使用する施設又は環境への 負荷を低減させる施設等を導入す るもの	【使途】 (1)、(2) 運転資金 (道制度融資の借換に要する資金を含む) (3) 設備資金 【利率】 [固定金利] 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% [変動金利] 年1.0% (融資期間が3年を超える場合に限る)	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 ☎011-204-5346

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
中小企業総合振興資金(経営環境変化対応貸付)【認定企業】[募集期間:随時]		取引先の倒産や取引金融機関の経営破綻など、様々な要因で 経営に支障が生じている事業者の方が利用できる資金です。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 ☎011-204-5346
中小企業総合振興資金(経営環境変化対応貸付)【災害復用】	1.災害の影響により、中小企業信用 保険法第2条第5項の規定に基づ く「特定中小企業者」又は同法第 2条第6項の規定に基づく「特例 中小企業者」であることの認定を 受けたもの 2.地震、大火、風水害及び冷害等に より被害を受けた中小企業者等で あって、道が認めた地域内に事業 所を有するもの	災害によって経営に支障が生じている事業者の方が利用できる資金です。 【使途】 事業資金(道制度融資の借換に要する資金を含む) 【利率】 [固定金利] 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% [変動金利] 年1.0%(融資期間が3年を超える場合に限る) 【融資金額】 運転資金:5,000万円以内 設備資金:8,000万円以内 設備資金:8,000万円以内 【融資期間】 10年以内(うち据置2年以内) 【申込先】 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財) 北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 ☎ 011-204-5346
中小企業総合振興資金(再生支援貸付)[募集期間:随時]	信用保証協会の事業再生計画実施関連保証の対象となる中小企業	北海道中小企業再生支援協議会による支援、又は、経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所又は北海道商工会連合会の推薦を受けて再生を図る事業者の方が利用できる資金です。 【使途】 事業資金(道制度融資の借換に要する資金を含む) 【利率】 金融機関所定の利率 【融資金額】 1億円以内 【融資期間】 15年以内(うち据置1年以内) 【申込先】 1.各商工会議所、各商工会、北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行の道内支店、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫 2.各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財) 北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局中小企業課金融係 ☎011-204-5346
中小企業総合振興資金 (防災 · 減災貸付) [募集時期:随時]	1.事業継続計画 (BCP) を策定し、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業者等 2.中小企業等経営強化法に基づく国の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る防災に資する施設等の整備を行う中小企業	【使途】 事業資金	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 2 011-204-5346

		た	
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
中小企業総合振興資金 (防災・減災貸付) 【耐震改修対策】 [募集期間:随時]	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(要緊急安全確認大規模建築物)」の所有者	【使途】 設備資金(耐震改修費用)	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 ☎011-204-5346
	る従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの(2に掲げるものを除く) 2.保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、業種で定める数以下のもの分で定める数以下のもの対象となる事業を行うもの、またはその対象となる事業を行う企業を行う会が多となる事業を行う企業を記合であって、その事業に従事する組合であって、その事業に従事する組合であって、その事業に従事する組合であって、その事業に従事する組合であって、その事業に従事する組合であって、その事業に従事する組合であって、では、下のものものであって、常時使用する従業した。またる事業となる事業となる。	【資金使途】事業資金 【保証限度額】 2,000万円 ただし、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証において は融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に 限る。 【保証期間】 原則として10年以内(措置期間は1年間) ただし、手形負付は1年以内、手形割引は6カ月以内 【担保】原則として不要 【保証人】原則として法人代表者のみ	☎ 011-241-2231
緊急短期資金保証	より直接的、間接的に被害を受け、	自然災害等の有事において、短期的な運転資金を供給することによって、喫緊の資金繰りを支援し、中小企業・小規模事業者の事業継続を後押しすることを目的とする制度です。 【資金使途】事業継続に必要とする短期的な運転資金 【保証限度額】 直近決算(確定申告)の平均月商の1ヵ月以内とし、1事業者1口限り。ただし、最初の決算(確定申告)が未到来である場合は、試算表等に基づく月商で対応可能なお、一般保証または小口零細企業保証にて取扱うものとし、各保証の保証限度額は以下のとおり。普通保証:2億円無担保保証:8,000万円無担保保証:8,000万円を含みます。ただし、いずれの場合においても、既存の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)を含めた合計の範囲内とする。 【保証期間】12ヵ月以内 【担保】必要に応じ	

	THE STATE OF THE S		
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
経 営 安 定 関 連セーフティネット保証	次の1~8の各号(中小企業信用保険法第2条第5項各号)いずれかに該当し、事業所の所在地を管轄する市区町村の認定を受けた中小企業者)1号:大型倒産の発生により影響を受けている中小企業者2号:取引先企業のリストラ響を受けている制いによります。大学では、まります。そのでは、まります。と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、、と、、、、、、	取引企業等の倒産・事業活動の縮小、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障が生じている特定中小企業者への資金供給の円滑化を目的とする制度です。 【資金使途】経営の安定に必要な事業資金 【保証限度額】 通常の保証限度額とは別に以下の保証限度額が設けられています。普通保証:2億円(組合4億円) ※6号(会融機関の破綻)の場合は3億円 無担保保証:8,000万円 ※無担保無保証人保証2,000万円を含みます。 【保証期間】定めなし 【担保】必要に応じ 【保証人】原則として法人代表者のみ	北海道信用保証協会 ☎011-241-2231
	人の場合は、確定申告)を行っていること。 (2) 次の条件を満たしていること。 ①法人 直近決算において経常利益を 計上していること。ただし、 一過性の経常赤字または既行う場合は、この限りではない。 ②個人 質情対照表を作成している青色申告の方門以上を計している。 適法人個人対電症のも行別以上を計上している。 ③法人個人共通 直近決類超過ではは一において債務超過ではな付借ではいる。 (3) 原則として、申込金融機関が主力または準度の支援を行っている。緩関第200万円の限りではない。 (3) 原則として、申込金融機関が主力または準等を行っている。機関が主力または準を行っている。 (4) 既往保証付借入金が返済緩和の条件変更を実施していないこと。	月以内とし、以降の更新時においては、原則として12ヵ月とする。 【担保】必要に応じ 【保証人】原則として法人代表者のみ	☎ 011-241-2231
経営力強化保証		金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とする制度です。 【資金使途】事業計画書に記載された事業計画の実施に必要な資金【保証限度額】普通保証:2億円(組合は4億円)無担保保証:8,000万円【保証期間】運転資金5年以内設備資金7年以内(運転設備併用を含む)ただし、既往借入金の借換を含む場合は10年以内。一括返済の場合は1年以内。据置期間を設ける場合は1年以内。【担保】必要に応じ【保証人】原則として法人代表者のみ	

	7.00	元 是次至1	
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)		法や省令に定められた計画に従って事業再生を行う中小企業者の資金 調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図 り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする制度です。 【資金使途】事業再生の計画の実施に必要な資金 【保証限度額】 通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普通保証:2億円(組合は4億円) 無担保保証:8,000万円 【保証期間】 一括返済の場合1年以内 分割返済の場合15年以内(据置期間は1年以内) 【担保】必要に応じ 【保証人】原則として法人代表者のみ	北海道信用保証協会
未来につなぐ地域社会 応 援 保 証 (みらいにつなぐ)	業・小規模事業者 (1) 北海道の「北海道SDGs推進ネットワーク」に参加登録している (2) 北海道の「北海道働き方改革推進企業認定」を受けている (3) 北海道の「障がい者就労支援企業認証」を受けている (4) 厚生労働省の「ユースエール認定」を受けている (5) 厚生労働省の「くるみん認定」または「プラチナくるみん認定」を受けている	ることを目的とする制度です。 【資金使途】 事業資金(借換資金は対象外※) ※借換対象が本制度によるもののみの場合、同一金融機関における 借換資金は対象となります 【保証限度額】普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 【保証期間】 一括返済の場合1年以内	
	事業を営む方(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方を除く。)	【使途】 運転資金、設備資金、特定設備資金 【融資限度額】 4,800万円(特定設備資金は7,200万円) 【返済期間】 1.運転資金5年以内(特に必要な場合は7年以内) (うち据置期間1年以内) 2.設備資金10年以内(うち据置期間2年以内) 3.特定設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131
セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)	売上が減少するなど業況が悪化して いる方	【使途】 社会的要因等により企業維持上、緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 【融資限度額】 4,800万円 ※中小企業事業は限度額が異なります。 【返済期間】 1.運転資金8年以内(うち据置期間3年以内) 2.設備資金15年以内(うち据置期間3年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221

(4) その他

(4) その他	7.1		
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
経営力向上計画の 認定および支援 (固定資産税・ 法人税軽減措置等) [募集期間:随時]	中小企業・小規模事業者・中堅企業等 (なお、法人税の軽減措置は、資本金1億円以下、従業員数が1,000人以下の中小企業者等のみ)	左記対象者が、経営力向上のための取組を記載した「経営力向上計画」を策定し、その計画が認定されると、以下の税制や金融等の支援措置が受けられるようになります。 1.中小企業経営強化税制 【対象設備】160万円以上の機械装置等(新品) 【要件】 (1) A類型:一定期間内に販売されたモデルで生産性が年平均1%以上向上する設備 (2) B類型:投資利益率が3年平均で5%以上向上する設備投資 (3) C類型:遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 【特例措置】 ・対象設備の即時償却 ・取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除	経済産業省 北海道経済産業局 産業部中小企業課 ☎011-709-2311 (内線2574)
		2.その他の金融支援 (1) 日本政策金融公庫による低利融資(中小企業者向け) (2) 中小企業信用保険法の特例(中小企業者向け) (3) 中小企業投資育成株式会社法の特例(中小企業者向け) (4) 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット(中小企業者向け) (5) 中小企業基盤整備機構による債務保証(中堅クラス向け) (6) 食品流通構造改善促進機構による債務保証(中堅・中小企業向け) ※金融支援を受ける場合には、計画の認定に加えて別途、各金融機関や信用保証協会における審査が必要となります。	
事業継続力強化計画 /連携事業継続力強化 計画の認定および支援	中小企業者 (税制優遇の対象は、資本金が1億 円以下、従業員数が1,000人以下の 中小企業者等)	左記対象者が、防災・減災対策として必要な取組を記載した「事業継続力強化計画」「連携事業継続力強化計画」を策定し、当該計画の認定を受けると、以下の税制や金融等の支援措置を受けることができます。 1.中小企業防災・減災投資促進税制 【対象設備】 自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産・機械及び装置(100万円以上)・器具及び備品(30万円以上)・建物附属設備(60万円以上) 【特例措置】取得価額の20%の特別償却 2.金融支援 (1) 日本政策金融公庫による低利融資 (2) 中小企業投資育成株式会社法の特例 (3) 中小企業投資育成株式会社法の特例 (4) 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット ※金融支援を受ける場合は、計画の認定に加え、別途、各金融機関等の審査が必要	

新製品・新技術開発や事業化のための支援を受けたい

(1) 指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
地域伴走型支援事業	道内に所在する中小企業者等	新たな事業活動にチャレンジしようとする中小企業者に対し、地域の支援機関等と連携し、必要に応じて専門家等の協力を得ながら、伴走型支援を行います。	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 経営支援部経営支援 G ☎011-232-2402
プロダクトデザイナー派遣事業 『札幌ものづくり×デザ イナープロジェクト』 [募集期間:6月~7月] [無 料]	さっぽろ連携中枢都市圏*の製造業等を営む中小企業者で下記の分野における製品開発に取り組むもの。 ※さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村とは札幌市・小樽市・岩見沢市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島・南幌町・長沼町1、食関連分野2、環境関連分野3、健康・福祉関連分野4、製造関連分野5、バイオ関連分野5、バイオ関連分野6、IT関連分野	ものづくりに係る以下の支援事業を行っています。 ①セミナー、勉強会: 色形にとどまらない企画から販売戦略に至るまでのデザイン戦略を取り入れ成功した製品開発事例等を紹介し、その有効性についての意識啓発を図る。 ②専門家等派遣: 新製品開発や既存品のリニューアルを目指す企業に対し、デザイン、マーケティング、セールス、経営戦略、ブランディング等の専門家及びそれらを統括する製品プロデューサーを派遣し、製品開発等の支援を行う。	(一財) さっぽろ産業 振興財団 販路拡大支援部 ☎011-820-2062
特 許 情 報 等 [募 集 期 間 : 随 時] [無 料]	道内中小企業等	道内中小企業等が特許や実用新案などの産業財産権を活用した事業展開を支援するため、特許流通サポーターが、特許等の流通に関する普及・啓発活動、情報提供の他、企業、大学、研究機関等が保有する開放特許等の導入支援を行っています。	北海道知的所有権センター ☎011-747-7481

(2) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
製品開発チャレンジ 支援事業 (北海道中小企業応援 ファンド事業)	道内の中小企業者等	本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費・副材料費、外注加工費、試験(検査)依頼費、共同研究 費 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 50万円	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
市 場 対 応 型製品開発支援事業(中小企業競争力強 化 促 進 事 業)	道内の中小企業者等	新分野・新市場進出等を目指した製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等(市場調査等のみを行う場合を除く)のために必要な経費に対する助成。 【対象経費】 原材料費、外注加工費、試験(検査)依頼費、道外展示会出展費ほか 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 300万円(市場調査等の限度額200万円)	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
市 場 対 応 型製品開発支援事業(中小企業競争力強 化 促 進 事業)【特定産業分野】		新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業者しくは基盤技術産業等の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査、道外展示会出展等に要する経費の一部を助成します。(市場調査等のみを行う場合を除く。) 【対象経費】 (1) 製品開発事業原材料・副材料費、外注加工費、試験(検査)依頼費、技術導入費、デザイン開発費ほか (2) 市場調査等事業出展料、展示工事費、職員旅費、印刷製本費、輸送費、市場調査委託費ほか 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 500万円(市場調査等の限度額200万円)	(公財) 北海道中小企業総合支援センター企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
市場対応型製品開発支援事業(中小企業競争力強化促進事業)[特定産業分野:共同開発]		加工組立型工業・基盤技術産業等、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する新分野・新市場進出等を目指した研究開発に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費・副材料費、外注加工費、試験(検査)依頼費、技術導入費、デザイン開発費ほか 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 500万円	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403

	LIA W	Marie Internal	77. A
支援制度名	対象者		問い合わせ先
地域資源活用型事業化実現事業 (北海道中小企業応援 ファンド事業)	道内の中小企業者等	道内の地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、外注加工費、デザイン開発費、試験(検査)依頼費、出展料等 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 150万円	(公財) 北海道中小企業総合支援センター企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
リサイクル技術研究開発 補助事業	は法人)又はグループ(代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る)	環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会を形成することを目的に、事業化を前提に行われる産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに係る研究開発に要する経費の一部を補助します。 【補助率】 対象経費の2/3以内(中小企業以外の場合は1/2以内) 【補助限度額】 1,000万円	北海道環境生活部環境局 気候変動対策課 ☎011-231-4111 (内線24-319)
商業・サービス競争 力強化連携支援事業 (新連携支援事業) ^{通称:サビサポ事業}	中小企業者を中心とした異業種分野 の事業者との連携体であり、かつ、 産学官(大学・地方自治体・公設試等)とも連携していること	中小企業者と産学官、また異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等のうち、地域経済を支えるサービス産業の競争力強化につながる取組に要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 労務費 事業費(謝金、旅費・交通費、会議費、借損料、知的財産権関連経費、維役務費、マーケティング調査費、備品・消耗品費、機械装置等費、外注費) 委託費 【補助事業期間】2年 【補助率】 IoT、AI、プロックチェーン等先端技術活用型 :補助対象経費の3分の2以内 一般型:補助対象経費の3分の2以内 一般型:補助対象経費の2分の1以内 【補助金額】 3,000万円以内 ※2年度目は初年度の交付決定額が上限	経済産業省 北海道経済産業局 産業部経営支援課 ☎011-709-2311 (内線2578)
ものづくり・商業・サービス度連携促進補助金	中小企業・小規模事業者等	コネクテッド・インダストリーズの取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。 加えて地域経済率引事業計画の承認を受けて連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資等の一部を支援します。 【対象事業】 (企業間連携型) 複数の中小企業等が連携して行う高度なプロジェクトを最大2年間支援(連携体は5者まで)(サプライチェーン効率化型) 幹事企業が主導し、中小企業等がデータ共有・活用によって、サプライチェーン全体を効率化する取組を支援(連携体は10者まで) 【補助率】 (企業間連携型) 中小1/2以内、小規模2/3以内(補助上限額2,000万円/者)(サプライチェーン効率化型) 中小1/2以内、小規模2/3以内(補助上限額1,000万円/者)	経済産業省 北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 ☎011-709-2311 (内線2587)
研究開発補助事業 (I型)夢づくりものづくり 支 援 事 業 [募集時期:7月予定]	道北地域(上川・留萌・宗谷の各管内) に主たる事業所を有し、6か月以上 事業を行っている中小企業者(個人 事業主を含む)・中小企業グループ	新製品・新技術等の開発及び開発後の事業化について明確な構想等があるものについて支援します。可能性調査、ビジネスプランの検討、試作開発、販路拡大など、調査段階から事業化段階のいずれかの段階でも対象となります。 【対象経費】 報償費、旅費交通費、消耗品費、手数料、原材料費、機械装置費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、負担金等 【助成限度】 1案件50万円	(一財) 旭川産業創造 プラザ ☎0166-73-9210
食に関するミニ補助事業	する自営業、企業、団体 (任意団体 を含む)	食品に関する研究開発・技術開発等の支援 対象経費:備品費、賃金、報償費、旅費、消耗品費、手数料、原材料費、 機材装置費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、出店料及び会 場経費、委託料、外注加工費、負担金、他 ・開催時期はHP等で募集します http://www.ohotuku.or.jp/mini_auxiliary/	北海道立オホーツク圏 地域食品加工技術セン ター [管理運営: (公財)オホー ツク財団] ☎0157-36-0680
小規模企業向け製品 開発・販路拡大支援 事 業 補 助 金		小規模企業が行う実用化・事業化の可能性が高い新製品・新技術開発、 その開発の前段階の取組(試験、試作、調査等)及び後段階の取組(販路開拓・拡大)に対する補助。	(一財) さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-820-2062

	3.00	北京	
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
食品開発支援事業 「ハンズオン型食品開発補助金」	(1) 札幌市内に本社を有する食関連 事業者 (2) さっぽろ連携中枢都市圏域※内 に本社(本所)を有し、かつ札 幌市内に事業所(支店や営業所 等)を有する食関連事業者 ※さっぽろ中枢都市圏域とは、小樽 市、岩見沢市、江別市、千歳市、 恵庭市、北広島市、石狩市、当別 町、新篠津村、南幌町、長沼町 (詳細は募集案内にて確認ください)	北海道の農水畜産資源を活用し、ターゲットとする市場ニーズ及び販路を踏まえた新商品開発を行う事業に対する補助	(一財) さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 2011-820-2062
IT ビジネス創出支援 事業費補助金 [募集期間:4月下旬~7月中旬]	①札幌市内に本社を有するIT産業の事業を主に営む中小企業(市内中小IT企業者)、もしくは、②IT産業以外の事業を行う札幌市内に本社を有する中小企業(ただし、②の場合は市内中小IT企業者とともに事業を行うこと。	いる業界特有の課題解決と将来的なビジネス化を視野に入れた先進的なIT技術(IoT、ビッグデータ、AI、xRなど)を活用した実証的な事業や、IT技術を活用したイノベーティブな事業創出(新製品や新サービス等	(一財) さっぽろ産業振興財団 エレクトロニクスセンター サテライトオフィス ☎011-814-5021 it-pro@sec.or.jp
IT- バイオ研究開発 補助 金 [募集期間:通年]	札幌市エレクトロニクスセンター ウェットラボに入居する企業	札幌市エレクトロニクスセンター ウェットラボに入居する企業が、自社の研究・開発等に取り組む費用の一部を、最大3年間(ウェットラボへの入居開始後36ヵ月以内)補助いたします。 【対象経費】 ウェットラボ入居企業が行う、食・バイオ関連の研究・開発等に取り組む費用 【補助額及び補助率】 補助対象経費の2分の1以内で、1年目上限300万円、2年目上限200万円、3年目上限100万円	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌市エレクトロニクス センター ☎011-807-6000 info-elecen@sec.or.jp
新技術 ・新製品開発 助 成 事 業	市、安平町)内の中小企業等	新技術・新製品等の開発、試作品の製造及び生産工程の合理化・高度 化等に要する経費、課題解決に必要な技術開発の検討に要する経費の 一部を助成 【対象事業】産業化への応用が可能な技術開発事業、市場化が可能な製 品開発事業生産設備の高度化、生産工程の合理化を図る事 業 【対象経費】原材料費、機械装置費、外注費、技術指導費、実験、試作 に要する費用等 【助成内容】対象経費の10/10以内、150万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
助 成 事 業	市、安平町)内の中小企業等	新技術等の開発、試作品の製造及び生産工程の合理化・高度化等に要する経費、課題解決に必要な技術開発の検討に要する経費の一部を助成 【対象事業】産業化への応用等の研究開発事業、市場化への可能性等の研究開発事業 【対象経費】原材料費、機械装置費、外注費、技術指導費、実験、試作に要する費用等 【助成内容】対象経費の10/10 以内、50万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
製品開発助成事業	道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町)内の中小企業等	地域の企業や団体等が地域技術の応用による製品開発、地域資源の活用による商品開発等のものづくりに要する経費の一部を助成 【対象事業】産業化への応用等の開発事業、市場化への可能性等の開発事業 事業 【対象経費】原材料費、機械装置費、外注費、技術指導費等、試作に要する費用等 【助成内容】対象経費の10/10以内、50万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
地域資源活用助成事業	道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町)内の中小企業等	地域の企業や団体等が地域技術の応用による製品開発、地域資源の活用による商品開発等のものづくりに要する経費の一部を助成 【対象事業】道央地域の資源を活用した新製品、新商品の開発 ※生産から加工、製造、販売までの開発事業 ※農・畜産資源、林産資源、水産資源(魚貝類、貝・甲殻類の殻等)、 地下資源(珪藻土等)を活用した事業 【対象経費】原材料費、機械装置費、外注費、技術指導費等 【助成内容】対象経費の10/10以内、20万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
地域ものづくり助成事業		地域の企業や団体等が地域技術の応用による製品開発、地域資源の活用による商品開発等のものづくりに要する経費の一部を助成 【対象事業】道央地域の農産品等を活用した新製品、新商品の開発※生産から加工、製造、販売までの開発事業 【対象経費】原材料費、機械装置費、外注費、技術指導費等 【助成内容】対象経費の10/10以内、20万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
研究開発助成事業		地域企業の高度技術・新製品の開発に関する試作研究及び基礎研究事業に対し、その研究開発費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、副資材等の購入経費など 【補助率】 対象経費の2/3以内 【限度額】 300万円 150万円(ソフトウエア開発の場合)	(公財) 函館地域産業振興財団 (産業支援課) ☎0138-34-2600

		that the later of the later	77. A. 11.
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
研究開発助成事業 (北洋銀行ドリーム基金) [募集期間:8月~10月]	・原則資本金3億円以下又は従業員 300人以下の中小企業及び個人 ・北海道内に主たる事業所を有し、 事業を営んでいること	新技術・新製品の研究開発に必要な費用を助成します。 【限度】 1 研究開発に対し、最高限度 100 万円	(公財) 北洋銀行中小企業 新技術研究助成基金 ☎011-231-3053 (北海道二十一世紀総合 研究所内)
イ ノ ベ ー ショ ン 創出研究支援事業 [スタートアップ研究補助金]	道内の産学官(または産学、産官)で構成された共同研究グループ	発展的な産学官共同研究や事業化を志向する基礎的・先導的な研究等を推進します。 【対象経費】 直接研究に必要な経費(消耗品費、機器購入費、旅費、研究補助員 賃金など) 【補助金額】 200万円以内/件 【補助率】 補助対象経費の10/10以内	(公財) 北海道科学技術総合振興センター研究開発支援部☎011-708-6392
イ ノ ベ ー ショ ン 創 出研 究 支援事業 [発展・橋渡し研究補助金]	道内の産学官(または産学、産官)で構成された共同研究グループ	次代の北海道にとって有用な新技術の創出や地域産業の振興につながる可能性が高い研究を推進します。 【対象経費】 直接研究に必要な経費(消耗品費、機器購入費、旅費、研究補助員 賃金など) 【補助金額】 400万円以内/件 【補助率】 補助対象経費の10/10以内	(公財) 北海道科学技術総合振興センター研究開発支援部☎011-708-6392
札幌ライフサイエン ス産業活性化事業 (事業化支援補助金)		【補助金額】 1 件につき300万円以内	(公財) 北海道科学技 術総合振興センター 研究開発支援部 ☎011-708-6392
札幌型ものづくり開発推進事業	下記要件をすべて満たす中小企業等 1. 「さっぽろ連携中枢都市圏」※を構成する市町村の区域内に本社を有すること 2.設立後1年以上経過し、事業を継続して実施する見通しがあること 3.事業を実施するための経営資源、人材等を有していること ※「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村:札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町	【対象分野】 ①食、②健康福祉・医療、③製造、④IT、⑤介護支援 【対象経費】 旅費、報償費、原材料・消耗品費、人件費、通信・運搬費、機器リース料、機器購入費、施設及び設備等賃借料、外注費	総合振興センター クラスター事業部
札幌型環境(エネルギー)技術・製品開発支援事業		【対象経費】 旅費、報償費、原材料・消耗品費、人件費、通信・運搬費、機器装 置等賃借料、機器装置等購入費、外注費 【補助金額】 (技術・製品開発支援) 1,000万円以内(千円未満切捨て) (販路開拓・拡大支援) 100万円以内(千円未満切捨て)	総合振興センター

d	士抵制库存	***	料车棚 带、中京	BUNCHUT
	支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
	高度化加工技術活用 マッチング事業	【A事業】 高度加工技術(機械)により、農水産物を原料とした新たな商品・素材開発に取組む道内事業者 【B事業】 「試作・実証・製造プラットフォーム」を利用して、農林水産物を原料とした新たな商品・素材開発に取組む事業者であって、次のいずれかに該当するもの ①北海道フード・コンプレックス 国際戦略総合特区(フード特区) 区域内の事業者 ②フード特区機構が推進する事業 の取組事業者	A事業:「過熱水蒸気加工」「フリーズドライ加工」「濃縮加工」「レトルト加工」等の高度加工技術(機械)を利用して商品・素材開発のための試作品を作成する事業	(公財) 北海道科学技術 総合振興センター 地域連携支援部 ☎011-708-6526
	産学官連携支援事業 [募集期間:6月~](予定)	地域の経済団体や企業、自治体、大学、高専、公設試験研究機関などで 組織する地域実行委員会の代表者。 なお、構成する機関・団体の負担金 及び参加費等による自主財源を有す ること	【事業内容】 ①研究成果及び共同研究事例等の発表、紹介 ②講演会、各種実務セミナー等の開催 ③産学連携のプロジェクトの紹介・普及 ④産学官の意見交換など ※同一事業内容での助成は3回までとします。 【支援経費】 講師謝金、旅費、会場費、資料作成費、通信費、開催事務費 ※1事業当たり事業額の2分の1以内、かつ30万円以内 ※同一事業で複数回申込の場合は下記の支援額を上限とします。 初回:事務費の2分の1、かつ30万円以内 2回目:初回採択額の85%を上限 3回目:初回採択額の70%を上限	(一社) 北海道中小企業家 同友会 ☎011-702-3411
	開発の芽育成支援事業	室蘭市、登別市内の中小企業者及び任意の団体	事業化等の可能性のある製品・技術の新規開発又は大幅な改善に対する調査研究事業又は基礎技術確立事業等。なお、製品の完成・出荷、新技術の確立が認められる場合を除くものとする。 (初年度) 補助率4/4以内 上限80万円 (2年目) 補助率3/4以内 上限60万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
	製品 ・技術事業化 支 援 事 業	室蘭市、登別市内の中小企業者及び 任意の団体	市場投入の実現性が高い製品・技術の新規開発又は大幅な改善を行う研究開発事業等 補助率2/3以内 上限200万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
	食品開発支援事業	室蘭市、登別市内の中小企業者及び 任意の団体	食品に関する開発であって、以下のいずれかに該当するもの ・商品・製品の新規開発又は改良 ・マーケティング調査、パッケージデザイン開発を行う販路拡大事業 補助率3/4以内 上限30万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
	IoT 導入促進事業 (IoT 導入 実 証)	室蘭市、登別市内の中小企業者 (製造業、建設業)	生産プロセス・品質向上のためにIoTツール等の導入・実証を行うモデル事業 補助率3/4以内 上限40万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
	IoT 導入促進事業 (IoT 開 発 実 証)	室蘭市、登別市内の中小企業者 (情報サービス業)	地域の課題解決に資するIoTツール等の試作開発を行う事業 補助率3/4以内 上限80万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
	研究開発助成金事業 [募集期間:4月~5月,9月~10月]	原則として設立もしくは創業後または新規事業進出後5年以内の中小企業または個人事業者で、優れた新技術・新製品等を自ら開発し、事業化しようとする具体的計画を持っている者。	【助成対象プロジェクト】 現在の技術から見て新規性があるもので、以下のいずれかに該当し、原則として2年以内に事業化の可能性があるもの。 (1) 産業経済の健全な発展と国民生活の向上に資すると認められる新技術・新製品及び関連する設備・部品・原材料等の開発に関するもの。 (2) (1) に準ずるもの。 【助成金の使途】 研究開発のために必要な調査研究費、設備費、試験費、試作費等 【助成金額】 1プロジェクトにつき300万円以内かつ研究開発対象費用の2分の1以下	(公財) 三菱UFJ技術育成 財団 ☎03-5730-0338

(3) 融資・保証等

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
		【使途】	

(4) その他

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
特許料等の減免制度 [募集期間:随時]	1.中小企業 所定の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること、大企業に支配されていないこと等 2.研究開発に力を入れている中小企業試験研究費等比率が収入金額の3%超又は中小企業新事業活動促進法等に基づく認定事業に関連した出願であること等 3.小規模企業従業員20人以下の法人であること、大企業に支配されていないこと等 4.中小ベンチャー企業設立後10年未満で資本金額等が3億円以下の法人であること、失企業に支配されていないこと等	1年分から第10年分)」及び「国際出願に係る手数料」等の料金を軽減する制度 【内容】 1.中小企業/2.研究開発に力を入れている中小企業 ・審査請求料、特許料(1~10年分)を1/2に軽減	経済産業省 北海道経済産業局 地域経済部産業技術革新課 知的財産室 ☎011-709-2311 (内線2586)

6

技術課題解決のための支援を受けたい

(1) 指導・派遣

	· 技援 · 支援	制度名			制度概要・内容	問い合わせ先
技	術	指	道	企業等	道総研の研究成果や知見等を用いて、技術的な問題の解決に向け指導	(地独) 北海道立総合
[[州 切 無	料料	等	шж ч	します。 対応曜日:月〜金(祝日除く) 対応時間:8:45~17:30 出張が必要な場合は旅費をいただくことがあります。	「研究機構本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail: hq-soudan@ hro.or.jp
	夏 対 「 有	芯型支 料	援	企業等	簡易短期的な試験、調査等を行って、実効性を高めた技術指導を行います。 対応曜日:月〜金(祝日除く) 時間:8:45〜17:30	(地独) 北海道立総合 研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail: hq-soudan@ hro.or.jp
講師		≛•依頼教 料	丸筆]	団体等	セミナー等での講演、委員やアドバイザーとしての助言、刊行物等の原稿執筆を行います。 対応曜日:月〜金(祝日除く) 対応時間:8:45〜17:30 出張が必要な場合は旅費をいただきます。	(地独) 北海道立総合 研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail: hq-soudan@ hro.or.jp
技	術 無	審 料	查]	団体、金融機関等	書面や審査委員会において、技術的な審査を行います。 対応曜日:月〜金(祝日除く) 対応時間:8:45 ~ 17:30 出張が必要な場合は旅費をいただきます。	(地独) 北海道立総合 研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail: hq-soudan@ hro.or.jp
	ቫ開発 有	派遣指 ^料	導	企業等	職員を中長期間にわたり企業等に派遣し、技術的な指導を行います。 対応曜日:月〜金(祝日除く) 対応時間:8:45〜17:30	(地独) 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部工業試験場 (ものづくり支援センター) ☎011-747-2345 e-mail: iri-sodan@ ml.hro.or.jp
現 [募 [地技 集期 無	術指 間:随 ⁸ 料	導 時]	オホーツク地域食品企業等 ※個人の場合、創業・企業予定者に 限る	地域食品企業等からの依頼により、オホーツク圏域に研究員等を派遣して直接的な技術指導を行っています。 (衛生指導、加工指導)	北海道立オホーツク圏地域 食品加工技術センター [管理運営:(公財)オホー ツク財団] ☎0157-36-0680
等	の	ドバイサ 派 間 : 随 B 料	遣	地域食品企業、関係機関等	地域食品企業や関係機関等からの依頼により、研究員をセミナー講師・技術アドバイザー等として派遣し、専門技術・知識の普及や商品開発支援を実施します。 〇指導テーマ 1.地域食品開発 2.食品衛生 3.微生物利用	北海道立オホーツク圏地域 食品加工技術センター [管理運営:(公財)オホー ツク財団] ☎0157-36-0680
		術指 間:随日 料		渡島・桧山管内の企業等	企業等からの依頼により、研究職員等を派遣して現地指導を行っています。 相談事例 賞味期限と保健効果の維持に関する相談 海難救助支援システムを備えた安全衣に関する相談	北海道立工業技術センター ☎0138-34-2600
		等に対す。		(1) 無料省エネ診断 次のいずれかが対象です。 ①中小企業 (中小企業基本法で 規定される事業者) ②年間のエネルギー使用量 (原 油換算値) が、原則として 100kl以上1500kl未満のエ 場・ビル等 (2) 無料節電診断 ①原則として契約電力50kw以 上の高圧電力または特別高圧 電力受電者の工場・ビル等(エ ネルギー管理指定工場等は除 きます) ②但し、中小企業 (中小企業基 本法で規定されるルギー管理 を主場であっても対象になります。 (3) 無料講師派遣 民間団体・自治体・公的機関等 が主催する参加費無料の省エネ 説明会が対象です。	資源エネルギー庁の中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助事業として、中小企業等の省エネ・節電の推進をお手伝いしています。「無料省エネ診断」及び「無料節電診断」では、中小規模の工場及びビル等業務用施設に専門家を派遣して、省エネ・節電のための具体的なアドバイスを行います。また、省エネや節電に関する説明会への「無料請師派遣」や、ポータルサイトを通じ、診断事例や診断後の省エネ取り組み実施事例等を広く情報提供しています。 1.無料省エネ診断の主な診断内容 (1) 工場・ビル等における燃料や電気の使い方に関する事項 (2) より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項 (3) エネルギーロスに関する事項 (4) エネルギーロスに関する事項 (5) 温度、照度等の適正化に関する事項 (1) 工場・ビル等における電気の使い方に関する事項 (2) より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項 (2) より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項 (2) より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項 (3) 電力削減につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項 (4) 温度、照度等の適正化に関する事項 (3) 電力削減につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項 (3) 電力削減につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項 (4) 温度、照度等の適正化に関する事項 (5) 温度、照度等の適正化に関する事項 (6) 温度、照度等の適正化に関する事項 (7) 電が記述さればいまでは、対象に関する事項 (8) 電力削減につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項 (9) 電力削減につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項 (1) に関する事項 (1) に関する事項 (2) より効率に対象に関する事項 (2) より効率に対象に関する事項 (3) 電力削減につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項 (4) 温度、照度等の適正化に関する事項 (4) に関する事項 (5) に説明をが対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	(一財)省エネルギーセンター 北海道支部 ☎011-271-4028

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
現地技術指導 [無料]	十勝地域企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に 限る	地域企業等からの依頼により、十勝圏域に研究員等を派遣して直接的な技術指導を行っています。 ・製造施設及び工程のチェックによる衛生管理上の原因究明 ・加工食品の安定製造に向けた条件の検討及び工程の確立 ・機器等の改善による生産性向上、省力化 など	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 【食品加工様材センターグループ】 (☎0155-37-8383) 【十勝産業振興センターグループ】 (☎0155-38-8850)
講師・アドバイザーの 派 遣 の 派 遣 [応 相 談] [内容による]	十勝地域企業、関係機関等	地域企業や関係機関等からの依頼により、研究員をセミナー講師・技術アドバイザー等として派遣し、専門技術・知識の普及や商品開発支援を実施します。 【派遣実績例】 ・「食の安全セミナー」 ・「ISOBUS普及推進会の活動とISOBUS対応ECUの開発」	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 【食品加工技術センターグループ】 (☎0155-37-8383) 【十勝産業振興センターグループ】 (☎0155-38-8850)
技 術 指 導 [募集期間:通年実施] [無 料]	苫小牧地域を中心とする企業(地域制限はない)	各企業の当面する技術的課題についてセンターの職員が個別指導形式 により指導を行います。	苫小牧市テクノセンター ☎0144-57-0210
経営・技術強化支援事業 (エキスパート・ バンク事業) [募集期間:随時] [無 料]	W	「技術力がない」「技術者がいない」などといった理由から、経営技術面に後れをとっている企業へ、経営・専門的技術・技能について、専門的知識を持った専門家を派遣し、指導を行っています。	北海道商工会連合会 2011-251-0101 ※最寄りの商工会より お申込み願います
エ キ ス パ ー ト ・ バ ン ク 制 度 [募 集 期 間 : 随 時] [無 料]	従業員が20人(商業又はサービス 業のうち宿泊業・娯楽業以外の場合 は5人)以下の小規模企業者	実践的な経営、技術、技能について深い知識及び技能の有する者(エキスパート)を直接派遣し、指導を行っています。 [エキスパート派遣の具体的事例] ・経営ビジョンをつくりたい ・事業の転換・多角化をおこないたい ・ 非受入した経営をおこないたい ・ 社員の教育訓練を指導してほしい ・ 工場設備の導入・レイアウトを改善したい ・ ISOの認証を取得したい ・ 特許・実用新案・商標を取りたい等 【期間】 1 企業1 テーマ1回 【費用】 無料(2回目の指導により一部負担有)	(一社) 北海道商工会議所 連合会 ☎011-241-6309 ※最寄りの商工会議所 よりお申込み願いま す

(2) 依頼試験

	支援制	度名		対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
依 〔	頼 有	試 料]	対応時間:8:45~17:30	(地独) 北海道立総合研究機構本部連携推進部 Tal: 011-747-2900 E-mail: hq-soudan@ hro.or.jp
依:	頼 試 駅 有	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	分 析	企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 肥料の成分分析、土壌の理化学的特性の分析、農産物の品質分析、品種のDNA判定他	北海道立総合研究機構 農業研究本部 中央農業試験場 ☎0123-89-2001
				企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 塩分・栄養成分などの定量分析、細菌検査などの試験または鑑定	北海道立総合研究機構 水産研究本部 中央水産試験場 ☎0135-23-7451
				企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 種子の実重及び効率の鑑定他	北海道立総合研究機構 森林研究本部 林業試験場 ☎0126-63-4164
				企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 木材の材質試験、木材の強度試験、合板の品質試験、木質材料の防腐性能試験、集成材の性能試験、有機物の定性分析・定量分析他	北海道立総合研究機構 森林研究本部 林産試験場 ☎0166-75-4242
				企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【内容】 合成樹脂(強度・物性試験)、金属材料(強度・物性試験)、木工材料(物性試験)、土石・窯業(強度・物性試験)他	北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 工業試験場(ものづく り支援センター) ☎011-737-2348
				企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 一般生菌数、大腸菌群、耐熱性菌数、水分活性測定他 【分析】 灰分分析、たんぱく質分析他	北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 食品加工研究センター ☎011-387-4132
				企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【分析】 pH測定、COD、クロロフィルa、水銀、炭素成分分析他 【試験】 地質調査、物理化学探査、海象調査	北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所 ☎011-747-3525

				100
	支援制	度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
依!	頼 試 験 有		企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 水中凍結融解試験、耐火性能試験、建築材料の熱伝導率試験、開口部材の断熱性能試験、音響透過損失試験他	北海道立総合研究機構 建築研究本部 建築性能試験センター ☎0166-73-6090
建 [築性 (【対象者】企業等 建築基準法に基づき、構造方法等の認定に必要な建築物の構造方法や建築材料の性能評価を行います。 対応曜日:月〜金(祝日除く) 対応時間:8:45〜17:30	(地独)北海道立総合研究機構 建築研究本部 建築性能試験センター 旭川オフィス ☎0166-73-6090 e-mail: nrba@hro. or,jp
構 道	吉計算適 有	料	【対象者】企業等 建築基準法に基づき、建築主又はその代理者からの申請等により、建築物の構造計算に係る適合性判定を 行います。 対応曜日:月〜金(祝日除く) 対応時間:8:45〜17:30	(地独)北海道立総合研究機構 建築研究本部 建築性能試験センター 札幌オフィス ☎011-204-5362 e-mail: nrbc@hro. or,jp
依	頼		【対象者】	北海道立オホーツク圏地域食品 加工技術センター [管理運営:(公財)オホーツク財団] ☎0157-36-0680
依 :	頼 試 験 有		「【対象者】企業等 企業などからの依頼による試験・分析に応じています。 試験内容、分析内容については次のHPアドレスにてご確認願います。 http://www.techakodate.or.jp/center/test/	北海道立工業技術センター ☎0138-34-2600
依	頼 有		【対象者】釧路・根室地域の中小企業者等 釧路根室圏の企業などからの依頼による試験・分析・測定や製品の品質、性能の評価などに応じています。 依頼試験リスト http://www.senkon-itc.jp/charge/exam.html 【対象者】オホーツク地域の中小企業者 材料試験、精密測定、非破壊検査、音量・振動測定等の依頼試験を実施しています。 依頼試験内容 http://www.kitami-itc.or.jp/?page_id=68	(公財) 釧路根室圏産業技術振興センター ☎0154-55-5121 (一社) 北見工業技術センター運営協会 ☎0157-31-2705
			【対象者】十勝地域の企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に限る 企業などからの依頼による試験・分析・測定や製品の品質、性能の評価などに応じています。 【食品加工技術センター】 〈検査・試験〉 一般生菌数、大腸菌群、耐熱性菌数、乳酸菌数、真菌数(カビ、酵母)、嫌気性菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ菌、サルモネラ菌、pH測定、水分活性測定等 〈分析〉 灰分分析、水分分析、たんぱく質分析、脂質分析、食塩(ナトリウム換算)分析、アルコール分析、アミノ酸組成分析、有機酸分析、無機質分析、食物繊維分析、糖類分析等 【十勝産業振興センター】 〈試験〉 金属材料(強度・物性試験)、パークゴルフ用品試験(クラブ・ボール)等 【対象者】 苫小牧地域を中心とする企業(地域制限ありません) 企業などからの依頼により材料試験、精密測定、非破壊検査を行い、成績書を発行します。	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 【食品加工技術センターグループ】 (☎0155-37-8383) 【十勝産業振興センターグループ】 (☎0155-38-8850) 古小牧市テクノセンター ☎0144-57-0210

(3) 設備・施設等利用

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
試験機器・設備・ 施設等の開放 「 有料]	企業、関連団体、個人事業者など	道総研が所有する試験機器等の設備をお貸しします。 ※設備仕様及び使用料は次の設備機器データベースによりご確認ください。 http://www.hro.or.jp/support/equipment/equipment.html	(地独)北海道立総合研究機構 本部連携推進部 ☎:011-747-2900 e-mail:hq-soudan@ hro.or.jp
	企業・関連団体、個人事業者など	【開放試験機器・設備・施設等】(有料) ピーラー、パルパーフィニッシャー、圧搾機、回転蒸煮釜、フードカッター、融潰機、らいかい機、ふるい振とう機、魚洗機、裏ごし機、プレートヒーター、高圧蒸煮缶、ヒートシーラー、真空フライヤー、ボイル槽、スープケトル、真空包装機、パキュームミキサー、レトルト殺菌機、包装巻締機、解凍機、遠心脱水機、採肉機ミキサー、真空脱気型ミキサー、ガスレンジ、加工機器高圧洗浄機、急速凍結装置ニーダー、クロスビーターミル、テストミル、サンプルミル、チョッパー、麺スタッファー、麺帯機、製麺機、クリームセパレーター、バターチャーン、ホモジナイザー、アイスクリームフリーザー、チーズバット、全自動単発式打錠機、一段式パルパー、手廻し式搾汁機	北海道立オホーツク圏地域食品 加工技術センター [管理運営:(公財)オホーツク財団] ☎0157-36-0680

士抵制库存	++G-#	州安州帝 中央	551 Ab H #
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
試験機器・設備・ 施設等の開放 「 有 料]	渡島・桧山地域の企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に 限る	【開放試験機器・設備・施設等】(有料) ※設備仕様及び使用料は次によりご確認ください。 http://www.techakodate.or,jp/center/	北海道立工業技術センター ☎0138-34-2600
	釧路・根室地域の中小企業者等	試験研究、試作品の製作等に必要な各種の加工機械、検査機器、試験 測定機器、設計機器などを有料で開放しています。 試験設備機器リスト http://www.senkon-itc.jp/charge/tool.html また、会議室を有料で開放しています。 http://www.senkon-itc.jp/charge/room.html	(公財) 釧路根室圏産業技術振興センター ☎0154-55-5121
	オホーツク地域の中小企業者	木工・製材・機械・金属に関する各種試験機器・設備を有料で開放しています。 各種試験機器・設備開放リスト http://www.kitami-itc.or.jp/db1/	(一社) 北見工業技術 センター運営協会 ☎0157-31-2705
インタークロス・ クリエイティブ・ センター施設の利用 [募集期間:随時]	1.クリエイティブ産業(デザイン・コンテンツ産業に属するものをいう。)に関する事業を行っている法人、個人、団体 2.新商品・サービスの開発など新たなビジネスの創出を図ろうとしているプロジェクトの実施団体 3.クリエイティブを活用した先進的な取組みや、クリエイティブ産活のと認められるプロジェクトの実施団体 ※上記プロジェクトの実施団体とは、その構成員にデザイン・コンテンツ産業に関するクリエイターが参加している、又は広く出みとなっているものに限る。	1.クロスガーデン(ワーキングスペース)が利用 2.ICCが主催、共催するイベント、セミナー、ワークショップ等への参加が可能 3.コーディネーターによる各種相談対応 4.クリエイティブルームへの入居 ※1、4は登録制 詳しくは、https://www.icc-jp.com/をご覧ください。	(一財) さっぽろ産業振興財団 インタークロス・クリエイティブ・ センター む 011-817-8911 e-mail: info@icc-jo.
札幌市エレクトロニクス セ ン タ ー IT関連企業向けOAフロア 仕様レンタルオフィス (技術 開発室A) の入居 [募集 期間: 随 時]	IT関連の研究開発を行う事業者 ※入居を開始する日において法人設立7年以内の中小企業等については、賃料を半年~1年間免除する制度あり。	ソフトウェア開発やシステム開発を行うIT系の企業に最適な高セキュリティの貸しオフイス。 詳しくは、 http://www.elecen.jp/develop/summary/ をご覧ください。	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌市エレクトロニクスセンター ☎011-807-6000 e-mail: info-elecen@ sec.or.jp
札幌市エレクトロニクス セ ン タ ー 食・バイオ関連企業向け ウェット使用レンタルラボ (技術開発室 B) の入居 [募集 期間: 随 時] [有 料]	食・バイオ関連の研究開発を行う事 業者	食品・化粧品の安全性・有用性評価やバイオに関連する研究開発型企業に最適な高セキュリティのレンタルラボ。 詳しくは、 http://www.elecen.jp/develop/summary/をご覧ください。	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌市エレクトロニクスセンター 全の11-807-6000 e-mail: info-elecen@ sec.or.jp
札幌市エレクトロニクス セ ン タ ー 貸し会議室の利用 [募集期間:随時] [有 料]	一般	貸し会議室・研修室・講堂(体育館)・多目的ホール、セミナー、講習会、展示イベント、商談会、会社説明会及び採用面接等、幅広い用途でご利用いただけます。 詳しくは、 http://www.elecen.jp/facility/room/をご覧ください。	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌市エレクトロニクスセンター ☎011-807-6000 e-mail: info-elecen@ sec.or.jp
試験機器・設備・ 施設等の開放 「有料」	企業、関連団体、個人事業者など	(公財) とかち財団が運営する各施設に設置された試験機器・加工設備・会議室等を開放しています。 【食品加工技術センター】 食品の微生物検査、成分分析等に関する各種試験機器や食品の試作に関する各種加工機器及び会議室 【十勝産業振興センター】 金属、機械、CAD、電子・電気の測定・計測等に関する各種試験機器及び会議室 【LAND】 事業創発、起業・創業に関するイベントスペース、会議室 ※設備の仕様及び使用料は http://www.tokachi-zaidan.jp/ で確認ください。	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 【食品加工技術センターグループ】 (全0155-37-8383) 【十勝産業振興センターグループ] (全0155-38-8850) 総合企画部 【事業創発支援グループ(LAND)】 (全0155-67-7895)
試験機器の利用開放 [有 料]	苫小牧地域を中心とする企業(地域 制限ありません)		苫小牧市テクノセンター ☎0144-57-0210

(4) インキュベーション施設

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
インキュベーション施 [事業期間:随時 有 料		製品の開発や新規事業展開を目指す方に、インキュベーション施設を 貸与します。 対応曜日:月〜金(祝日除く) 対応時間:8:45〜17:30	(地独)北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 工業試験場 (ものづくり 支援センター) ☎011-747-2345 e-mail:iri-sodan@ ml.hro.or.jp 食品加工研究センター ☎011-387-4111 e-mail:food-soudan @hro.or.jp
共同研究施設の運営 (北海道産学に協働センター [募集期間:随時 [料	₹ を対象とします。 1.北海道経済に寄与する共同研究で	 ・産学官共同研究事業スペースA~Gルーム(7室) ・事業化に関する共同研究スペース(1室) ・交流スペース ・ミーティングスペース(大小会議室) ※空室はお問い合わせください。 【経費の負担】 (1)賃料 	(公財) 北海道科学技術 総合振興センター 総務企画部 ☎011-708-6525

7

施設拡充や設備導入のための支援を受けたい

(1) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
企業立地促進費補助金	製造業などの対象業種(事業)に該当し、道内に一定の要件を満たす工場等を新設又は増設する方、若しくは道外から本社機能の全部又は一部を移転する方	1.投資額の4~10%又は1年間の賃料の2分の1×3年間 限度額:1千万円~15億円 2.雇用増(一定の要件を満たす場合) 50万円/人(6人目から支給) 限度額:5千万円 ※本事業は「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例」に基づいて行う事業です。 ※工事着手前90日から工事着手する日まで(本社機能移転事業の場合は雇用増要件を満たす日の60日前から雇用増要件を満たした後30日以内)に立地工場等の住所地を保管する各総合振興局・振興局に申請を行うことが必要です。	北海道 経済部産業振興局 産業振興課立地推第1係・第2係 ☎011-204-5328 又は各総合振興局・振 興局商工労働観光課
災害時に備えた社会 的重要インフラへの 自衛的な燃料備蓄の 推進事業費補助金	中小企業等経営強化法第2条第1項 に規定する中小企業者	大規模災害時等に系統電力等の供給が途絶した際に、生活必需品の供給やサプライチェーン維持等のために重要な中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家用発電設備等の設置に要する経費の一部を補助するものです。 【補助対象経費】 設備費、設置工事費 【補助率】 補助対象経費の2/3以内 【補助上限額】 5,000万円/1申請あたり	経済産業省 北海道経済産業局 産業部中小企業課 ☎011-709-2311 (内線2575)
二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金 激 甚 化 す る 災 時活動 拠 点 施 設 書 時活動 拠 化 促 進 事 (レ ジ リ エ ン ス 強 化 型 ZEH-M 支援事業)	日本国内の企業、法人、個人等	本補助事業は、年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した低層・中層の集合住宅(以下「ZEH-M」という。)の普及促進のためZEH-Mの要件を満たし、かつ被災時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した集合住宅の新築に係る経費の一部を支援する事業。 省エネルギー化、脱炭素化、災害対応強化を通して、集合住宅からのCO2排出量を大幅に抑制するとともに、建築物の強靭化を図ることを目的としている。 ・補助金額:補助対象となる集合住宅を構成するすべての住戸(分譲住戸、賃貸住戸、その他の住戸)について、1戸あたり定額100万円	北海道環境財団補助事業部
令和2年 年 生 生 生 生 り 一 制 り り り り り り り り り り り り り り り り り	日本国内の企業、法人等	自立型水素エネルギー供給システムの導入・活用方策を確立するため、蓄電池・水素を活用し、地域の再生可能エネルギーを最大限活用する自立・分散型エネルギーシステムの導入を行う事業者に対して補助金を交付する事業。 ・補助率:2/3 (対象経費に対して) ・補助上限額:1億4千万円 詳細、公募期間等はホームページでご確認ください。 http://www.heco-hojo.jp/	公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部 ☎011-206-1573
令和2年度 開業排等 開業 開業 開業 開業 を 開業 を 開業 を 日本会 を 日本会 を 日本会 を 日本会 を 日本会 を 日本会 を 日本会 を 日本会 を 日本会 を 日本会 を 日本会 は 日本会 は 日本 は 日本 は 日本 は 日本 は 日本 に 日本 に 日本 に 日本	日本国内の企業、法人等	燃料電池フォークリフト及び燃料電池パスの導入を対象。 〇燃料電池フォークリフトを導入する事業 ・補助率: 1 / 2 (一般的なエンジン車との差額に対して) ・補助上限額: 550万円/台 〇燃料電池パスを導入する事業 ・補助率: 1 / 2 (車両本体価格に対して) ・補助上限額: 5,775万円/台 ※ただし、2018年度(平成30年度)までに導入した実績がある場合は、・補助率: 1 / 3 (車両本体価格に対して) ・補助上限額: 3,850万円/台 詳細、公募期間等はホームページでご確認ください。 http://www.heco-hojo.jp/	公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部 ☎011-206-1573

ì	支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
	令和2年度二酸化炭素排出抑制数金(水素・水素・水素・水素・水素・水素・水素・水素・水素・水素・水素・水素・水素・水	日本国内の企業、法人等	配送にかかる車両やバイク等を電動化するとともにバッテリー交換式とし、配送拠点等を災害時にも稼働しうるエネルギーステーション化することで、配送にかかる二酸化炭素の排出量の削減と、物流配送拠点の防災拠点化の同時実現を図る事業に対して補助。 (a) 物流とエネルギーの2つのセクターをカップリングした地域貢献型の脱炭素型物流モデル構築に向けたマスタープラン策定を行う	公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部 ☎011-206-1573
	域 貢 献 型 脱 炭 素物 流 等 構 築 事 業)		事業 (b) 地域の特性に応じた最適な脱炭素型物流モデル構築に必要な設備 導入を行う事業	
			(a) ・補助率:対象経費全額・補助上限額2,000万円 (b) ・補助率:補助対象経費の1/2	
			詳細、公募期間等はホームページでご確認ください。 http://www.heco-hojo.jp/	

(2) 融資・保証等

(2) 融資・保証等			
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
小規模企業者等之人。	1.小規模企業者 常時使用する従業員の数が20人 (商業又はサービス業は5人)以 下の事業者。 2.小規模企業者以外の中小企業者 常時使用する従業員の数が50人 以下の事業者であるもののうち、 以下のいずれにも該当する者。 (1)信用金庫、信用組合、日本政 策金融公庫国民生活事業を除 く金融機関からの借入金所以 下であること (2)直近3年間の各事業年度の経 常利益の平均が3,500万円以 下であること (3)発行株式等の1/3超を大企業 が単独所有していないこと 3.創業者(小規模企業者に限る) 1 ケ月以内に事業開始又は2ケ月 以内に具体的な法人設立計画のあ る事業を営んでいない個人。	100万円~1億円 【支払期間】 法定耐用年数により、3年~10年(据置期間1年以内を含む) ※商工会・商工会議所を経由して申込の場合、基準とする耐用年数 の2年延長可(10年上限)	(公財) 北海道中小企業総合 支援センター 企業振興部金融支援G ☎011-232-2404
小規模企業者等 (与 ス 時] (男 集 期 間 : 随 時]	1.小規模企業者 常時使用する従業員の数が20人 (商業又はサービス業は5人)以下の事業者。 2.小規模企業者以外の中小企業者 常時使用する従業員の数が50人 以下の事業者であるもののうち、 以下のいずれにも該当する者。 (1)信用金庫、信用組合、日本政 策金融公庫国民生活事業を除 く金融機関からの借入金残高 の合計額が4億2,000万円以 下であること (2)直近3年間の各事業年度の経 常利益の平均が3,500万円以 下であること (3)発行株式等の1/3超を大企業 が単独所有していないこと 3.創業者(小規模企業者に限る) 1ヶ月以内に事業開始又は2ヶ月 以内に具体的な法人設立計画のあ る事業を営んでいない個人。	【限度額】 100万円~1億円 【リース期間】 法定耐用年数に応じ、3年~10年の範囲で選択 ・リース期間3年 ・リース期間4年 ・リース期間5年 ・リース期間6年 ・リース期間6年 ・リース期間7年 ・リース期間7年 ・リース期間8年 ・リース期間8年 ・リース期間9年 ・リース期間9年 ・リース期間10年 (法定耐用年数14年まで)	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部金融支援G ☎011-232-2404

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
中小企業総合振興資金 (ステップアップ貸付) 【観光 ・企業立地】 [募集期間:通年]	1. [観光] 道内において観光施設の 新増設や観光客の受入体制の整備 を行う事業者 2. [企業立地] 道内において工場、 事業所等の施設の新増設を行う事業者で、北海道が行う企業在に係って 進費補助金の対象業種に自然料金の の(対象業種:製造業、自然科学の研究所(成長産業分野に関連する業 様種に限る。)、高度物流関連事程 (成長産業分野に関連する、ソフトウェア、情報処理・提供サーゼス 業、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業(供給業、製造業))	【利率】 [固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 20年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% (融資期間が3年を超える場合に限る) 【融資金額】 8億円以内 (うち運転資金2億円以内) 【融資期間】	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融係 ☎011-204-5346

8

市場開拓や販路拡大のための支援を受けたい

(1) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
マーケティング支援事業 (中小企業競争力強化促進事業)	道内の中小企業者等	新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの市場調査や 道外の展示会等への出展に要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 市場調査委託費、出展料、展示工事費、滞在費、往復の交通費、パ ンフレット印刷費等 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 100万円(国内実施) 200万円(国外実施)	(公財) 北海道中小企業総合支援センター企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業	観光協会、観光協会が主体となった 協議会等	観光協会等が実施する地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げによる観光地づくりや、広域連携による観光振興の取組に対し支援し、地域の活性化を図る。 【助成額】 (地域単独) 100万円以上200万円以内(広域連携) 50万円以上400万円以内 【助成率】1/2以内 【対象経費】 地域の観光資源を活用した商品づくりや二次交通の整備等、地域が取り組む観光地づくりや受入体制の整備に必要な経費	北海道 経済部観光局 受入体制整備グループ ☎011-204-5303
出展支援助成事業[募集期間:随時]	函館地域(函館市、北斗市、七飯町) に事業所を有し、製造業及びソフト フェア業を営んでいる者	函館地域外で開催される国内の展示会、見本市、商談会等への出展に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 出展料、展示工事費、滞在費、交通費等 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 75万円	(公財) 函館地域 産業振興財団(産業支援課) ☎0138-34-2600
市場開拓支援事業 (マーケティング調査・ デ ザ イ ン 開 発)	室蘭市、登別市内の中小企業者、及 び任意団体	製品・技術に関するマーケティング調査、新製品のデザイン開発や既成デザイン改善などの実用化事業等補助率3/4以内 上限100万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
市場開拓支援事業 (展示会出展・商談会派遣)	室蘭市、登別市内の中小企業者、及 び任意団体	製品・技術に関する展示会出展、商談会派遣等 補助率 2/3 以内 上限 50 万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
市場開拓支援事業 (ホームページ・ パンフレット制作)	室蘭市、登別市内の中小企業者、及 び任意団体	製品・技術に関するホームページ又は紹介パンフレット制作等 補助率2/3以内 上限10万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188

(2) 研修・セミナー

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
ヘルスケア産業競争力強化推進事業	道内へルスケア関連企業等(ものづくり企業含む)	今後成長が見込まれるヘルスケア産業への新規参入及び取引拡大等を通じ、良質で安定的な雇用を創出するため、セミナーや研修会の開催、新たな商品・サービスの開発や展示会出展の支援等を行い、道内ヘルスケア関連企業の競争力強化を図る。 1 アドパイザー派遣企業の課題に対応した専門家を派遣し課題解決を図る。 2 参入セミナー(ものづくり・ヘルスケアサービス)参入ノウハウや先進事例を紹介するセミナーを開催。 3 健康経営セミナー健康経営の取組や、ヘルスケアサービス活用事例を紹介するセミナーを開催。	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 健康長寿産業担当 ☎011-204-5336
航空機関連分野参入 促進・人材育成事業 (セミナー・先進企業見学会) [無料]	道内ものづくり企業等	航空機関連分野への道内企業の参入を促進するため、機運醸成に向けたセミナー等の開催を行う。 〇セミナー開催 参入に係る取組や新規参入事例などの先進事例を紹介 〇先進企業見学会 重工系メーカー等に対する視察・意見交換会の開催	北海道 経済部産業振興局 科学技術振興課 産学官連携係 ☎011-206-6478
航空機関連分野参入 促進・人材育成事業 (技 術 講 座)	道内ものづくり企業等	航空機関連分野への道内企業の参入を促進するため、参入に必要なノウハウ、技術力を持つ専門人材等の育成を行う。 ○技術講座の開催 専門プログラム等を用いた航空機部品加工技術や生産管理等に関する 講習会の開催	北海道 経済部産業振興局 科学技術振興課 産学官連携係 ☎011-206-6478

(3) 取引あっせん

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
取 引 あ っ せ ん [募 集 期 間 : 随 時]	道内の受注企業及び発注企業	ものづくり産業等を対象に、受注を希望する企業と発注を希望する企業との取引をあっせんします。	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部取引支援G ☎011-232-2406

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
食品と機械 リエゾンオフィス [募集期間:随時] [無 料]	北海道内で展開している食品製造加工業および機械製造・メンテナンスを営む企業	1.食品製造加工企業のニーズに適合する機械製造・メンテナンス企業を仲介し、個々のマッチングを図ります。 2.登録の有無に係らず、広く北海道内の関係企業を集め、「食品と機械の集い」と題したセミナーおよびマッチングイベントを毎年1~2月頃に開催します。	パーク㈱ 企画総務課

(4) 商談会・展示会他

(4) 商談会・展示会他	4		
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
ベンチャーシーズ マッチング事業 [無 料]		取引拡大、事業促進等に係るビジネスパートナーの発掘を目的に道内 企業の新製品、新技術のプレゼン発表会を実施します。 ①会期 2020年9月8日 ②会場 さっぽろ市民交流プラザ 3F クリエイティブスタジオ	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部取引支援G ☎011-232-2406
ビジネスマッチング 支 援 事 業 [無 料]	中小企業者等	地域の食品メーカーの商品開発や取引拡大を支援するため、地元の信用金庫との共催で、バイヤー・商社等との商談の場を提供します。	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部取引支援G ☎011-232-2406
受発注商談会	発注企業: 道内外企業 受注企業: 道内企業等	ものづくり産業を中心とする道内外の発注企業と道内受注企業との商談会を開催します。 ①会期 ・2020年10月21日(札幌開催) ②参加料 ・発注企業:無料 ・受注企業:3,000円/社 ※(公財)北海道中小企業総合支援センターの会員または、(一社)北海道機械工業会の会員企業は無料 ③対象業種 発注企業:金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、精報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、精報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器工具製造業、精報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器工具、特別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部取引支援 G ☎011-232-2406
展示会等出展支援事業[無料]		当センターの支援制度を活用して新技術・新製品等を開発した中小企業者等を対象に、道内外で開催される展示会等に当該製品等をPRする展示ブースを設け、販路拡大等を支援します。	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部取引支援G ☎011-232-2406
ヘルスケア産業競争力強化推進事業	道内へルスケア関連企業等(ものづくり企業含む)	今後成長が見込まれるヘルスケア産業への新規参入及び取引拡大等を通じ、良質で安定的な雇用を創出するため、セミナーや研修会の開催、新たな商品・サービスの開発や展示会出展の支援等を行い、道内ヘルスケア関連企業の競争力強化を図る。 1 道外展示商談会出展 ヘルスケアサービス関連の販路拡大を支援するための道外展示会出展	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 健康長寿産業担当 ☎011-204-5336
食関連ものづくり 産業振興事業費 (展示会出展)		本道が優位性を持つ「食」を支える食関連機械産業の育成・振興を図るため、道外展示会への出展を行う。 ○展示会出展 道内食関連機械メーカーを対象に、道外で開催される展示会への出展	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 ☎011-204-5323
自動車関連新分野参 入 促 進 事 業 (東北地域ビジネスマッチング)		自動車関連分野への道内企業の参入を促進するため、自動車生産拠点 化が進む東北地域でのビジネスを行う。	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 ☎011-204-5323
自動車関連新分野参入促進事業 (中部圏等展示商談会)		自動車関連分野への道内企業の参入を促進するため、中京圏等において東北各県と連携した展示商談会を開催する。 〇自動車関連展示商談会開催 東北各県と連携した大手自動車メーカーやその一次サプライヤー等に 対する中京圏等での展示商談会の開催	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 ☎011-204-5323
航空機関連分野参入 促進・人材育成事業 (商談会出展)	道内ものづくり企業等	航空機関連分野への道内企業の参入を促進するため、航空機関連商談会への出展等を行う。 〇商談会出展 航空機メーカーや重工系サプライヤーが来場する商談会への出展支援	北海道 経済部産業振興局 科学技術振興課 産学官連携係 ☎011-206-6478
北海道どさんこプラザテスト販売制度		新製品を3ケ月間、北海道どさんこプラザ(東京・札幌・名古屋・シンガポール)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただく制度で、道産加工食品などのテスト販売を実施します。 【制度情報URL】 ①東京・札幌・名古屋 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm ②シンガポール http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai_sin.htm	北海道 経済部食関連産業室 マーケティンググループ ☎011-204-5766

Ī	支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
1	戏 長 市 場 向 け が ま で	道内食品製造業者等	地域の上質な商品を発掘し、成長する首都圏等のアッパー層をターゲットにして磨き上げを行う商談会・相談会を開催するほか、新たな地域ブランドを創設するなど食品製造業の販路拡大及び高付加価値化に取り組む。また、スーパーマーケット向け展示商談会への出展や相談会開催のほか海外販路開拓を図るため食の商談会を開催する。 ①商品発掘地域の企業訪問・調査による商品発掘②個別相談・商談会・食に係る専門家を招へいし、首都圏等のアッパー層向けの商品展開、商品磨き上げに向けた個別相談・商談会を道内6圏域で実施・首都圏・関西圏での展示商談会に合わせ首都圏等でのアッパー層向けの商品展開、商品磨き上げに向けた個別相談・商談会を実施・地域等の個別相談・商談会で磨き上げに向けた個別相談・商談会を実施・地域等の個別相談・商談会で磨き上げに向けた個別相談会を札幌で実施 3業務用食材に係る道外食関連事業者とのマッチング・道外に販路を求める道内食関連事業者と、一次加工品を含む道産原材料の使用に関心のある食関連事業者を対象として、道内生産現場での視察会を行う。	北海道 経済部食関連産業室 食クラスター係 ☎011-204-5979
7	まいる 製 造 業 のマーケティングカ 歯 化 事 業	道内ものづくり企業等	地域ブランドの認定・情報発信 ・高品質な商品群について、ブランドとして認定する制度を創設し、 展示商談会や情報発信によるフォローアップを行う。	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 ☎011-204-5323
	ご ジ ネ ス EXPO 北海道技術・ビジネス交流会)	道内外企業・機関等	北海道の経済活性化や産業振興のため、新たなビジネスチャンスの創出を目指した北海道最大規模の展示会です。 【内容】 総合展示会、学術・試験研究機関コーナー、ビジネスセミナー、出展者パンフレットコーナー、出展者PRステージ、交流レセプション 【時期】 2020年11月上旬	(公財) 北海道科学技術総合振興センター ☎011-708-6525
-	との味覚、再発見‼	従業員が20人(商業又はサービス業のうち宿泊業・娯楽業以外の場合は5人)以下の小規模企業者 ※商工会地域	地域の特産品及び小規模事業者が製造・販売する商品の販路拡大を目的に実施しています。 開催日 10月28日 開催場所 ホテル札幌ガーデンパレス 申し込み 7月上旬(予定)	北海道商工会連合会 ☎011-251-0102 ※最寄りの商工会より お申込み願います
[と海道フェア 有 料]	議所会員、市町村・団体	等が連携し、商工会員企業の商品や市町村施策のPRを行っています。 開催日 10月31日~11月1日 開催場所 東京都世田谷区三軒茶屋 申し込み 5月下旬頃(予定)	北海道商工会連合会 ☎011-251-0102 ※最寄りの商工会より お申込み願います
1	比海道産品取引商談会	道内で生産・加工等を行っている企 業及び取扱企業	道外を中心とした流通業者等(百貨店、スーパー等)と道内製造業等との具体的な取引商談を行う機会を設けています。 【実施時期】6月(札幌)中止、2月(東京、大阪) 【対象者】道内で生産・加工等を行っている企業及び取扱企業	(一社)北海道貿易物産振興会 ☎011-251-7976

海外事業展開のための支援を受けたい

(1) 相談・指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
ロシアビジネス 活性化推進事業 [募集時期:未定]	道内ものづくり企業等	ITヘルスケア分野をはじめとした道内のヘルスケア産業の振興のため、道内企業が取り扱うヘルスケア関連商品・技術に関する現地アドバイザーの招へい、フェアの開催、輸出コーディネーターの設置により、民間主導による現地「PR・販売拠点」の設置・運営可能性について調査・検討を行い、ロシア極東地域における輸出拡大を促進し、良質で安定的な正社員雇用の創出及び拡大を図る。(フェア事業の詳細未定)参考URL http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kikaku/russiabusiness-proposal2020.htm	北海道 総合政策部 国際局国際課 ロシア交流係 ☎011-204-5343
食品海外販路 拡大支援事業 [募集時期:随時] [無 料]		食関連業者が道産品を輸出する際の総合相談窓口です。 【内容】 1.海外インポーター、道内エクスポーター、通関業者等の輸出関連業者との連携・調整を行い、輸出業務を円滑に実施できるよう支援。 2.輸出可能企業及び輸出可能商品の調査及び商談会や物産展の紹介。 3.輸出に向けた商品開発支援や海外市場に対応した商品づくりの支援及びマーケティングに関する支援。	(一財)さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-817-7890
販路拡大アドバイザー	北海道内に本社・本店を有し、かつ 札幌市内に営業所・工場等の拠点を 有する食品関連企業・団体(食品製 造業や外食産業など)	【内容】 1.台湾向け食品輸出拡大の支援 台湾法規制上の輸出可否調査・市場可能性調査、取引先候補企業の 提案・商談アレンジ、商談支援、現地関係機関等の紹介 2.食品関連企業における台湾進出の支援 進出に関する市場可能性調査、現地パートナー、関係機関等の紹介、 面談アレンジ、商談支援 3.台湾食関連市場に関する情報提供 現地市場動向に関するレポートの毎月配信	(一財)さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-817-7890
海外展開ハンズオン 支 援 事 業 [無 料] [募 集 時 期 : 随 時]	中小企業者等	海外展開(輸出、販売・製造拠点設立、業務提携等)を志向する中小企業からの様々な相談に対し、中小機構の専門家が経営目線で最適な解決方法を提案します。また、中小機構の専門家が海外現地に同行し、商談・調査の支援や調査後のフォロー等を行い、現地訪問先の提案や、訪問アポイントメント取得のサポートをします。 ※現地調査への同行については、所定の審査があります。 https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/consulting/advice/index.html ※海外現地での通訳、車両手配を中小機構が実施し、費用を負担。 ※往復航空券、ホテル宿泊費等は企業の負担。	北海道本部 支援推進課
貿易投資相談 [無料]	貿易(輸出/輸入)・海外に会社設立 をお考えの日本企業・団体、個人事 業主	【制度概要】 世界各地から収集した豊富な情報やノウハウを活用し、貿易・投資に関するさまざまなご相談に応じています。 【業務時間】 平日9時~12時/13時~17時(土日、祝日、年末年始を除く) 【貿易アドバイザーによる個別相談(予約制)】 新規に輸出入を始める方、海外取引の拡大をお考えの方などを対象に、アドバイザーによる個別相談を実施しています。 予約制となっておりますので、事前にご予約ください。 詳しくは、https://www.jetro.go.jp/services/advice/	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
地 域 相 談 窓 口 (帯広、旭川、函館) 「無料]	海外ビジネスに関心のある帯広、旭 川、函館とその周辺の企業	【制度概要】 帯広、旭川、函館にジェトロ北海道の相談窓口を設けており、アドバイザーが貿易・投資相談に対応します。 【帯広相談窓口】 〒 080-8711 帯広市西3条南9-1 帯広経済センタービル5階(帯広商工会議所内) TEL: 0155-20-3076 FAX: 0155-20-3077 【旭川相談窓口】 〒 070-8540 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階(旭川商工会議所内) TEL: 0166-29-1911 FAX: 0166-29-1912 【函館相談窓口】 〒 040-0063 函館市若松町7-15 函館商工会議所ビル3階TEL: 0138-21-4022 FAX: 0138-21-4023	

	700		The same of the sa
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
新 輸 出 大 国 コンソーシアム [無 料]	現在または将来において海外の市場 獲得を想定している中堅・中小企業 で、輸出や拠点設立等の海外展開を 計画していること	【制度概要】 海外展開を支援する支援機関が結集し、海外展開に関心のある中小企業等へのワンストップの支援サービスを提供します。 【内容】 海外展開支援のための「新輸出大国コンシェルジュ」が、ご相談に応じ、最適なサービスを紹介、コンシェルジュのナビゲートにより、海外展開を目指す企業に、以下の支援を提供します。 1.専門家による支援 計画立案から実行・実現までのノウハウや、各産業分野の専門的な知見、あるいは実務上の個別課題について海外ビジネスに精通した専門家がサポートします。 2.支援機関のサポート 全国1,000超の支援機関が提供する支援メニューを案内します。 詳しくは、https://www.jetro.go.jp/consortium/	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
農林水産物・食品輸出 相 談 窓 口 [無 料]		【制度概要】 ジェトロでは「農林水産物・食品輸出相談窓口」を設置し、農林水産物・食品の輸出をサポートしています。 その他、輸出に関する海外の制度・規則、マーケット情報の提供、セミナーなどジェトロ事業の紹介などを行っています。 詳しくは、https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/	
バイヤー招聘・商談会 海外ミッション派遣 原則無料 (詳細は問い合わせ 先まで確認ください)		有力なパイヤーを招聘しての商談会開催や、企業単独では入手困難な 海外市場情報の入手のためのミッション派遣を実施しています。	
海外コーディネーター (農林水産・食品分野)に よる輸出相談サービス 無料	海外展開(輸出)を考える企業(農林水産・食品分野)	ジェトロが海外に配置する各分野の専門家 (海外コーディネーター) が、現地の感覚・目線で相談に対応します。 ※本サービスについては対象国・地域が限定されています。詳細は下記URLにてご確認ください。 https://www.jetro.go.jp/services/coordinator/	
米国食品安全強化法 (FSMA) 対応支援 コンサルティングサービス (無料)	等で日本からの輸出に取り組む事業者	・米国食品安全強化法にかかる規則解釈(規則に関する不明点の分かりやすい解釈) ・米国食品安全強化法に関し、企業側が求められる対応例(米国食品安全強化法への対応としての具体策の提案)以上の項目にかかる相談にWEBで回答します。 詳しくは、https://www.jetro.go.jp/services/advice/fsma.html	
海外ビジネスサポート セ ン タ ー (BSC) (有 料)	タイ、ベトナム、フィリピン、インド、ミャンマーへの投資、技術提携を検討する日本企業	タイ (バンコク)、ベトナム (ハノイ)、フィリピン (マニラ)、インド (アーメダバード)、ミャンマー(ヤンゴン)への投資、技術提携を検討する企業に短期の貸しオフィス、アドバイザーによるコンサルティングサービスを提供します。 詳しくは、https://www.jetro.go.jp/services/bsc/	
中小企業海外展開現地支援プラットフォーム無料	1.海外展開(輸出・投資)を検討する中小企業 2.すでに海外に拠点を有する中小企業	【制度概要】 中小企業のビジネス展開への関心が高い国・地域(17の国・地域で24カ所)に設置した「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」に、現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みを持つコーディネーターを配置し、各種相談に対応しています。また、現地の協力機関や公的機関のネットワークを有効活用して、ビジネスの成功に向けた支援をします。 【相談内容】 1. 輸出・投資等に関する各種相談・質問にお答えします。 2. マッチング支援 現地パートナー候補等の紹介、取次ぎ、アポイント取得、面談、同席、面談後のフォローアップ等を行います(ただし、対応可能なコーディネーターが配置されている箇所のみ)。 3. 現地関係機関・各種専門家等の紹介・取次ぎ現地政府機関・在外公館・現地日本政府機関等の公的機関や、法律会計事務所、人材リクルーティング会社等、必要に応じて協力機関や専門家への取次ぎ等を行います。 https://www.jetro.go.jp/services/platform/	
高度外国人材活躍 推進ポータルサイト "Open for Professionals" [無 料]	高度外国人材の活用に関心がある中 堅・中小企業	日本での就労を希望する外国人留学生等と高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業の双方の目線に立つ形で、日本の生活・就労環境や入管制度の情報、関係省庁等が実施する高度外国人材関連の各種イベント情報などを横断的に集約・提供。また、高度外国人材関心企業情報としてポータルサイト上にて各社情報の登録が可能。詳細は、下記URLを参照ください。https://www.jetro.go.jp/hrportal/	
国際 化 促 進 インターンシップ事業 [無 料] 【一部お客様負担あり】	高度外国人材の活用に関心がある中 堅・中小企業	【制度概要】 日本企業(主に中堅・中小企業)における外国人のインターンシップ受入を通じ、日本企業が海外展開等に取り組む体制の強化を促進します。これまで活用経験のない事業者が優先となります。 【外国人受入インターンシップ】 インターン対象者:アジアを中心とした開発途上国出身の外国人材(社会人・学生)。 https://internshipprogram.go.jp/ ※最新情報はウェブサイトで確認ください。	
国際認証等取得の支援 [無料]	海外市場への参入をお考えの方、手 続きがわからない方	海外市場参入において重要な基準・認証制度の最新動向、専門家によるサポートサービスやセミナー情報を提供します。 詳しくは、https://www.jetro.go.jp/themetop/standards/	

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
「地域団体商標」の 海 外 展 開 支 援	特許庁に対して、地域団体商標の商 標登録出願に係る出願料を納付した 団体、または地域団体商標を保有す る事業団体	「地方発の海外展開」、「商標(ブランド)のプロモーション」を目指し、地域団体商標の登録団体を対象として、各地のジェトロ貿易情報センターやブランド戦略に関する専門家の協力のもと、「海外ブランド推進委員会」の立ち上げから運営支援を行います。 詳しくは、https://www.jetro.go.jp/services/tiki_support/	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
グローバル・アクセラレーション・ ハブ (日本と世界各地の スタートアップ・エコシステム との連携窓口) [無料]	海外のスタートアップ・エコシステムを活用したビジネス拡大を目指す日系スタートアップ等	海外のスタートアップ・エコシステムを活用したビジネス拡大を目指す日系スタートアップ等に対し、提携先のメンターによる現地ブリーフィングや事業戦略立案に関するアドバイス提供、およびコワーキングスペースの利用等のサービスを無料で行っています。 詳しくは。https://www.jetro.go.jp/services/jhub/	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) スタートアップ支援課 ☎03-3582-5770
貿易相談とセミナーの開催 [募集期間:随時]	道内企業等	道内企業の貿易と海外展開など、海外との経済交流を総合的に 支援し、道内経済の国際化と貿易の振興を目的とした「北海道 国際ビジネスセンター」の事務局として、道やジェトロ北海道 などと連携して貿易相談や各種セミナー等を開催しています。 今年度は初めて輸出に取組む事業者のため、海外マーケット情報や 海外バイヤーとの商談対策など基礎的な内容を中心にセミナーと 個別輸出相談を行う予定です。	(一社) 北海道貿易物産振興会 ☎011-251-7976

(2) 補助金・助成金

x 業者又はその連携体、商工会、 議所、組合、NPO法人 等	地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランドカの強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援します。 【内容】 (1) 事業者支援型(補正予算は事業型) 中小企業・小規模事業者が市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、新市場への販路開拓を目指す取組の費用を補助。	(公財) 北海道中小企業総合支援センター企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
≥業者又はその連携体、商工会、 会議所、組合、NPO法人 等	地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランドカの強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援します。 【内容】 (1) 事業者支援型(補正予算は事業型) 中小企業・小規模事業者が市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、新市場への販路開拓を目指す取組の費用を補助。	北海道経済産業局 産業部経営支援課 ☎011-709-2311 (内線2578、2594) 補正予算 (株) ジェイアール東 日本企画ソーシャルビ
	中小企業・小規模事業者が市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、新市場への販路開拓を目指す取組の費用を補助。	日本企画ソーシャルビ
	(補助率: 2/3以内、補助金額: 500万円) ※複数者による連携体での共同申請の場合は、1 社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2,000万円までの上限額となります。5 社以上の連携の場合であっても上限額2,000万円は変わりません。 (2) 支援事業型(補正予算は支援型)民間支援事業者や地域の支援機関等が、地域産品を活用した新商品の開発・商品のプランド化等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、市場調査や商品のプロモーション活動等の支援を行う際の費用を補助。 (補助率: 2/3以内、補助金額: 2,000万円)	ジネス開発局 JAPAN ブランド育成支援等事 業 (特別枠) 事務局 info@japanbrand. page
5内食関連事業者	輸出国に適合した食品の開発や既存商品の仕様変更 海外向けマーケティング活動に対する補助	(一財)さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-817-7890
トに所在する映像事業者と共同 中像制作を行う札幌市内の映像 事業者 内の映像制作事業者(制作委員 きむ) 現市内の映像制作事業者を活用 こ、商品やサービスの販路拡大 引る札幌市内の企業	札幌市内の映像制作事業者が海外の映像事業者と連携して、札幌・北海道を舞台とした作品を制作し、海外で放映する場合の映像制作に対する一部助成 2.映画・ドラマ制作助成金 国内の映像制作事業者が札幌市を舞台とした映画やドラマを制作し、国内または海外で放映する場合の映像制作に対する一部助成 3.海外プロモーション映像活用事業助成金 札幌市内の企業が映像を活用して、自社商材のプロモーションを行う場合の映像制作に係る業務委託費の一部助成	(一財)さっぽろ産業振興財団 映像産業振興課 ☎011-817-5711
		(独) 日本貿易振興機権 (ジェトロ) 知的財産課外国出願デスク
F了名見一	事業者 の映像制作事業者(制作委員 む) 市内の映像制作事業者を活用 、商品やサービスの販路拡大 る札幌市内の企業	事業者 の映像制作事業者(制作委員 む) 市内の映像制作事業者を活用、商品やサービスの販路拡大 る札幌市内の企業 北海道を舞台とした作品を制作し、海外で放映する場合の映像制作に対する一部助成 2. 映画・ドラマ制作助成金 国内の映像制作事業者が札幌市を舞台とした映画やドラマを制作し、国内または海外で放映する場合の映像制作に対する一部助成 3. 海外プロモーション映像活用事業助成金 札幌市内の企業が映像を活用して、自社商材のプロモーションを行

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
中小企業等海外侵害 対策 支援事 業 (模倣品対策支援事業) (防衛型侵害対策支援事業) (冒認商標無効・取消係争支援事業)	・海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業 ・海外で産業財産権にかかわる係争に巻き込まれている中小企業 ・海外で現地企業等に不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化された中小企業	・模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の2/3(上限400万円)をジェトロが負担します。https://www.jetro.go.jp/services/ip_service/ ・防衛型侵害対策を行おうとする中小企業のために、対策にかかった係争費用の2/3(上限額:500万円)をジェトロが負担します。https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas/ ・相手方の出願又は権利を取り消すため自ら提起する係争活動に係る経費2/3(上限額:500万円)をジェトロが負担します。https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark/※最新情報はウエブサイトで確認ください。	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 知的財産課 ☎03-3582-5198

(3) 研修・セミナー

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
	貿易実務を自分のペースで学習した い方	輸出入取引に欠かせない知識を体系的に身につけることができます。 貿易実務にかかわる人材育成のための研修を行います。 詳しくは、https://www.jetro.go.jp/elearning/	(独) 日本貿易振興機構 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
セミナー ・ 講演会 [募集期間:随時] [有料・無料]	海外展開(輸出・進出)を考える企業の方	国・地域別、業種別に海外市場や貿易・投資事情を紹介するセミナー・ 講演会を開催。セミナー・講演会については下記ウェブサイトにて確 認いただけます(検索も可能)。 https://www.jetro.go.jp/events/seminar/	

(4) 商談会・展示会他

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
海外アンテナショップ の支援機能強化による 販路拡大推進事業	道内食品製造業等	ASEANにおける道内企業のマーケティングを支援するため、シンガポール及びタイの道産品アンテナショップを活用し、テスト販売制度等のマーケティング支援機能の充実を図るとともに、道産食品消費拡大キャンペーンの展開により、道産食品のPR及び販路拡大を図る。 1 道産品のテスト販売各振興局を通じ道内小規模企業等から販売希望のあった商品についてテスト販売を実施し、効果的な商品販売方法や現地の嗜好に合わせた改善点などのアドバイスを実施2 道産品消費拡大キャンペーン 現地百貨店・飲食店等を対象に付加価値の高い道産加工食品や一次産品の魅力を発信する商談会等を実施	北海道 経済部食関連産業室 販路拡大係 ☎011-204-5766
海外展示会·見本市 の情報収集、出展支援 [募集期間:随時] (出展費用一部負担)	イベントによって異なりますので、詳細は問合せ先に相談ください。	ジェトロが主催・参加する海外展示会のジャパンパビリオンへの出展 サポートを通じて、日本企業のビジネスチャンス拡大を支援します。 【海外見本市のジャパンブースへの出展支援】 ジェトロが主催・参加する海外見本市・展示会のジャパンプース(ジャ パンパビリオン)へのご出展をサポートします。 【募集予定海外展示会・商談会一覧(分野別)】 https://www.jetro.go.jp/services/tradefair/list/ 【現在、出展募集中のもの(イベント情報)】 https://www.jetro.go.jp/events/tradefair/ 【海外の見本市・展示会情報の提供(無料)】 https://www.jetro.go.jp/j-messe/ ジェトロ・ウェブサイトの「見本市・展示会データベース(J-messe)」 では、世界の見本市・展示会開催情報を業種や開催地ごとに検索で きるほか、世界の展示会場、見本市レポート、見本市月間ランキン グなど、様々な見本市関連トピックスをご提供しています。その他、 ジェトロが参加しない海外展示会についても、可能な範囲で一般的 な情報を提供します。	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
貿易取引あっせん [募集期間:随時]	道内企業等	貿易取引の促進を図るため、海外の商社等と積極的に情報交換を行い、 商談会等を開催します。 商談後の取引実現に向けたサポートを行うとともに、バイヤーからの 照会に合わせ商品提案・あっせんを行い、時には輸出者として海外進 出のお手伝いを行っています。 道がシンガポール、バンコクに設置する道産品アンテナショップに対 しては随時道産品の提案を行い、輸出促進に努めています。	(一社)北海道貿易物産振興会 ☎011-251-7976

(5) 情報提供

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
道産水産物の輸出手続き	道内食品製造業等	道産水産物を輸出するためには、相手国(中国、韓国、ベトナム、台湾)からの求めに応じ、国や北海道が発行する各種証明書が必要な場合があります。 北海道水産林務部水産経営課で発行している各種証明書及び関連する輸出手続きは次のホームページをご覧ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/dousanyusyutu.htm	水産経営課
ジェトロウェブサイト	海外展開に関心をお持ちの方	インターネットで国・地域別、目的別にビジネス情報を提供しています。 70を超える世界の国・地域のビジネス情報を集めたデータベースから 必要な情報が入手可能です。 詳しくは、http://www.jetro.go.jp/world/	

		The state of the s	
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
知的財産保護(ジェトロウェブサイトでの情報提供)	海外取引における知的財産権保護に関する情報をお探しの方、模倣品・ 海賊版被害関係、外国出願関係、海 外での知的財産権に係る相談事項を お持ちの方など	模倣品・海賊版被害相談窓口、外国出願費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)、海外で知的財産権に係る係争に巻き込まれた際の係争費用の一部助成(防衛型侵害対策支援事業)、海外における知的財産権の侵害調査および権利行使費用の助成、中小企業商標先行登録調査・相談、海外における日系企業知財情報交換グルー(IPG)、韓国知的財産ニュース等詳しくは、https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
海外ミニ調査サービス [有 料]	日本国内に所在する日本企業・団体、 個人事業主	海外取引の足がかりとしての企業検索や統計資料など、ワンポイント情報収集をオーダーメイドで行います(有料/ジェトロ・メンバーズ会員割引料金あり)。 【4つの調査メニュー】 1.企業照会(現地企業リストアップ) 2.制度情報調査(法令等検索) 3.統計資料検索 4.店頭小売価格調査 詳しくは、https://www.jetro.go.jp/services/quick_info/	
ビジネス短信 [無 料] (但し、ジェトロ・メンバーズ 会員のみ記事詳細検索が可能)	世界の経済・産業・貿易動向に関心をお持ちの方	70カ所を超えるジェトロ海外事務所の駐在員から送られる国際ビジネス関連情報を、いち早くお届けするニュースサービスです。 ウェブサイトにて新着記事をご覧いただけます。 https://www.jetro.go.jp/biznews/	
引 き 合 い 案 件 デ ー タ ベ ー ス (TTPP) [無 料]	海外の仕入先・販路を開拓したい、 生産・販売のパートナーを探したい 方。 海外との取引・法人設立等で、業務 を支援してくれる法人を探したい方	WEBサイト上で海外ビジネス案件の閲覧、ビジネスマッチングが可能です。興味のある商品・サービスやパートナー候補に、TTPP上から問合せができます。 WEBサイト上で国内外160カ国以上のビジネス案件(国内外企業が登録した商品・サービス情報)が閲覧できるほか、自社のビジネス案件も紹介可能です。 https://www.jetro.go.jp/ttppoas/indexj.html	
サ ー ビ ス [無 料]	慣習、現地法人設立手続き、生活環境等をヒアリングしたい方	世界70カ所以上にあるジェトロ海外事務所にて、現地の一般経済情報や産業動向等について、海外駐在員や専門アドバイザーが情報提供を行います。 【提供内容】 一般経済情報(1時間以内)のブリーフィング 詳しくは、https://www.jetro.go.jp/services/briefing/	
対日投資支援サービス [無 料]	日本進出を考える外国・外資系企業、 外国・外資系企業の誘致に取り組む 地方自治体	外国・外資系企業の日本進出や地方でのビジネス展開に際し、必要な情報を提供します。 また、外国・外資系企業の誘致に取り組む地方自治体をサポートします。 詳しくは、https://www.jetro.go.jp/invest/	

6次産業化・農商工連携・地域振興・活性化のための支援を受けたい

(1) 相談・指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
北海道6次産業化サポートセンター[募集期間:適宜][無 料]	北海道在住の農林漁業者等であって、次に掲げる全ての要件を満たす者。 (1) 支援実施後5年間の経営改善目標を自ら掲げる者。ただし、東段階では、定性的な目標でも可能。 (2) 原則として法人事業者。ただし、付加価値額を算出することが可能な会計を実施している個人事業も可。 (3) 支援実施年度の翌年度以降5年間毎年、経営状況報告書を作成し、サポートセンターに提出することに同意する者。 (4) 支援に必要な財務諸表等の経営資料の提供が可能な者。	経営改善意欲の高い農林漁業者等に対し6次産業化地域プランナーを派遣し、6次産業化の取組を含む経営全体の付加価値額(経常利益+人件費+減価償却費の合計金額をいう。)を増加するための経営や組織運営の改善方策等(経営改善戦略という。)の作成及び実行を支援します。	北海道6次産業化サポート センター ((公財) 北海道中小企業 総合支援センター内) ☎011-200-0013
特別 診断 指導 [募集期間: 随時] [有 料]	市町村、商工団体、第3セクター、 民間企業等	地域振興計画の作成支援や経営診断及び経営計画の策定支援などを有料で行っています。 【指導実績】 (1) 経営診断 ・観光施設(第3セクター)経営診断 ・乳製品加工施設(第3セクター)生産管理診断 ・食肉加工施設(第3セクター)経営診断 ・公共環境施設(町)資金計画診断 ・宿泊施設(共済組合)経営診断 ・木材加工施設経営革新診断 ・木材加工施設経営革新診断 ・木材加工施設経営革新診断 ・木材加工施設経営革新診断 ・銀光地区整備構想策定 ・商店街振興計画策定 ・観光施設整備構想策定 ・中心市街地再生ビジョン策定 等	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 経営支援部経営支援G ☎011-232-2402
トータルプラン作成支援事業/ 地域商店街活性化 法認定支援コース [募集期間] 毎月1日~15日(採択件数 に達し次第終了) [無 料]	地域商店街活性化法を活用した、商店街の活性化のための事業を検討、計画している商店街が対象。 または、既に法の認定を受けていて事業計画の計画期間内である商店街。	地域商店街活性化法の認定をめざす商店街を支援するため、専門家を派遣して認定のサポートを行います。 〇地域商店街活性化法認定サポート 地域商店街活性化法の認定をめざす商店街を対象として、認定申請 や商店街活性化事業計画作成に必要なノウハウについて研修を実施 します。必要に応じて「法人化研修」も実施します。 〇地域商店街活性化法認定フォローアップ すでに法の認定を受けている商店街に対しては、事業計画の変更申 請等に対応し、計画変更に必要な事業計画の運営面での課題や、活 性化目標の進捗状況等について分析を行い、新たな事業計画の作成 を支援します。	(株)全国商店街支援センター 地域商店街活性化法認定 支援コース担当 ☎03-6228-3061 HP▼ https://www.syoutengai- shien.com/support/ totalplan02/
「募集期間」	商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、任意の商店街組織、商工会議所、商工会、商店街あるいは商店街の構成員が出資・設立した民間企業等※原則として、規約等により代表者の定めがあり、年度ごとに事業および収支の計画・報告を行っている組織。	ビジョン及び計画をもった商店街が、それに基づいた商店街活性化につながる取組み(トライアル)を実行できるよう支援します。専門家を派遣し、商店街が実施計画づくりからトライアル実行・検証・成果共有まで、トライアルを継続した事業として確立できるような、実践的なOJT型支援を行います。実施計画が採択された商店街と委託契約を締結し、実行に必要な費用については77万円(税込)を上限に支援センターが負担します。	
商店街よろず相談アドバイザー派遣事業 「募集期間」 令和3年2月10日まで随時募集 [無 料]	商店街振興組合、商店街の事業協同組合、法人格を持たない商店街組織、複数の商店街を取りまとめている連合体組織(商店街連合会、商店会連盟等) ※要件の詳細はHPでご確認ください。	商店街からの要請に応じて「商店街よろず相談アドバイザー」(※)を 現地に派遣し、商店街が抱える課題の解決やイベント事業の実施など について、専門的な相談やアドバイスを行います。インパウンドや観光、 キャッシュレス化などの課題にも対応しています。 (※)「商店街よろず相談アドバイザー」は、一般公募により支援センター に登録された商店街の専門家で、商店街を総合的に支援するため に、関係機関と密接に連携して、各種支援策活用などのアドバイ スを行います。	(株)全国商店街支援センター商店街よろず相談アド パイザー派遣事業担当 ☎03-6228-3061 HP▼ https://www.syoutengaishien.com/support/advisor/
空き店舗総合支援 パッケージ事業 「募集期間」 毎月1日~15日 (採択件数 に達し次第終了) [無 料]	商店街が自ら空き店舗の対策に乗り出し、その活用や出店促進に取組もうと考えている以下の商店街等が対象です。 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、任意の商店街組織、商工会議所、商工会、商店街あるいは商店街の構成員が出資・設立した民間企業	空き店舗の活用や新規出店の促進などに取り組もうとする商店街に対して、専門家を派遣して総合パッケージで支援します。具体的には空き店舗の活用方法の検討や調査を通じた計画づくりから、実際に商店街が新規出店を応援する計画の実行まで、専門家を派遣してサポートするとともに、実行に必要な費用については77万円(税込)を上限に支援センターが負担します。	(株)全国商店街支援センター空き店舗総合支援パッケージ事業担当 ☎03-6228-3061 HP▼ https://www.syoutengaishien.com/support/akitenpo/

(2) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
北海道IoT普及推進事業		北海道特有の課題をIoTで解決する新しい取組みに対する補助。 【補助率】対象経費の1/2以内 (上限1,000万円 下限100万円) 【補助対象】下記3分野5項目 ●福祉関係…独居老人の安否確認、老人のバイタルチェック ●交通関係…除排雪の効率化、貨客混載システムの効率化 ●その他道特有の課題を解決する新たな取組み	北海道総合政策部 情報統計局 情報政策課 ☎011-231-4111 (内線:23-215)
商店街活性化・ 観光消費創出事業 [募集期間:1月31日~9月28日] ※ 2/28、7/27までに申請 があった場合、先行して審 査・採択	事業者の連携体 ※商店街組織・・・商店街振興組合、 事業協同組合等のほか任意の商店	近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等といった、地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援することにより、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、消費の喚起につなげます。 1.消費創出事業 地域と連携し、専門家の指導を受けて実施するインバウンドや観光等といった地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備やイベント実施等について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。 【補助率】2/3以内 2.専門家派遣事業 商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援します。 【補助率】10/10定額 【補助額】上限額200万円補助額 上記2事業の合計で、上限額2億円、下限額200万円 ※消費創出事業と専門家派遣事業は、どちらも単独で申請することはできません。詳細は公募要領をご確認ください。	経済産業省 北海道経済産業局 産業部経営支援課 商業振興室 ☎011-709-2311 (内線2581)

(3) 研修・セミナー

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
繁盛店づくり支援事業 [募集期間] 毎月1日~15日(採択件数 に違し次第終了) [無 料]	繁盛店づくりに取り組みたいと考えている商店街等が対象です。 (1) 応募者が「商店街」または「継続的に活動している商店街に相当する団体」であること。 ※組合組織(振興組合、協同組合)、任意の商店街組織、商工会、商工会議所等 (2) 応募者が会社法に規定する会社(株式会社、合名・合資会社)ではないこと。 (3) 担当者は商店街または商工会議所・商工会等の支援機関であること。	商店街の核となる繁盛店をつくるため、個店の魅力を向上させて集客力・販売力を高めるノウハウを提供します。それと同時に、繁盛店づくりを自立的・継続的に実行できる人材を育成し、商店街組織の基盤構築を図ります。店頭でのアドバイス、座学研修、意見交換会などを実施します。「1日体験コース」「ステップアップコース」「実践コース」「事業承継・創業後サポートコース」「フォローアップコース」「商環境変化対応コース」があります。 〇1日体験コース:初めて本事業を受講する商店街が対象です。(1回)〇ステップアップコース:バルやまちゼミなどの実績を生かして取り組みます。(1回)〇実践コース:じっくり繁盛店づくりに取り組みます。(4回)〇事業承継・創業後サポートコース:事業承継や創業後の安定化を図ります。(3回)〇フォローアップコース:実践コースを2期以上受講した商店街が対象です。(1回)〇商環境変化対応コース(コラボレーション編、セールスプロモーション編):商環境が大幅に変化した商店街が対象です。(3回)	(株)全国商店街支援センター 繁盛店づくり支援事業 担当 ☎03-6228-3061 HP▼ https://www.syoutengai- shien.com/support/ prosperity/
商人塾支援事業 「募集期間」 随時(採択件数に達し次第終 了) [無 料]	商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、商店街振興組合連合会、商店街連合会、協同組合、一般社団法人、NPO法人等商店街支援組織等 ※過年度受講経験のある商店街の参加に関しては、要件をHPにてご確認ください。	商店街の次世代リーダーを発掘・育成するための「商人塾」の運営を支援する事業です。 商工会議所や商工会などが実施機関となり、地域の複数商店街から塾生を募り、地域の課題に即した独自のカリキュラムを作成して実施する「商人塾」。本事業では、その「商人塾」のカリキュラムに則り、専門家や実践者による座学研修や、現地調査、意見交換などを行います。「商人塾」を通じ、塾生たちは議論を重ね、リーダーとしての資質を磨くとともに、商店街間、塾生同士のネットワークを構築し、その後の商店街活動の基盤を形成します。 商店街に属していない方も受講できるため、地域活性化をめざす多くの方の参加を促す「商人塾」の実施が可能です。	(株)全国商店街支援センター商人塾支援事業担当 ☎03-6228-3061 HP▼ https://www.syoutengai- shien.com/support/ merchant/
トータルプラン作成支援事業 <1日コース・実践コー ス・ブラッシュアップコー ス(調査・体制づくり) > 「募集期間」 毎月1日~15日(採択件数 に達し次第終了) [無 料]	商店街の活性化を目指してビジョン・プランを作成し、実行につなげたいと考える商店街等が対象です。商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、任意の商店街組織、商工会議所、商工会、商店街あるいは商店街の構成員が出資・設立した民間企業等※規約等により代表者の定めがあり、年度ごとに事業および収支の計画・報告を行っている商店街等が対象です。	商店街を取り巻く環境を話し合うことで、既存の取組みを見直すとともに、今後3年間を見据えた新たな取組みを考え出すことを目的とします。知識やノウハウを備えた専門家のサポートのもと、商店街のメンバーで話し合うワークショップ形式で研修を進めていきます。 〇1日体験コース:ワークショップを体験し、話し合いの仕方を学びます。 〇実践コース:商店街の現状や今後の取組みについてじっくり話し合います。 〇ブラッシュアップコース(調査):実践コースで考え出したプランを実行に移すため、利用者のニーズ調査や分析などを行います。 〇ブラッシュアップコース(体制づくり):プランの実行に向けて具体的な役割分担や実行体制を検討します。	(株)全国商店街支援センタートータルプラン作成支援事業担当 ☎03-6228-3061 HP▼ https://www.syoutengaishien.com/support/totalplan01/

(4) その他

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
農商工等連携事業 [募集期間:随時]	中小企業者と農林漁業者が連携して 行う新商品等の開発等に取り組む事 業計画(期間:原則5年以内)	中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品・新サービスの開発・販売促進を行う新規事業を支援します。 1.窓口相談:事業計画策定、フォローアップ、事業化達成の支援。 2.国(北海道経済産業局及び北海道農政事務所)の認定を受けた事業計画については、以下の支援制度の利用機会があります。 ①政府系金融機関による低利融資制度等 ②信用保証の特例 【窓口相談等】 随時	経済産業省 北海道経済産業局 産業部経営支援課 ☎011-709-2311 (内線2578、2594)
6 次産業化・地産地消法 総合化事業計画認定 [募 集 期 間 : 随 時] [無 料]	農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に定める総合化事業を行うに当たり、そのための事業計画を作成して農林水産大臣の認定を受けることができます。 【概要】 農林漁業者等が農林水産物及び副産物(バイオマスなど)の生産とその加工、又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画 【内容】 1. 農林漁業経営の改善を図ること 2. 農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動。 3. 農林水産物等の価値を高めることを目指したもの 【メリット】 ・農業改良資金(無利子資金)の償還期間の延長等の特例が適用できる。	農林水産省 北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課 (6次産業化担当) ☎011-330-8810
	市町村が属する都道府県の共同 体	木質、家畜排泄物、食品廃棄物などの地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型の再生可能エネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり、むらづくり(バイオマス産業都市の構築を目指す地域を選定し、パイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり、むらづくりを連携して支援します。 【事業の仕組み】 募集要領に基づき提出されたバイオマス産業都市構想の提案書及び提案書に関連した参考資料について審査・ヒアリングを行い、バイオマス産業都市を選定します。 バイオマス産業都市を選定します。 バイオマス産業都市を選定します。 バイオマス産業都市を選定します。 バイオマス産業都市を選定します。 バイオマス産業都市を選定します。 バイオマス産業都市を選定します。 バイオマス産業都市を選定します。 バイオマス産業都市を選定します。 バイオマス産業都市を選定します。	北海道農政事務所



人材育成・確保のための支援を受けたい

(1) 相談・指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
働き方改革に関する 働き方改革支援員の派遣 [募集時期:随時] [無 料]		中小企業等の就業環境改善を促進するため、働き方改革に関する地域企業へのハンズオン支援を実施します。 ①地域連携コース 【内容】 企業からの要請に応じて、振興局職員と働き方改革支援員(中小企業診断士、社会保険労務士)が連携し、企業の働き方改革の取組をきめ細かく支援。 【派遣回数】 3回 ②ワーク・ライフ・バランス見える化コース 【内容】 従業員のワーク・ライフ・バランスを実現しようとする企業に対し、働き方改革支援員(中小企業診断士、社会保険労務士)による従業員アンケート調査を実施し、ワーク・ライフ・バランスの現状と課題の見える化をサポート。 【派遣回数】 3回(1回目:企業概要とアリング、2回目:従業員アンケート調査、3回目:見える化の報告)	北海道経済部労働政策局 雇用労政課 働き方改革推進室 就業環境係 ☎011-204-5354
 能力開発支援 有料] ※3.人材育成計画の作成支援は無料 	2.事業主	【制度概要】 1.在職者訓練(能力開発セミナー) 2.指導員派遣・施設設備貸与 3.人材育成計画の作成支援 4.受託・共同研究 5.生産性向上支援訓練 6.IT活用力セミナー 内容 1.在職者訓練(能力開発セミナー) 「ものづくり分野」のスキルアップのため、企業の従業員、事業主の方等を対象として、2~4日程度(12H~24H)の短期間の訓練を実施しています。ご相談によりニーズに合わせた内容に対応いたします。 2.指導員派遣・施設設備貸与事業主・事業主団体が自ら行う従業員の教育訓練等のための指導員の派遣及び施設・設備の貸し出しを行っています。 3.人材育成計画の作成支援職業能力開発体系を活用し、人材育成プランの作成支援を行います。 4.受託・共同研究新製品開発、新技術の導入、企業内業務の自動化や効率化など、民間企業等では解決できない技術的な課題について、大学校が保有する職業能力開発のノウハウや先端的な設備・機器等を有効に活用して研究・開発等の支援を行っています。 5.生産性向上と援訓練企業の生産性向上に必要な生産管理、品質管理、原価管理、物流して、マーケティング、生涯キャリア形成等に関する知識やスキルを習得する訓練コースを用意しています。ご相談によりニーズに合わせた内容に対応いたします。 6.IT活用力セミナー現在入手・利用可能な「「を使いこなして、企業・業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結び付けることのできる土台となる能力を習得するための「「理解、「「スキル・活用及び「「倫理に関する訓練コースを用意しています。ご相談によりニーズに合わせた内容に対応いたします。ご相談によりニーズに合わせた内容に対応いたします。ご相談によりニーズに合わせた内容に対応いたします。ご相談によりニーズに合わせた内容に対応いたします。ご相談によりニーズに合わせた内容に対応いたします。ご相談によりコーズに合わせた内容に対応いたします。ご相談によりコーズに合わせた内容に対応いたします。ご相談によりコーズに合わせた内容に対応いたします。ご相談によりコーズに合わせた内容に対応いたします。これは対応しています。ご相談によりコーズに合わせた内容に対応いたします。これは対応されば、ロースを表します。これは、ロースを表します。これは、ロースを表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。」 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表しますます。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表しますます。 「日本記述を表します」を表しますます。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表しますます。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表しますます。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表しますます。 「日本記述を表します」を表しますます。 「日本記述を表します」を表します。 「日本記述を表しますまする。 「日本記述を表しますます。 「日本記述を表しますます。 「日本記述を表しまする。」を表します。 「日本記述を表しますます。 「日本記述を表します。」を表しまする。 「日本記述を表しまするます。 「日本記述を表しまする。」を表しまするまする。 「日本記述を表しまする。 「日本記述を表しまする。 「日本記述を表しまする。 「日本記述を表しまする。 「日本記述を表しまするまする。 「日本記述を表しまする。 「日本記述を表しまする。 「日本記述を表しまするまする。 「日本記述を表しまするまする。 「日本記述を表しまするまする。 「日本記述を表しまする。 「日本記述を表しまする。 「日本記述を表しまする。	(独) 高齢・障害・求職者 雇用支援機構北海道支部 北海道職業能力開発促進 センター 旭川訓練センター 到路訓練センター 到路部訓練センター 北海道職業能力開発大学校 ※ 各施設で対応します ので、よご相談ください。
若年技能者人材 育成支援等事業 [募集期間:隨時] [無 料]	若年技能者 (35歳未満)、技能・技 術を学ぶ学生、小中学生	1. 若年技能者の人材育成に係る相談・援助 2. ものづくりマイスター等の派遣による実技指導の実施 3. 地域における技能振興事業の実施 建設業や製造業の若年技能者に対する人材育成についての相談・援助を行うほか、認定されたものづくりマイスター等を企業や学校に派遣し、実技の指導やものづくり体験教室(出前授業)を行う。また、技能士を活用し、ものづくり体験など、地域のニーズに応じた技能振興事業を実施する。	北海道職業能力開発協会 技能振興部技能振興課 北海道技能振興コーナー ☎011-825-2387

(2) 補助金・助成金

(-) [[[[-7]]]] -7](7]				
支援	制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
支援事業 (中小企	育成・確保 [育成事業] : 業競争力 進事業)	道内の中小企業者等	新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う、先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派遣に要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 入学料、授業料、滞在費、往復の交通費 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 50万円(1人当たり)	

J		_ <u> </u>		
	支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
	テレワーク導入支援事業 産業人材育成 ・確保 支援事業【育成事業】 (中小企業競争力 強化促進事業)	道内の中小企業者等	新分野・新市場への進出等に要する人材確保のため、テレワーク(情報通信技術を利用した就業場所や時間にとらわれない働き方)の導入に要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 機器購入費、システム構築費、コンサルタント料 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 60万円	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
	ものづくり産業分野 人材確保支援事業 (道外人材確保支援) [募集期間:随時]	道内ものづくり企業等	道内ものづくり企業の道外人材確保に向けた取組を支援する。 ○道外人材確保支援 ものづくり企業が道外在住の求職者と面接を行い、雇用契約を締結した場合、面接に係る経費の一部を助成 ■対象経費 事業者が負担する道外在住の求職者との面接に係る旅費 ■補助金額(上限額) 雇用契約を締結した者1名につき5万円以内(通算限度額は1事業者につき10万円) ■補助率 1/2以内	北海道 経済部産業振興局 産業振興課ものづくり産業係 ☎011-204-5323
•	航空機関連分野参入促進・ 人材育成事業 (研修派遣支援)	道内ものづくり企業等	航空機関連分野への道内企業の参入を促進するため、参入に必要なノウハウ、技術力を持つ専門人材等の育成を行う。 ○研修派遣支援 道内企業大手航空機部品メーカー等に対して研修派遣を行う経費の一部を助成 ■補助率等 1/2以内(上限5万円)	北海道 経済部産業振興局 科学技術振興課産学官連携係 ☎011-206-6478
	地域 戦略 産業 人材確保支援事業 [募集期間:5月~2月]	ものづくり、IT、食関連、観光関連分野の中小・小規模企業等	人材確保に向けた意識改革・生産性向上セミナーの開催(道内8地域) (1) 人材募集、生産性向上・業務改善 (2) 地域における外国人材の受入環境整備 支援コーディネーターの配置・派遣 多様な人材の確保に向けた中小・小規模企業等の取組を支援するコーディネーターを配置し、相談対応を実施 人材募集・業務改善等支援 中小・小規模事業者等の人材確保の取組に係る経費を補助(※上記2のコーディネーターの相談を受けた上で必要と判断されたものを対象とする。)補助率:1/2以内(上限100万円)	北海道 経済部労働政策局 産業人材課人材確保支援係 ☎011-251-3896
	雇用調整助成金	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳し くは右記問い合わせ先までご連絡 ください。	○制度概要・内容 景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の 縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、 その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成金を支 給する。 ○支給額 【休業・教育訓練】 休業手当等の一部助成2/3(中小企業以外1/2) 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円 加算 【出向】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3(中小企業以外1/2)	北海道労働局 職業安定部職業対策課 雇用助成金 さっぽろセンター 6階 ☎011-788-2294
	労働移動支援助成金	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳し くは右記問い合わせ先までご連絡 ください。	【再就職支援コース】 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、 再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して 行う事業主(再就職が実現した場合に限る)に対して助成金を支給 する。 【早期雇入れ支援コース】 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の 翌日から3ケ月以内に雇い入れた事業主に対し助成金を支給する。	北海道労働局 職業安定部職業対策課 雇用助成金 さっぽろセンター 6階 ☎011-788-2294
	中途採用等支援助成金	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳し くは右記問い合わせ先までご連絡 ください。	【中途採用拡大コース】 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大 (①中途採用率の拡大または②45歳以上を初めて採用) させた事業 主に対して助成金を支給する。 【Uリターンコース】 東京圏からの移住者を雇入れた事業主に対してその採用活動に要し た経費の一部を助成 【生涯現役起業支援コース】 中高年齢者(40歳以上)が起業によって自らの就業機会の創出を図 るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れを行う際 に要した雇用創出措置に対して助成	北海道労働局 職業安定部職業対策課 雇用助成金 さっぽろセンター 6階 ☎011-788-2294

		A SHOUTH THE SHOP IN SHOP IN SHIP IN S	
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
人材確保等支援助成金	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳し くは右記問い合わせ先までご連絡 ください。	【雇用管理制度的成コース】 雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター 制度、短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下に 取組む事業主に対して助成金を支給する。	
		【介護福祉機器助成コース】 介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入 等を通じて従業員の離職率の低下に取組む介護事業主に対して助成 金を支給する。	2011 7 00 3 132
		【介護・保育労働者雇用管理制度助成コース】 賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取組む介護・保育 事業主に対して助成金を支給する。	
		【中小企業団体助成コース】 都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その 構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するた めの事業を行う事業主団体に対して助成金を支給する。	
		【人事評価改善等助成コース】 生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇 給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃 金アップと離職率低下を図る場合に助成金を支給する。	
		【設備改善等支援コース】 生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善(賃金アップ)等を図る事業主に対して助成金を支給する。 雇用管理改善計画期間 1 年または 3 年のいずれかを選択。	
		【働き方改革支援コース】 働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業 が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助 成する。	
		【外国人労働者就労支援助成コース】 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者 の職場定着に取り組む事業主に対して、助成するもの。	
		【雇用管理制度助成コース(建設分野)】 ①人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主、②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成金を支給する。	
		【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)】 ①若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業 を行った建設事業主または建設事業主団体、②建設工事における作 業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施す る職業訓練法人に対して助成金を支給する。	
		【作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)】 ①被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主、②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主、③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成金を支給する。	

	Hat	Hall of 107 mg	77 A
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
キャリアアップ助成金	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳し くは右記問い合わせ先までご連絡 ください。	【正社員化コース】 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対し助成金を支給する。 【賃金規定等改定コース】 有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定し昇給を図った事業主に対し助成金を支給する。	北海道労働局 職業安定部職業対策課 雇用助成金 さっぽろセンター6階 ☎011-788-9071
		【健康診断制度コース】 健康診断の実施が法定外の有期契約労働者等を対象にした健康診断 制度を新たに規定・実施した事業主に対し助成金を支給する。	
		【賃金規定等共通化コース】 有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに 規定・適用した事業主に対し助成金を支給する。	
		【諸手当制度共通化コース】 有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに 規定・適用した事業主に対し助成金を支給する。	
		【選択的適用拡大導入時処遇改善コース】 有期契約労働者等の意向を適切に把握し、労使合意に反映させるための取組を行い、有期契約労働者等を新たに社会保険の被保険者とした場合に支給する。	
		【短時間労働者労働時間延長コース】 短時間労働者の週所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入 させた事業主に対し助成金を支給する。	
人材開発支援助成金	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳し くは右記問い合わせ先までご連絡 ください。	【特定訓練コース】 OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練について実施する事業主に助成金を支給する。	
		【一般訓練コース】 職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練に対し助成金を支給する。	2011766 3676
		【教育訓練休暇付与コース】 有給の教育訓練休暇制度または長期教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成金を支給する。	
		【特別育成訓練コース】 有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成金 を支給する。	
		【建設労働者認定訓練コース】 ①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体、②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成金を支給する。	
		【建設労働者技能実習コース】 雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主また は建設事業主団体に対して助成金を支給する。	
		【障害者職業能力開発コース】 障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成金を支 給する。	
通年雇用助成金	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳し くは右記問い合わせ先までご連絡 ください。	北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、 冬季間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対 して助成金を支給する。 【事業所内就業】 季節労働者を冬期間も継続して同一の事業所で就業させた場合 【事業所外就業】	
		季節労働者を他の事業所で配置転換・労働者派遣・在籍出向により 就業させ、冬期間も継続雇用した場合 【休業】 季節労働者を冬季も継続して雇用し、期間中一時的に休業させた場 合	
		【業務転換】 季節労働者を季節的業務以外の業務に転換し、継続して雇用させた 場合 【訓練】	
		冬期間継続雇用している季節労働者に職業訓練を実施した場合 【新分野進出】 季節労働者を通年雇用するために、新たに新分野の事業所を設置・ 整備した場合	
		【季節トライアル雇用】 季節労働者を試行雇用終了後、引き続き常用雇用として雇い入れた 場合	

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
人材育成助成事業 (自主研修事業) [募集時期:4月~2月]	に主たる事業所を有し、6か月以上		(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-73-9210
高年齢者雇用支援 【65歳超継続雇用 促進コース】 [受付期間:随時]	事業主	65歳超雇用推進助成金 ~65歳超継続雇用促進コース~ 【制度概要】 高年齢者の雇用の促進を図るため、定年の引上げ等を行った事業主に対して助成金を支給します。 【内容】 ・就業規則等により、旧定年年齢を上回る65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入等のいずれかの制度を実施し、就業規則を労働基準監督署へ届出る必要があります。 ・定年の引上げ等を実施する場合は、専門家等に就業規則の改正を委託し経費を支出したこと。または労働協約により定年の引上げ等の制度を締結する場合は、コンサルタントに相談し経費を支出した場合に助成金の対象となります。 【支給額】 「対象被保険者数」及び「定年等を引上げる年数」に応じた区分により支給額が異なります。(5~160万円) 【その他】 詳細な支給要件等については、当機構ホームページをご確認ください。	(独)高齢・障害・求職者雇用 支援機構北海道支部 高齢・障害者業務課 ☎011-622-3351
高年齢者雇用支援【高年齢者評価制度等雇用管理改善コース】	事業主	65歳超雇用推進助成金 ~高年齢者評価制度等雇用管理改善コース~ 【制度概要】 高年齢者の雇用管理制度の整備等を実施した事業主に助成します。 【内容】 高年齢者の雇用の機会を増大するための、次のような措置を実施した事業主に助成します。 (内容】 高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入または改善 〇高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度の導入または改善 ○高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入または改善 ○法定外の健康管理制度の導入 等 【助成額】 雇用管理制度の整備等の実施に要した経費(※1)の額に、次の助成率を乗じた額 生産性要件(※2)を満たした場合中小企業事業主の助成率 75%中小企業事業主の助成率 60%生産性要件を満たさなかった場合中小企業事業主の助成率 60%生産性要件を満たさなかった場合中小企業事業主の助成率 60%	(独)高齢・障害・求職者雇用 支援機構北海道支務 高齢・障害者業務課 ☎011-622-3351
高年齢者雇用支援 (高年齢者無期雇用転換コース) [受付期間:随時]	事業主	※1 雇用管理制度の整備等の実施に要した経費とは、雇用管理制度の導入または見直しに必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費のほか、上記内容のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費です。初回に限り50万円とみなします。2回目以降の申請は、50万円を上限とする経費の実費を対象経費とします。 ※2 生産性要件の詳細については、当機構のホームページをご参照ください。 65歳超雇用推進助成金 ~高年齢者無期雇用転換コース~ 【制度概要】 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成金を支給します。 【内容】 企業内における高年齢者の無期雇用転換を図るため「無期雇用転換計画」を次の(1)~(2)によって実施した場合に受給することができます。 (1) 無期雇用転換計画の認定(当機構の認定を受ける必要あり)(2) 無期雇用転換の措置の実施【支給額】 対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)を支給。ただし、生産性要件を満たす場合には、対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)となります。 【その他】 詳細な支給要件等については、当機構ホームページをご確認ください。	(独)高齡·障害·求職者雇用 支援機構北海道支部 高齡·障害者業務課 ☎011-622-3351

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
障害者雇用支援	事業主	障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金 【制度概要】 事業主等が障がい者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障がい者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して助成金を支給します。 【助成金の種類】 ・障害者作業施設設置等助成金・障害者福祉施設設置等助成金・障害者和推施設設置等助成金・障害者和推施設設置等助成金・重度障害者等通勤対策助成金・重度障害者多数雇用事業所設置等助成金 【支給対象障がい者】 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、中途障がい者 ※助成金の種類ごとに対象となる障がい者が異なります。 【その他】 助成金の種類ごとの支給額や詳細な支給要件等については、当機構ホームページをご確認ください。	(独)高齢・障害・求職者雇用 支援機構北海道支部 高齢・障害者業務課 ☎011-622-3351
地域特産品プロジェクト 支援 事業[寡集 期間: 随時]	道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭 市、安平町)内の中小企業等	地域の「人材」と「技術」を繋ぐネットワークによるものづくり等の研修・研究活動、ものづくりに関わる人材を育てる活動等の事業に要する経費の一部を助成 【対象事業】 地域の特産品を活用する商品化事業等 (大学・公設試験研究機関等との連携による事業を含む) 【対象経費】 会場費、原材料費、技術指導費等 【助成内容】対象経費の10/10以内、10万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
技術者等育成事業[募集期間:随時]	道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町)内の中小企業等	設備の保全管理、電気制御、旋盤技術等の習得に必要な研修等への参加を支援 【研修内容】ポリテクセンター北海道・北海道ポリテクカレッジが行う能力開発セミナー 【開催時期】2020年7月(予定)~2021年3月(予定) 【助成内容】受講料の一部を助成	業務部
技術 人材研修助成事業	道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町)内の中小企業等	地域内の中小企業の研究者や技術者が、高度技術の研究開発に取り組むため、道内外の大学・企業等における研究・研修機関で実施する研修会等に参加する場合の経費の一部を助成(1企業1名のみ) 【対象経費】交通費、宿泊費、研修参加費 【助成内容】対象経費の3/4以内、10万円限度	
工場等社内研修助成事業	道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町)内の中小企業等	企業が工場等で行う社内研修事業で対象人員の半数以上が参加し2日間以上の研修を行う場合に研修に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】講師の招聘経費(交通費・宿泊費・謝金等) 【助成内容】対象経費の1/2以内、10万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
技術者等研修助成事業[募集期間:随時]		先進企業、試験研究機関、大学、中小企業大学校等への技術者等の派遣に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 交通費、滞在費、受講料等 【補助率】 対象経費の2/3以内	(公財)函館地域産業振興財団 (産業支援課)
人材育成支援事業 (人材教育 ・研修)	室蘭市、登別市内の中小企業者及び 任意の団体	技術・技能・デザイン開発などの習得のための先進企業や試験研究機関への技術者派遣又は専門技術者招聘等による人材教育、研修事業等補助率2/3以内 上限50万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
人材育成支援事業(資格取得)	室蘭市、登別市内の中小企業者	技能士その他の資格取得 補助率3/4以内 上限10万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
人材育成支援事業 (標準化支援)	室蘭市、登別市内の中小企業者	技術継承、人材育成のためにマニュアル作成ツール導入等により基礎 技能等の標準化を行う事業 補助率3/4以内 上限20万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188

(3) 研修・セミナー

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
ものづくり人材技術力 強 化 事 業 (セミナー・研修会等) [募集期間:未定] [無 料]	道内ものづくり企業等	ものづくり企業の技術力を強化するため、研修会やゼミ等の開催によるIoT技術や生産管理などの技術系人材の育成強化を行う(道総研委託事業)。 〇AI・IoTや生産管理・品質管理 AIやIoT、ロボットなどの先端分野や、生産管理、品質管理をテーマとしたゼミ等の開催 〇次世代自動車 EVや燃料電池車などの次世代自動車関連部品の分解・分析会の開催	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 ☎011-204-5323
問題解決手法研修会 [募集期間:未定] [無 料]	職場の問題解決・改善を目指す従業 員(在職者)等	【制度概要】 地域企業のQCD(品質・価格・納期)対応力強化を目的に、従業員の能力向上に効果的であるQCサークル活動の導入・定着を図るため、QCサークル北海道支部と共催で研修会を開催します。 【内容】 職場の第一線で活躍されている企業の方々を対象に、職場の問題解決や改善に役立つQCサークル活動の基礎を学び、さらにステップアップしていただく研修会を開催します。 QCサークル活動は製造業だけでなく、事務・販売・サービス・医療・福祉など様々な業種や部門においても実践され、顧客満足度や社員の育成・能力の向上など成果を上げております。	北海道 経済部労働政策局 産業人材課産業訓練係 ☎011-204-5098

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
能力開発セミナー(在職者訓練)	在職者	【制度概要】 在職者に対し、生産技術の進歩等に対処する能力の開発及び管理監督、管理サービスに必要な知識・技能の付与を行うとともに職業能	北海道 経済部労働政策局
		企業内での教育訓練の実施が困難な中小企業等の在職労働者を対象 に、当該職種に係る能力の向上等のために、道立高等技術専門学院 及び北海道障害者職業能力開発校が実施する職業訓練です。 (テキスト代等は実費負担。)	
向上訓練等推進員に よる企業指導等 無料]	企業及び在職者	企業における在職者の教育訓練や、労働者の自己啓発など生涯能力開発体制の充実強化を図るため、職業訓練に対する援助及び実施促進の指導・助言等を行います。 (1) 地域の事業主が行う職業訓練に対する援助及び実施促進・企業における能力開発のプラン作りについての指導・技術革新や高齢化等に応じた能力開発の実施についての指導・従業員の自発的な能力開発のための情報提供・能力開発に関する各種の情報、資料の収集・能力開発に関する各種支援制度の普及広報活動 (2) その他民間能力開発の推進に必要なサービス業務向上訓練等推進員が設置されている機関は、以下のとおりです。・北海道立札幌高等技術専門学院(TEL011-781-5541)・北海道立旭川高等技術専門学院(TEL0138-47-1121)・北海道立旭川高等技術専門学院(TEL0166-65-6667)・北海道立地川高等技術専門学院(TEL0164-4-3522)・北海道立北見高等技術専門学院(TEL0157-24-8024)・北海道立市が内高等技術専門学院(TEL0143-44-3522)・北海道立帯広高等技術専門学院(TEL0145-57-007)・北海道立帯広高等技術専門学院(TEL0155-37-2319)・北海道立帯広高等技術専門学院(TEL0155-37-2319)・北海道立帯広高等技術専門学院(TEL0155-37-2319)・北海道立管本は高等技術専門学院(TEL0155-57-8011)・北海道立障害者能力開発校(TEL0155-52-2774)	北海道 経済部労働政策局 産業人材課訓練開発係 ☎011-204-5359
認 定 職 業 訓 練 に 対 する 支援 [無 料]	認定職業訓練を実施する中小企業事業主又は中小企業事業主の団体若しくはその連合体	【対象経費】 認定職業訓練のうち集合して行う訓練に要する経費で次のもの (1) 指導員・講師等の謝金、建物の借上及び教材費等の経費 (2) その他管理運営に要する経費のうち特に必要と認める経費 【補助率】 補助対象経費の2/3以内	北海道 経済部労働政策局 産業人材課産業訓練係 ☎011-204-5357 ※募集機関について は、各総合振興局・ 振興局にご相談くだ さい。
外 国 人 材 確 保 支 援 事 業 [無 料]	道内の中小企業等	【制度概要】 円滑な外国人材の確保を支援するため、道内企業等を対象に、外国人材の確保に向けたノウハウ等のセミナーや個別企業の状況に応じた個別相談を開催します。 【内容】 ・セミナー及び相談会(6地域)	北海道 経済部労働政策局 産業人材課人材確保支援係 ☎011-251-3896
多様な人材の安定就業 促進事業 (外国人材の雇用促進) [無料]	道内の中小企業等	【制度概要】 外国人材の採用事例の普及や留学生等外国人材を対象とした企業見学会、企業担当者との交流会を開催します。 【内容】 ・セミナー(札幌×2回) ・外国人留学生らと企業担当者との交流会(札幌×2回)	北海道 経済部労働政策局 産業人材課人材確保支援係 ☎011-251-3896
多様な人材の安定就業 促進事業 (職場定着の促進)	道内の中小企業等	【制度概要】 ものづくり・IT・食・観光関連産業における若者の職場定着の取組を支援します。 【内容】 ・企業のメンター能力向上セミナー(6地域) ・好事例発信セミナー(6地域)	北海道 経済部労働政策局 産業人材課人材確保支援係 ☎011-251-3896
食品製造業の人材育成事業	道内食品製造業者等	地域資源を有効活用した食品開発・販売に取り組む食のキーパーソンの育成を実施する。 1 北海道食のキーパーソン育成事業 (1) 人材育成事業 マーケティング手法と地域資源を有効に活用した商品開発や地域資源を核とした地域ブランドの創出及び「食品づくり」における経営カアップに関する人材育成を実施する。 (2) 地域ワークショップ食のキーパーソンの等の取組について地域で共有し、地域で活躍できる環境づくりに向け、地域ワークショップを開催する。 (3) 成果発表会受講生同士の連携による取組の磨き上げを図るとともに、道や支援機関等と受講生との連携によるフォローアップ体制を構築するため、本人材育成研修の成果発表会を開催する。	北海道 経済部食関連産業室 食クラスター係 ☎011-204-5979

士採制府存	*+#***	判弃柳西,中央	問い合わせ生
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
食品 製造業の人材育成事業	道内食品製造業者等	道産食品の高付加価値化と北海道ブランドの確立・磨き上げを図るため、有望なワイン製造業を担う高度な人材を育成する。 1 道産ワイン高度人材確保事業 (1) 道産ワイン高度人材確保事業 (1) 道産ワイン品質強化研修 道産ワインの品質向上を図るため、北海道内でワイン造りに携わる者に対して栽培・醸造技術及びマーケティングを中心とした経営力のレベルアップ研修会を開催する。 (2) 道産ワインブランドカ向上事業 道産ワインの販路拡大及びブランドカ向上を図るため、道内外の富裕層市場におけるプロモーションを実施するとともに、道内のワイナリーをはじめとする道産ワイン販売に携わる者を対象としたマーケティング等のセミナーを行う。 (3) ワイン産地北海道連携促進事業委託業務ワイン産地北海道連携促進事業委託業務ワイン産地化・ブランド形成に向けて、北海道内研究機関等が連携し、ぶどう栽培やワイン醸造に関するデータベースを構築し、生産者へのフィードバックを行うとともに、プラットフォーム形成に向けて関係機関が必要な取組内容を検討する。	北海道 経済部食関連産業室 ブランド推進係 ☎011-204-5138
研修会・講習会の開催 [無料] (研修会等に必要な消耗品等の実費をいただくことがあります。)	企業等	企業等の技術者や地域産業の担い手の皆様を対象とした研修会や講習会を開催します。 対応曜日:月〜金(祝日除く)対応時間:8:45~17:30	(地独)北海道立総合研究機構本部連携推進部☎011-747-2900 e-mail:hq-soudan@ hro.or.jp
研修者の受け入れ [無料] (研修等に必要な消耗品等の 実費をいただくことがあります。)	企業等	企業等の技術者や地域産業の担い手の皆様を研修者等として受け入れます。 対応曜日:月〜金(祝日除く) 対応時間:8:45〜17:30	(地独)北海道立総合研究機構本部連携推進部☎011-747-2900 e-mail:hq-soudan@hro.or.jp
技術 講 習 [募集期間:未定] [無 料]	オホーツク地域食品企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に 限る	食品加工企業等における技術力の向上を図るため、基礎的技術、新しい製造技術、品質・衛生管理や商品開発などに関する技術講習会を開催しています。 今年度の開催予定 ・秋頃:高度食品加工技術講習会 ・7月:衛生検査実技 ・7月:HACCP導入講座	北海道立オホーツク圏地域食品 加工技術センター [管理運営:(公財)オホーツク財団] ☎0157-36-0680
研修生受入机 [募集期間:随時] [有 料]	企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に限る	地域企業の従業者・技術者の資質向上を目的に研修生を受け入れ、加工技術・品質管理技術に関する技術指導を行っています。 昨年度実績:6件 受入技術分野:機器利用技術習得、衛生試験実技習得、食品開発技術 習得	
地域技術研究会 [募集期間:不定期] [無 料]	地域の産学官の研究者・技術者など	地域の産学官の研究者・技術者等の交流や、共通課題の検討を図るため、技術・業種別研究会を開催しています。 昨年実績及び現在活動している研究会名 1.オホーツク公立食品加工施設実務者研究会 2.発酵微生物・酵素利用研究会	
技 術 研 修 [募集期間:未定] [無 料]	釧路・根室地域の中小企業者等	地域企業等の技術力の向上、技術の高度化を図るため、CAD、溶接など基礎的技術に関する講習会や企業経営に関する講習会などを行います。	(- 0 (3) Pril- H IP (- 17)
オンラインによる研修 WEBee キャンパス [有 料]		WEB会議システムを利用したリアルタイムの双方向型研修。 インターネット環境、Webカメラ、ヘッドセットでどこからでも受講 可能。 https://webeecampus.smrj.go.jp	(独)中小企業基盤整備機構中小企業大学校web校 ☎03-5470-1823
中小企業大学校 に よ る 研 修 [有 料]	中小企業者等	中小企業の経営者及び経営管理者等に対する各種研修を実施しています。 案内ホームページ https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html	中小企業大学校旭川校 20166-65-1200
技術講習[無料]	十勝地域食品企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に 限る	企業等における技術力の向上を図るため、基礎的技術の習得や新しい 製造技術、品質・衛生管理や商品開発などに関する技術講習会を開催 しています。 【食品加工技術センター】 ・微生物講習会(初級編・中級編)等 【十勝産業振興センター】 ・3D-CAD講習会(初級編)等	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 【食品加工技術センターグループ】 (☎0155-37-8383) 【十勝産業振興センターグループ】 (☎0155-38-8850)
技術 講 習 (オンデマンド型支援コース) 「 有 料]	十勝地域食品企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に 限る	希望する時に希望する内容を支援する、オンデマンド型の食品関連評価コース、機械・電子関連技術セミナーを実施しています。 【食品加工技術センター】 ・賞味期限設定のための支援コース ・味覚センサーを用いた味質評価コース ・HACCP導入のための支援コース 【十勝産業振興センター】 ・エレクトロニクス、通信、ソフトウェア、FA、マシンビジョン、機械設計に関する技術セミナー	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 【食品加工技術センターグループ】 (☎0155-37-8383) 【十勝産業振興センターグループ】 (☎0155-38-8850)

		E dest t	
支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
技 術 研 究 会 [募集期間:各研究会により異なる]	地域の産学官の研究者・技術者など	地域の産学官の研究者・技術者等の交流や、共通課題の検討を図るため、 技術・業種別研究会を開催しています。 【食品加工技術センター】 ・十勝圏ナチュラルチーズ品質管理研究会 ・十勝圏地域食品加工技術者の会 【十勝産業振興センター】 ・ISOBUS普及推進会(事務局)	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 【食品加工技術センターグループ】 (☎0155-37-8383) 【十勝産業振興センターグループ】 (☎0155-38-8850)
研修生受入 [募集期間:随時] [無 料]	企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に 限る	地域食品加工企業等の従業員・技術者の資質向上を目的に研修生を受け入れ、加工技術・品質管理技術に関する実践的な技術指導を行っています。 【過去の受入実績例】 肉製品加工技術、乳製品製造加工技術、豆腐製造に関する技術、微生物検査技術、衛生管理の基礎等	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 【食品加工技術センターグループ】 (☎0155-37-8383)
技術研修会・講習会の開催 [募集期間:随時] [無料]	苫小牧地域を中心とする企業(地域 制限ありません)	企業における技術力の向上や高度化、新技術の普及等を図るため、技 術研修会や講習会を開催します。	苫小牧市テクノセンター ☎0144-57-0210
新入社員・中堅技術者向け 常設研修会の開催 [募集期間:随時] [無料]	苫小牧地域を中心とする企業(地域 制限ありません)	新入社員、中堅技術者等向けの個別対応型技術者研修会を開催します。	苫小牧市テクノセンター ☎0144-57-0210
技術講習 [無料]	企業等	企業などの技術の高度化を図るため、技術研修会や研究成果発表会等を開催しています。 詳細は決まり次第、次のHPアドレスにてご案内いたします。 http://www.techakodate.or.jp/	北海道立工業技術センター ☎0138-34-2600
研修生受入れ [募集期間:随時] 有料]	企業等	企業の中堅技術者の資質向上のため、企業等の技術者を研修生として 受け入れています。 【費用】 1万円/月	(公財)函館地域産業振興財団 (総務課) ☎0138-34-2600
	食品の製造・加工・調理・販売等に 携わる人、品質衛生管理責任者・関 係者等	HACCPに沿った衛生管理の浸透を目的とした研修や、危害要因として最も発生頻度の高い微生物研修会等、食品業界における人材の育成を目的とした研修の実施。 http://hofia.org/schedule.html	(一社)北海道食品産業協議会 ☎011-241-6447
情報化人材育成事業 [募集期間:未定] 有 料]	IT企業及びユーザー企業IT部門の社員	・初級から高度まで幅広い技術者の育成とスキルアップのための研修を開催・個別企業のご要望に沿ってニーズにマッチした受託研修の企画・開催・第4次産業革命スキル習得講座認定 「AIエンジニア講座」などのAI人材育成講座の開催	(株) 北海道ソフトウェア 技術開発機構 ☎011-816-9700
新入社員研修 [募集期間:未定] [有 料]	T企業及びユーザー企業 T部門の新卒者・中途採用者	ビジネスマナー研修、IT基礎および開発技術研修及びフォローアップ 研修の開催	

(4) 技能試験

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
ビジネス・キャリア 検 定 試 験 (公的資格試験) [募集期間:4月から7月] [募集期間:10月から12月]	職務を遂行する上で必要となる知識の習得と実務能力の評価を行うことを目的とした試験です。 【対象者】 1級:実務経験10年以上(部門長、ディレクター、相当職を目指す方) 2級:実務経験5年程度(課長、マネージャー相当職を目指す方) 3級:実務経験3年程度(係長、リーダー相当職を目指す方) BASIC級:学生、就職希望者、内定者、入社してまもない方 【内容】 8分野43試験から自分の職種にあった受験が可能です。厚生労働省が定める職業能力開発評価基準に準拠しています。	北海道職業能力開発協会 ☎011-825-2385
コンピュータサービス 技 能 評 価 試 験 (公的資格試験) [募集期間:5月から3月]	職務を遂行する上で必要となる知識の習得と実務能力の評価を行うことを目的とした試験です。 【対象者】 パソコンを使う入門者からエキスパートまでを対象にしたグレード設定(上位から1級(エキスパートレベル)→2級(実務レベル)→3級(入門レベル))をしています。 実務作業を想定した試験内容で、仕事で活用できる能力を評価するため、即戦力の人材を育成、評価できます。 【内容】 基本アプリケーション操作として「ワープロ部門」「表計算部門」、IT 社会では必須の「情報セキュリティ部門」の3部門があります。	北海道職業能力開発協会 総務部総務振興課 ☎011-825-2385
技能 検定 [募集期間:4月、10月] 有 料]	働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する「国家検定制度」です。 技能検定は技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。 技能検定の合格者には、厚生労働大臣名(特級、1級、単一等級)または北海道知事名(2級、3級)の合格証書が交付され、技能士と称することができます。なお、平成29年度後期から若者(35歳未満)の受検を促進するため、ものづくり分野の2級及び3級の実技試験手数料が国の措置(負担)により減額されます。	北海道職業能力開発協会 技能振興部技能検定課 ☎011-825-2386

(1) 認証

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
北海道働き方改革 推進企業認定制度 [募集期間:随時] [無料]	業所を有し、道内において事業活動 を行う従業員1人以上を雇用する法	取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉に資する ことを目的とした制度です。	北海道 経済部労働政策局 雇用労政課 働き方改革推進室 就業環境係
		【制度概要】 「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」の3つを 基本にこれらの取組を積極的に行っている企業を評価し、認定する 制度です。	☎011-204-5354
		働き方改革の取組の熟度(獲得ポイント)に応じて、4つのグレード(ホワイト・ブロンズ・シルバー・ゴールド)で認定し、より高い水準の取組を行っている企業が高い評価を獲得できる仕組みになっています。	
		認定を受けた企業は ・日本政策金融公庫「働き方改革推進支援資金」の利用 ・北海道の中小企業制度融資の利用 ・北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点※ (※北海道あったかファミリー応援企業要件及びなでしこ応援企業要件などを満たしている必要があります。) ・ゴールド認定表彰(ゴールド認定を受けた企業のみ)	
		などのメリットを受けることができます。 詳しくは、以下のアドレスの北海道のホームページをご覧ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hatarakikatakaikakuninntei seido.htm	
エ ヅ シ カ 肉 処 理 施 設 認 証 制 度 [申請期間:毎年7月・8月] [無 料]	け、エゾシカ肉の処理を行っている	次の要件を全て満たす施設からの申請を受け、書類審査及び現地審査を経て、エゾシカ肉処理施設認証検討会で検討後、認証施設を決定し、道のHPなどで紹介します。 1. 道内に設置された食肉処理施設であること。 2. エゾシカ衛生処理マニュアル(平成18年10月北海道作成)を遵守していること。 3. 北海道HACCP(北海道保健福祉部)で評価段階A以上を取得していること。	北海道 環境生活部環境局 自然環境課 エゾシカ活用係 ☎011-204-5988
		4.出荷する製品のトレーサビリティを書面上で確認することが可能であること。 5.要綱に定めるカットチャートを遵守していること。 6.要綱に定める表示ラベルの記載事項を遵守していること。	
シカの日参加店登録 登録 制度 [募集期間:随時] [無料]		次の店舗・期間・参加回数の条件を満たす店舗を、シカの日参加店として登録し、道のHPなどで紹介します。 【店舗条件】 ①、②のいずれかに該当 ①「エゾシカ肉処理施設認証制度」による認証施設で処理されたエゾシカ肉や加工品を利用した料理を提供する飲食店②上記認証施設で処理されたエゾシカ肉やその加工品を取り扱う食肉販売店 【対象期間や参加回数の条件】 ①~③のいずれかに該当	北海道 環境生活部環境局 自然環境課 エゾシカ活用係 ☎011-204-5988
		①10月から3月の毎月第4火曜日「シカの日」に3回以上サービスを提供する店舗であること。 ②「シカの日」を含む連続1週間以上のサービスを10月から3月の間に1回以上提供する店舗であること。 ③「エゾシカウィーク(※)」に参加する店舗であること。 ※毎年2月に開催するエゾシカ肉消費拡大運動	
道産食品独自認証制度 (きらりっぷ) 推進事業 [募集期間:品目毎に設定] 有 料]	道内で道産食品の生産を行う個人、 中小企業、大企業、その他	道産食品に対する消費者の信頼を確かなものとし、北海道ブランドの向上を図るため、北海道ならではの自然環境や高い技術を活かして生産される安全で優れた道産食品を認証するものです。認証品については、オフィシャルブックや道のHPなどで紹介するほか、商談会や各種イベントでのPRを実施しています。 【内容】 知事の登録を受けた認証機関(3団体)が、認証を受けたい事業者	
		からの申請を受け、必要な審査を行い、知事が定めた基準に適合した場合に認証を行います。 (認証機関と所管する認証品目) ・(一財) 日本穀物検定協会北海道支部 ・(ハム類、②日本酒、③ベーコン類、④ソーセージ類、⑤そば、⑥みそ、⑦ワイン、⑧アイスクリーム、⑨納豆、⑩しょうちゅう、⑪豆腐、⑫しょうゆ、⑬生中華麺、⑭ビール、⑮生ハム・(一社) 北海道水産物検査協会	
		①熟成塩蔵さけ、②いくら、③醤油いくら、④熟成塩蔵からふとます、⑤魚醤油 ・(公社) 北海道酪農検定検査協会 ①ナチュラルチーズ	

(2) 表彰

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
北海道加工食品コックール 「道産食品の改良・開発、販路拡大の支援」 当協議会HPの年間スケジュールに適宜記載 有料	道産資源を主な原材料として、概ね 3年以内に改良・開発を行った、食 品製造加工業者	毎年1回、1月~2月の間の1日間にて実施。審査は開発・加工技術関係者、流通小売関係者、品質・衛生管理関係者、消費者団体関係者等の約10名の審査員により行われる。 当コンクールに出品する事により、 * 審査員から具体的なアドバイスを得られる * 受賞すれば当該商材だけでなく、企業PRになる * 最優秀賞受賞商品は、東京で行われる「ふるさと食品中央コンクール」に当協議会から推薦され、より広域市場でのPRに繋がる	(一社)北海道食品産業協議会 ☎011-241-6447
募集期間 2~3月 表彰式 10月	国内の企業・機関、個人等	【制度概要】 大正10年に開始した地方発明表彰は、実施されている優れた発明、考案又は意匠を生み出した技術者・研究者を顕彰するものです。 【内容】 全国8地方(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)に分けて実施しています。 それぞれの地方から生まれた、優れた発明等を募集しています。技術的に優秀で、かつ実施効果が高い特許、実用新案及び意匠の発明者等を対象に次の各賞を贈呈します。 特別賞(文部科学大臣賞、特許庁長官賞、中小企業庁長官賞、経済産業局長賞、発明協会会長賞、日本弁理士会会長賞、知事賞、市長賞等)・発明奨励賞他	(一社)北海道発明協会 ☎011-747-7481
[有 料]	売者、施主、プロジェクトの主催者、 そのデザイン・開発・研究などを担当した事業者、個人等)	キッズデザイン賞は、子どもや子どもの産み育てに配慮したすべての製品・空間・サービス・活動・研究を対象とする顕彰制度です。「子どもたちが安全に暮らす」「子どもたちが感性や創造性豊かに育つ」「子どもを産み育てやすい社会をつくる」という目的を満たす、製品・空間・サービス・活動・研究の中から優れた作品を選び、広く社会に発信していくことを目的に創設されました。子ども用にデザインされたものはもちろん、大人・一般向けに開発されたものでも、子どもや子育てに配慮されたデザインであればすべてが対象となります。 審査を通過した作品はキッズデザイン賞として顕彰され、さらにその中から最優秀賞(内閣総理大臣賞)や優秀賞(経済産業大臣賞など各大臣賞)などが授与されます。受賞作品は「キッズデザインマーク」を使用することができ、販売促進や広報などで、その成果を広く社会にアピールすることができます。	(賞について) キッズデザイン賞事務局 e-mail: 2020kids@ kidsdesign.jp ☎03-5405-2142 (主催) 特定非営利活動法人 キッズデザイン協議会 e-mail: info@kids design.jp ☎03-5405-2141
グッドデザイン賞 [有 料]	応募対象の提供に主たる責任を有する法人及び個人(商品の生産・販売者、建築施設の施主、コミュニケーションメディアの提供者、サービス事業の提供者、事業と活動の主催者など)並びにデザイン事業者	1957年に経済産業省(旧通商産業省)によって創立された「グッドデザイン商品選定制度」を(公財)日本デザイン振興会が承継し、1998年度より同団体が主催している総合的デザイン評価・推奨制度です。応募対象のうち、優れていると認められるものについて、「グッドデザイン賞」、さらに特に優れているものについては「グッドデザイン大賞」「グッドデザイン金賞」などの特別賞を贈呈します。グッドデザイン賞を通じ、受賞による高い社会的評価が得られるなど、産業や中小企業への振興が図られます。また、次世代デザインへの取組や若手デザイナーの育成が図られるなどの効果が期待されます。	(公財) 日本デザイン振興会 グッドデザイン賞事務局 ☎03-6743-3777 info@help.g-mark.org

13

支援機関別の支援制度

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
No		支援機関名	 ここ	相情報提供	創事 業 承 業継	経営革新・経営と	新製品・新技術の	技術課題解決	施設備拡導充入	市場路開拡大		6次産業化	人 材 育 成保	認表
1	(公財)北海道中小企	業総合支援センター												
	経営支援部	経営支援G		0	0	0	0					0		
		助成支援G			0	0	0			0	0		0	
	企業振興部	取引支援G								0				
		金融支援G			0				0					
	上 北海道よろず支援			0										
	北海道6次産業化			0								0		
		継支援高度化事業担当 継支援高度化事業担当			0									
2	北海道													
		交通政策局交通企画課	0											
	総合政策部	国際局国際課									0			
		地域経済局中小企業課		0	0	0			0					
		産業振興局産業振興課							0	0			0	
		産業振興局科学技術振興課								0			0	
		環境・エネルギー局 環境・エネルギー課				0								
	経済部	経済企画局経済企画課	0											
		情報統計局情報政策課										0		
		労働政策局		0									0	
		観光局	0											
		食関連産業室								0	0		0	
		環境局自然環境課												0
	環境生活部	環境局気候変動対策課					0							
	農政部	食の安全推進局食品政策課												0
	水産林務部										0			
3	北海道休業協力・感染リ	スク低減支援金お問い合わせセンター	0											
4	北海道経営持続化臨門		0											
5	持続化給付金事業コー		0											
6			0											
7		感染症対策経営支援センター	0											
8	(地独) 北海道立総合			0				0					0	
9		圏地域食品加工技術センター		0			0	0					0	\vdash
10	北海道立工業技術セ			0				0					0	\vdash
11	北海道立市民活動促			0										
12	経済産業省北海道経			_	1	1	ı	<u> </u>	1	l .	<u> </u>	1	1	
		中小企業課			0	0		0						\Box
	産業部	経営支援課・商業振興室			0		0	_			0	0		
		製造・情報産業課	0				-							
	地域経済部	産業技術革新課					0							\vdash
13	 北海道農政事務所											0		$\vdash \vdash$
14			0										0	
15													0	
16					0		0						0	
17				0										
18				_	0					0				
19	(公財) オホーツク財			0				0		-			0	
20	(一社) 北見工業技術							0						\vdash
21		業技術振興センター						0					0	
22	(独) 高齢・障害・求												0	
	·~ -301 LT 3	I I I I I I I I I I I I I I I I I										1		لــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	- 11	12
		コ緩	相情	創事				施設	市販		6 地	人・	認表
No	支援機関名	ロナ	報	業	営善・	製発	術 課	設備	場路	外 事	次域	材確	
		影	提	承	経営革新・経営改善・安定化	新製品・新技術開発・事業化	技術課題解決	拡導	開拡	海外事業展開	産業振	育	
23	(一財) さっぽろ産業振興財団	響和	談供	業継	宮化	彻 化	决	充入	拓大	開	化興	成保	証彰
23	札幌市産業振興センター			0									
	ル機川産業城県 ピンター 販路拡大支援部		0	0	0	0				0			
							0						
	映像産業振興課									0			
	札幌中小企業支援センター	0	0	0	0								
	札幌市エレクトロニクスセンター				0	0	0						
24	札幌市エレントローンスピンター (一財) 省エネルギーセンター北海道支部				0	0	0						
	(株) 千歳国際ビジネス交流センター			0									
	(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部 中小企業大学校旭川校		0	0	0					0			
	中小正東人子校旭川校 (公財) 道央産業振興財団											0	
	(公財) 追犬性未振呼射団 (公財) とかち財団				0	0						0	
	(公別) とから則団 苫小牧市テクノセンター		0				0					0	
	占小牧市テクノセンター 日本弁理士会北海道会		0									0	
			0										
	(独) 日本貿易振興機構北海道貿易情報センター									0			
	函館市産業支援センター			0								_	
	(公財) 函館地域産業振興財団			0		0			0			0	
	(株) 美唄ハイテクセンター			0									
	(公財) 北洋銀行中小企業新技術研究助成基金					0							
	(公財) 北海道科学技術総合振興センター		0			0	0		0				
	(公財) 北海道環境財団							0					-
	北海道経営改善支援センター				0								
	北海道経済連合会		0										
	北海道事業引継ぎ支援センター			0									
	(一社) 北海道食産業総合振興機構 (フード特区機構)		0										
	(一社) 北海道商工会議所連合会			_	0		0						
	北海道商工会連合会			0	0		0		0				
	北海道職業能力開発協会		_									0	
	(一社) 北海道食品産業協議会		0									0	0
	北海道信用保証協会	0		0	0								
	(株) 北海道ソフトウェア技術開発機構			0								0	
	北海道知的所有権センター		0			0							
	(一社) 北海道中小企業家同友会					0							
	北海道中小企業再生支援協議会				0								
	北海道中小企業団体中央会				0								
	(一社) 北海道発明協会		0										0
	(一社) 北海道貿易物産振興会								0	0			
	(公財) 室蘭テクノセンター			0		0			0			0	
	(一社) 環境共創イニシアチブ				0								
	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会												0
58	(株) 全国商店街支援センター										0		
59	(独) 中小企業基盤整備機構		0									0	
60	(公財) 日本デザイン振興会												0
61	(独) 日本貿易振興機構									0			
	(公財) 三菱UF J技術育成財団					0							
63	(一財) 食品需給研究センター		0										
64	日本政策金融公庫												
	国民生活事業	0			0								
	中小企業事業	0			0								

※〇印は、その該当する区分の支援制度が本書に掲載されていることを示しています。

14 お問い合わせ先一覧

(公財) 北海道中小企業総合支援センターと北海道及び北海道の出先機関

No	機	関・団体名		住所	TEL/FAX
1 (-					☎ (011) 232-2001
	経営支援部	経営支援G			FAX (011) 232-2011 (011) 232-2402
	程名义援印	助成支援G			☎ (011) 232-2402
	企業振興部	取引支援G			☎ (011) 232-2405
	企業振興部 取51支援G 金融支援G		− − 060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目	a (011) 232-2404
	11.25-24.1 12-15			経済センタービル9階	a (011) 232-2407
	北海道よろず支援	美拠 点			FAX (011) 232-2011
	北海道6次産業(ヒサポートセンター			☎ (011) 200-0013 FAX (011) 232-2011
	プッシュ型事業を	承継高度化事業			☎ (011) 232-2012 FAX (011) 232-2011
	道南支部		〒 041-0801	函館市桔梗町379番地 北海道立工業技術センター内	☎ (0138) 82-9089 FAX (0138) 34-2601
	十勝支部			帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内	☎ (0155) 67-4515
	釧根支部			釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	☎ (0154) 64-5563
	道北支部			旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	☎ (0166) 68-2750 FAX (0166) 68-2828
	オホーツク支部			北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内	☎ (0157) 31-1123
	日胆支部		〒 050-0083	室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内	☎ (0143) 47-6410
2 킈	比海道 「				- (044) 004 4444
	北海道庁			札幌市中央区北3条西6丁目	a (011) 231-4111
	空知総合振興局		T 068-8558		☎ (0126) 20-0200 ☎ (011) 231-4111
	石狩振興局 後志総合振興局		〒 060-8558 〒 044-8588	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 虹田郡倶知安町北1条東2丁目	☎ (0136) 23-1300
				室蘭市海岸町1丁目4番1号	
	胆振総合振興局		1 001 0000	むろらん広域センタービル	a (0143) 24-9900
	日高振興局		〒 057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56	a (0146) 22-9030
	渡島総合振興局		〒 041-8558	函館市美原4丁目6-16	☎ (0138) 47-9400
	檜山振興局			檜山郡江差町字陣屋町336-3	☎ (0139) 52-6500
	上川総合振興局		〒 079-8610	旭川市永山6条19丁目	a (0166) 46-5900
	留萌振興局		₹ 077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地2	a (0164) 42-8404
	宗谷総合振興局	= (B) C	〒 097-8558	稚内市末広4丁目2-27	a (0162) 33-2516
	オホーツク総合拡	成興局	T 093-8585	網走市北7条西3丁目	a (0152) 41-0603
	十勝総合振興局			帯広市東3条南3丁目	a (0155) 26-9005
	釧路総合振興局			釧路市浦見2丁目2番54号	☎ (0154) 43-9100 ☎ (0153) 24-0257
7,5	│根室振興局		1 007-0300	根室市常盤町3丁目28番地	Δ (0155) 24-0257
	北海道立札幌高等		₹ 065-0027	札幌市東区北27条東16丁目	☎ (011) 781-5541
	北海道立函館高等		₹ 041-0801	函館市桔梗町435番地	☎ (0138) 47-1121
	北海道立旭川高等			旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	a (0166) 65-6667
		等技術専門学院稚内分校 第技術専門学院稚内分校	₹ 097-8558		a (0162) 33-2636
	北海道立北見高等		₹ 090-0826		a (0157) 24-8024
	北海道立室蘭高等		₹ 050-0084		a (0143) 44-3522
	北海道立苫小牧高			苫小牧市新開町4丁目6-10	a (0144) 55-7007
	北海道立帯広高等			帯広市西24条北2丁目18-1	☎ (0155) 37-2319
	北海道立釧路高等			釧路市大楽毛南1丁目2-51	a (0154) 57-8011
	国立北海道障害者	五 音職業能力開発校	₸ 073-0115	砂川市焼山60番地	☎ (0125) 52-2774

		7 (7)			
No	機	関・団体名		住所	TEL
3	(地独) 北海道立総合	分研究機構			
	本部連携推進部	(総合相談窓□)	〒 060-0819	札幌市北区北19条西11丁目	☎ (011) 747-2900
		中央農業試験場	〒 069-1395	夕張郡長沼町東6線北15号	☎ (0123) 89-2001
		上川農業試験場	〒 078-0397	上川郡比布町南1線5号	1 (0166) 85-2200
		道南農業試験場	〒 041-1201	北斗市本町680番地	☎ (0138) 77-8116
	農業研究本部	十勝農業試験場	〒 082-0081	河西郡芽室町新生南9線2番地	☎ (0155) 62-2431
	展来训入华印	根釧農業試験場	〒 086-1135	標津郡中標津町旭ヶ丘7番地	☎ (0153) 72-2004
		北見農業試験場	〒 099-1496	常呂郡訓子府町字弥生52	☎ (0157) 47-2146
		畜産試験場	〒 081-0038	上川郡新得町字新得西5線39番地1	☎ (0156) 64-0616
		花・野菜技術センター	〒 073-0026	滝川市東滝川735番地	☎ (0125) 28-2800
		中央水産試験場	〒 046-8555	余市郡余市町浜中町 238番地	☎ (0135) 23-7451
		函館水産試験場	〒 040-0051	函館市弁天町20番5号	☎ (0138) 83-2892
		釧路水産試験場	〒 085-0027	釧路市仲浜町4番25号	☎ (0154) 23-6221
	水産研究本部	網走水産試験場	〒 099-3119	網走市鱒浦1丁目1番1号	☎ (0152) 43-4591
		稚内水産試験場	〒 097-0001	稚内市末広4丁目5番15号	☎ (0162) 32-7177
		栽培水産試験場	〒 051-0013	室蘭市舟見1丁目156番3号	☎ (0143) 22-2320
		さけます・内水面水産試験場	〒 061-1433	恵庭市北柏木町3丁目373番地	☎ (0123) 32-2135
	森林研究本部	林業試験場	〒 079-0198	美唄市光珠内町東山	☎ (0126) 63-4164
	オイイがいけっていた。	林産試験場	〒 071-0198	旭川市西神楽1線10号	1 (0166) 75-4233
	産業技術	工業試験場	〒 060-0819	札幌市北区北19条西11丁目	☎ (011) 747-2321
	研究本部	食品加工研究センター	〒 069-0836	江別市文京台緑町589番地4	1 (011) 387-4111
	産業技術 環境研究本部	エネルギー・環境・ 地質研究所	〒 060-0819	札幌市北区北19条西12丁目	☎ (011) 747-3521
	建築研究本部	北方建築総合研究所	〒 078-8801	旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号	☎ (0166) 66-4211
4	北海道立オホーツク	圏地域食品加工技術センター オホーツク財団]	〒 090-0008	北見市大正 353-19	☎ (0157) 36-0680
5	北海道立工業技術セ	ンター	〒 041-0801	函館市桔梗町379番地32	☎ (0138) 34-2600
6	北海道立市民活動促	進センター	〒 060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル(かでる2・7)8階	☎ (011) 261-4440

国及び国の出先機関					
No	機関・団体名	住所	TEL		
7	経済産業省北海道経済産業局	〒060-0808 札幌市中央区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 ☎((011) 709-2311		
8	北海道農政事務所	〒 064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条第2ビル	(011) 330-8800		
9	厚生労働省北海道労働局 (雇用助成金さっぽろセンター)	〒060-8566 札幌市中央区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎6階 ☎((011) 788-9132		
10	図館☎0138-26-0735 ハローワークプラ 八雲☎0137-62-2509 江差☎0139-52-0 帯広☎0155-23-8296 ハローワークプラ 池田☎0155-72-2561 北見☎0157-23-6 小樽☎0134-32-8689 新市☎0135-22-3 釧路☎0154-41-1201 ハローワークプラ リローワークプラザ中島☎0143-47-8103 岩見沢☎0126-22-3450 稚内☎0165-23-3	ザ帯広	58-23-5291 25-54-3147 64-42-0388 52-44-6287 0153-72-2544 3163		

道内産業支援機関

道内	直内産業支援機関					
No	機関・団体名	機関・団体名 住所		TEL		
11	(一財)旭川産業創造プラザ	〒 078-8801	旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター	☎ (0166) 68-2820		
12	R&Bパーク札幌大通サテライト(HinT)	〒 060-0042	札幌市中央区大通西5丁目8番地 昭和ビル7階	☎ (011) 219-3359		
13	恵庭リサーチ・ビジネスパーク (株)	〒 061-1374	恵庭市恵み野北3丁目1-1	☎ (0123) 36-3113		
14	(公財)オホーツク財団	₹ 090-0008	北見市大正 353-19	☎ (0157) 33-4581		
15	(一社) 北見工業技術センター運営協会	〒 090-0836	北見市東三輪5丁目1番地4	☎ (0157) 31-2705		
16	(公財)釧路根室圏産業技術振興センター	〒 084-0905	釧路市鳥取南7丁目2番23号	☎ (0154) 55-5121		
17	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道式					
	北海道職業能力開発促進センター		札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号 ポリテクセンター北海道内	☎ (011) 640-8822		
	高齢・障害者業務課		札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号 ポリテクセンター北海道内	☎ (011) 622-3351		
	旭川訓練センター		旭川市永山8条20丁目3番1号	☎ (0166) 48-2327		
	釧路訓練センター		釧路市大楽毛南4丁目5番57号	☎ (0154) 57-8114		
	函館訓練センター	〒 041-0841	函館市日吉町3丁目23番1号	☎ (0138) 52-0323		
10	北海道職業能力開発大学校	⊤ 047-0292	小樽市銭函3丁目190番地	☎ (0134) 62-3553		
18	(一財) さっぽろ産業振興財団	-		a (011) 020 2122		
	産業振興センター	= 002 0005		a (011) 820-3122		
	販路拡大支援部	T 003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1	a (011) 820-2062		
	・ ロー・			☎ (011) 817-8911		
	株幌中小企業支援センター	〒 060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル2階	☎ (011) 200-5511		
	札幌市エレクロトニクスセンター	-	札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1-10	5 (011) 807-6000		
19	(一財) 省エネルギセンター 北海道支部	T 060-0013	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル6階	☎ (011) 271-4028		
20	(株) 千歳国際ビジネス交流センター	₹ 066-0009	千歳市柏台南1丁目3-1 千歳アルカディアプラザ	☎ (0123) 42-0501		
21	(独) 中小企業基盤整備機構北海道本部	₹ 060-0002		a (011) 210-7470		
22	中小企業大学校旭川校	₹ 078-8555	旭川市緑が丘東3条2丁目2-1	a (0166) 65-1200		
23	(公財) 道央産業振興財団		苫小牧市字柏原32番地の27 苫小牧市テクノセンター内	☎ (0144) 51-2770		
24	(公財)とかち財団	〒 080-2462	帯広市西22条北2丁目23	a (0155) 38-8808		
25	苫小牧市テクノセンター	〒 059-1362	苫小牧市柏原32番地の27	1 (0144) 57-0210		
26	日本弁理士会北海道会	〒 060-0807	札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル3階	1 (011) 763-9331		
27	(独) 日本貿易振興機構北海道貿易情報センター (ジェトロ北海道)	〒 060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	☎ (011) 261-7434		
28	函館市産業支援センター	₹ 041-0801	函館市桔梗町379番地32函館テクノパーク内	1 (0138) 34-2561		
29	(公財) 函館地域産業振興財団	〒 041-0801	函館市桔梗町 379 番地	1 (0138) 34-2600		
30	(株) 美唄ハイテクセンター	〒 079-0261	美唄市茶志内町3区	1 (0126) 65-2080		
31	(公財)北洋銀行中小企業新技術研究助成基金	〒 060-8640	札幌市中央区大通西3丁目11番地 (株)北海道二十一世紀総合研究所内	☎ (011) 231-3053		
32	(公財)北海道科学技術総合振興センター	〒 001-0021	札幌市北区北21条西12丁目 コラボほっかいどう	1 (011) 708-6525		
33	(公財) 北海道環境財団	〒 060-0004	札幌市中央区北4条西4丁目1 伊藤・加藤ビル4階	☎ (011) 206-1573		
34	北海道経営改善支援センター	〒 060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル6階	☎ (011) 232-0217		
35	北海道就業支援センター	〒 060-0004	札幌市中央区北4条西5丁目1 大同生命札幌共同ビル7階	a (011) 204-5099		
36	北海道事業引継ぎ支援センター	〒 060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル5階	☎ (011) 222-3111		
37	(一社) 北海道食産業総合振興機構 (フード特区機構)	〒 060-0001	札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌MNビル8階	a (011) 200-7000		
38	(一社) 北海道商工会議所連合会	〒 060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル2階	☎ (011) 241-6305		
39	北海道商工会連合会	〒 060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 4階	☎ (011) 251-0101		
40	北海道職業能力開発協会	〒 003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	☎ (011) 825-2385		
41	(一社) 北海道食品産業協議会	〒 060-0042	札幌市中央区大通西8丁目2 北大通ビル5階	a (011) 241-6447		
42	北海道信用保証協会	〒 060-8670	札幌市中央区大通西14丁目1	☎ (011) 241-2231		
43	(株) 北海道ソフトウェア技術開発機構	〒 003-0801	札幌市白石区菊水1条3丁目1-5 メディアミックス札幌	☎ (011) 816-9700		
44	北海道知的所有権センター	〒 060-0807	札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル5階 北海道発明協会内	☎ (011) 747-7481		
45	(一社) 北海道中小企業家同友会	〒 060-0906	札幌市東区北6条東4丁目1番地7 デ・アクネさっぽろビル13階	☎ (011) 702-3411		

١	0 機関・団体名	住所	TEL
4	北海道中小企業団体中央会	〒 060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階	☎ (011) 231-1919
4	7 (一社) 北海道発明協会	〒 060-0807 札幌市中央区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル5階	a (011) 747-7481
4	8 (一社) 北海道貿易物産振興会	〒 060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル1階	5 (011) 251-7976
4	9 (公財) 室蘭テクノセンター	〒 050-0083 室蘭市東町 4丁目 28-1	a (0143) 45-1188

道外産業支援機関

No	機関・団体名	住所	TEL
50	(一社) 環境共創イニシアチブ	〒 104-0061 東京都中央区銀座 2-16-7 恒産第3ビル7階	☎ (0570) 055-122
51	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会	〒 105-0001 東京都港区虎ノ門 3-4-10 虎ノ門 35森ビル7階	☎ (03) 5405-2141
52	(株)全国商店街支援センター	〒 104-0043 東京都中央区港1-6-11 ACN八丁堀ビル4階	1 (03) 6228-3061
53	(独)中小企業基盤整備機構	〒 105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37森ビル	☎ (03) 3433-8811
54	(公財)日本デザイン振興会	〒 107-6205 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 5階	☎ (03) 6743-3777
55	(公財)三菱UF J技術育成財団	〒 105-0014 東京都港区芝2丁目4番3号 三菱東京UFJ銀行芝ビル2階	☎ (03) 5730-0338

金融機関

No	1	幾関・団体名	住所			
56	日本政策金融公庫					
	札幌支店	国民生活事業	〒 060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目2-2 経済センタービル(3階:国民生活事業) (4階:農林水産事業)(5階:中小企業事業)	☎ (011) 231-9131	
	1 代際文店	中小企業事業			☎ (011) 281-5221	
	札幌北支店	国民生活事業	〒 060-0807	札幌市北区北7条西4丁目5-1 伊藤110ビル	☎ (011) 726-4221	
	函館支店 国民生活事業 〒 040-0065	= 040 0065	040-0065 函館市豊川町 20-9	☎ (0138) 23-8291		
		1 040-0065		☎ (0138) 23-7175		
	小樽支店	国民生活事業	₸ 047-0032	小樽市稲穂 2-1-3	☎ (0134) 23-1167	
	旭川支店	国民生活事業	= 070-0034	旭川市四条通9-1704-12(朝日生命旭川ビル)	☎ (0166) 23-5241	
		中小企業事業	1 070-0034		a (0166) 24-4161	
	室蘭支店	国民生活事業	₸ 050-0083	室蘭市東町 2-9-8	☎ (0143) 44-1731	
	釧路支店 国民生活事業 〒 085-084	= 005 0047		☎ (0154) 43-3330		
		中小企業事業	1 005-0047	釧路市大町 1-1-1(道東経済センタービル)	☎ (0154) 43-2541	
	帯広支店	国民生活事業	〒 080-0010	帯広市大通南 9-4 (帯広大通ビル)	☎ (0155) 24-3525	
	北見支店	国民生活事業	₸ 090-0036	北見市幸町 1-2-22	☎ (0157) 24-4115	

支援制度ナビ

ホームページから支援制度を検索できます

(公財) 北海道中小企業総合支援センターでは、支援制度データベース 「支援制度ナビ」を当センターのホームページ上で公開しています。 「支援制度ナビ」は、道内の創業者、中小企業者等が利用できる各種 支援制度を「利用目的別」等で検索できるシステムです。どうぞご活用ください。

[URL] https://www.hsc.or.jp/navi/



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階 TEL011-232-2001 FAX011-232-2011



道南支部

〒041-0801 函館市桔梗町379番地 北海道立工業技術センター内 TEL0138-82-9089 FAX0138-34-2601



十勝支部

〒080-0013 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広経済センタービル内 TEL・FAX0155-67-4515



道北支部

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内 TEL0166-68-2750 FAX0166-68-2828



釧根支部

〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内 TEL0154-64-5563



日胆支部

〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内 TEL0143-47-6410



オホーツク支部

〒090-0023 北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内 TEL0157-31-1123

